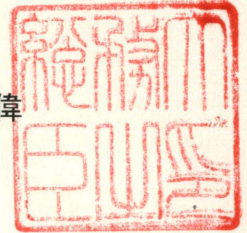


諮問 1177号  
平成19年7月11日

情報通信審議会  
会長 庄山悦彦 殿

総務大臣  
菅 義 偉



諮 問 書

有線テレビジョン放送法施行規則（昭和47年郵政省令第40号）の一部改正に  
関し、別紙により諮問する。

有線テレビジョン放送法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 改正の内容

- 一 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式となっている有線テレビジョン放送についての技術的条件を定め、送信の方式が周波数変調高精細度テレビジョン放送方式又は振幅変調高精細度テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送に係る技術的条件を削除すること。(第十八条第三項、第二十三条、第二十六条の八から第二十六条の十四まで、第二十六条の十八第二項及び第三項、第二十六条の二十一第二項及び第三項、別図第四から別図第十まで、別図第十六並びに別図第十九関係)
- 二 有線テレビジョン放送施設において、有線テレビジョン放送に使用する光の波長についての条件を追加すること。(第二十二條第二項関係)
- 三 受信者端子において、送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式となってい

る有線テレビジョン放送の保安装置の出力端子又は受信用光電送装置の入出力端子における性能規定に関する技術的条件を追加すること。（第二十六条の七関係）

四 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送の搬送波の変調等についての技術的条件を追加すること。（第二十六条の十六から第二十六条の十八まで、第二十六条の二十一第二項、別図第十一、別図第十四及び別図第十五関係）

五 その他規定の整備をすること。

## 第二 施行期日等

一 この省令は、平成十九年十月一日から施行すること。

二 所要の経過措置を設けること。

三 この省令の施行に伴い、電気通信役務利用放送法施行規則（平成十四年総務省令第五号）の規定の整備をすること。

○総務省令第 号

有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第四条及び第三十二条の規定に基づき、有線テレビジョン放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 菅 義偉

有線テレビジョン放送法施行規則の一部を改正する省令

有線テレビジョン放送法施行規則（昭和四十七年郵政省令第四十号）の一部を次のように改正する。  
目次中「周波数変調高精度テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う施設に係る条件」を「標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式による有線テレビジョン放送を行う施設に係る条件」に、「第五款 振幅変調高精度テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う施設に係る条件（第二十六条の十一―第二十六条の十四）」を「第五款 削除」に改める。

第十八条第三項中「。以下この項において同じ」を削り、「及び第二十六条の八の表の五の項から七の項まで」を「及び第二十六条の七第二項」に、「次の表の上欄に掲げる區別に従い、同表の下欄に掲げる条件に適合するもの」を「周波数選択出力装置（線路上で複数の信号搬送波から任意の信号搬送波を選択する装置であつて、選択した信号搬送波の周波数を他の周波数に変換して出力するもの

をいう。第二十六条の七第一項の表の六の項において同じ。）を使用する施設の場合にあつては、同時再送信を行うための当該放送を受信する設備の信号搬送波の出力端子における第一中間周波数（受信周波数と一〇・六七八ギガヘルツの局部発振周波数との差の周波数をいう。以下同じ。）において、最悪月において九九パーセントの確率で（一）一七デシベル以下、それ以外の場合にあつては、同時再送信を行うための当該放送を受信する設備の信号搬送波の出力端子における第一中間周波数において、最悪月において九九パーセントの確率で（一）一四デシベル以下に改め、同項の表を削る。

第二十二條に次の一項を加える。

2 前項に規定する光の波長について、複数の波長の光を多重して伝送する場合にあつては、それぞれの光が互いに映像、音声その他の音響又はデータに障害を与えないものであること。

第二十三條第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式（デジタル放送の標準方式第五章に規定する放送衛星局に係るものに準拠する方式をいう。以下同じ。）となつており、かつ、一、〇三五・〇五メガヘルツから一、三三二・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送

四 受信者端子において、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式（デジタル放送の標準方式第六章第三節に規定する放送衛星局に係るものに準拠する方式をいう。以下同じ。）となつており

、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、〇六七・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送

第二十三条第二項中「有線テレビジョン放送（前項各号に掲げる有線テレビジョン放送であり、かつ、受信者端子において、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限る。）」を「前項各号に掲げる有線テレビジョン放送」に改める。

第二十六条の六中「一、〇四九・四八、一、〇八七・八四、一、一二六・二〇、一、一六四・五六、一、二〇二・九二、一、二四一・二八、一、二七九・六四及び一、三一八・〇〇メガヘルツ」を「一、一二六・二〇、一、一六四・五六及び一、二四一・二八メガヘルツ」に改める。

第二十六条の七に次の一項を加える。

2 受信者端子において、送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式となっており、かつ、一、〇三五・九八メガヘルツから一、三三一・五〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおいて、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場合には、前項の表の四の項の規定は、適用しない。

一 保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子

区	別	条	件
---	---	---	---

一 総務大臣が別に告示する方法を用いて算出	(一) 一六デシベル以下
区 別	条 件
<p>二 受信用光伝送装置の入力端子</p> <p>一 信号搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドにおける第一中間周波数の信号搬送波の入力端子から保安装置まで、又は受信用光伝送装置の出力端子までのものであつて、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。）のレベルとの差</p> <p>二 信号搬送波のレベルと雑音（保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであつて、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。）のレベルとの差</p>	<p>(一) 一五デシベル以下</p> <p>(二) 二四デシベル以下</p>

<p>二 信号搬送波のレベルと雑音（受信用光伝送装置の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。）のレベルとの差</p>	<p>した信号搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドにおける第一中間周波数の信号搬送波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのものであつて、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。）のレベルとの差</p>
	<p>（一）二四デシベル以下</p>

第二章第二節第四款を次のように改める。

第四款 標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式による

有線テレビジョン放送を行う施設に係る条件

（入力信号の条件）

第二十六条の八 標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式による有



線テレビジョン放送を行う場合のヘッドエンドの主たる機器の入力端子（総務大臣が別に告示で定める箇所とする。第二十六条の十四の二及び第二十六条の十八の二において同じ。）における入力信号の復調後におけるビット誤り率は、最悪月において九九パーセントの確率で $1 \times 10^{-6}$ 以下（短縮化リードソロモン（204,188）符号による誤り訂正前とする。）でなければならない。

（搬送波の周波数）

第二十六条の九 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となつており、かつ、一、〇三五・〇五メガヘルツから一、三三二・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の搬送波の受信者端子における周波数は、次の周波数のうちから選定しなければならない。この場合において、その周波数は、当該周波数の搬送波が当該施設で行われる他の有線放送の受信に障害を与えないものでなければならない。

一、〇四九・四八、一、〇八七・八四、一、二〇二・九二、一、二七九・六四及び一、三一八・〇〇メガヘルツ

2 受信者端子において、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となつており、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、〇六七・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の搬送波の受信者端子における周波数は、次の周波数のうちから選定しなければならない。この場合において、その周波数は、当該周波数の搬送波が当該施設で行われる他の有線放送の受信に障

害を与えないものでなければならない。

- 一、六一三、一、六五三、一、六九三、一、七三三、一、七七三、一、八一三、一、八五三、一、八九三、一、九三三、一、九七三、二、〇一三及び二、〇五三メガヘルツ

(搬送波等の条件)

第二十六条の十 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となつており、かつ、一、〇三五・〇五メガヘルツから一、三三二・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送又は送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となつており、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、〇六七・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の搬送波及びその搬送波に係る電磁波は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。

区 別		条 件
一	搬送波の周波数の許容偏差	(±) 一・五メガヘルツ以内
二	搬送波のレベル(変調において用いられる最低周波数の周期に比較してじゆうぶん長い時間(通常、平均の電力が最大である約十分の一秒間)にわたつて平均されたレベルをいう。	次に掲げる式によるAの値以上Bの値以下 $A = 47 + 10 \log_{10} \frac{Z}{75}$ $B = 81 + 10 \log_{10} \frac{Z}{75}$

<p>以下同じ。）</p> <p>三 搬送波のレベルと他の搬送波のレベルとの差</p>	<p>当該搬送波のレベルと隣々接の搬送波（隣接する搬送波に隣接する搬送波をいう。）のレベルとの差は三デシベル以内</p>
<p>四 搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。）のレベルとの差（搬送波のレベルを減数として求められる値とする。以下この表の次の項及び六の項並びに次項において同じ。）</p>	<p>(一) 搬送波の変調の型式が八相位相変調となつている搬送波及びその搬送波に係る電磁波の場合にあつては、（一）一デシベル以下</p> <p>(二) 搬送波の変調の型式が四相位相変調となつている搬送波及びその搬送波に係る電磁波の場合にあつては、（一）八デシベル以下</p>
<p>五 搬送波のレベルと妨害波（ヘッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツの周</p>	<p>単一周波数による妨害にあつては、（一）一三デシベル以下</p>

<p>波数帯幅の範囲にあるものに限る。)のレベルとの差</p>	
<p>六 搬送波のレベルと当該搬送波の反射(ヘツドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信者端子までのものに限る。別図第四において同じ。)による電磁波のレベルとの差</p>	<p>別図第四で示す値以下</p>
<p>七 その他の妨害波及びひずみ(いずれもヘツドエンドにおける第一中間周波数の入力端子から受信者端子までのものに限る。)</p>	<p>映像、音声その他の音響又はデータに障害を与えないものであること。</p>

2

受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となつており、かつ、一、〇三五・〇五メガヘルツから一、三三二・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送又は送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となつており、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、〇六七・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおいて、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場合には、前項の

表の四の項の規定は、適用しない。

一 保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子

区別	条件
<p>一 搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から保安装置まで、又は受信用光伝送装置の出力端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。）のレベルとの差</p>	<p>(一) 受信者端子において、搬送波の変調の型式が八相位相変調となつてい る搬送波及びその搬送波に係る電磁 波の場合にあつては、(一) 一四デ シベル以下</p> <p>(二) 受信者端子において、搬送波の変調の型式が四相位相変調となつてい る搬送波及びその搬送波に係る電磁 波の場合にあつては、(一) 九デシ ベル以下</p>
<p>二 搬送波のレベルと雑音（保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む</p>	<p>(一) 二四デシベル以下</p>

二 受信用光伝送装置の入力端子

<p>二八・八六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差</p>	
<p>一 総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した搬送波のレベルと雑音(ヘッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差</p>	<p>(一) 受信者端子において、搬送波の変調の型式が八相位相変調となつてい る搬送波及びその搬送波に係る電磁 波の場合にあつては、(一)一五デ シベル以下 (二) 受信者端子において、搬送波の変調の型式が四相位相変調となつてい る搬送波及びその搬送波に係る電磁 波の場合にあつては、(一)九デシ ベル以下</p>
<p>二 搬送波のレベルと雑音(受信用光伝送装置の入力端子から受信者端子までのものであつ</p>	<p>(一)二四デシベル以下</p>

て、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。）」のレベルとの差

第二章第二節第五款を次のように改める。

#### 第五款 削除

第二十六条の十一から第二十六条の十四まで 削除

第二十六条の十四の二中「（総務大臣が別に告示で定める箇所とする。第二十六条の十八の二において同じ。）」を削る。

第二十六条の十六第一項中「六十四値」を「六四値直交振幅変調又は二五六値」に、「ビット配置」を「キャリア変調マッピング（一定の手順に従って二値のデジタル情報をシンボルに変換することを用いる。）」に改め、同条第三項第二号中「第三条から第八条まで」を「第三条、第四条又は第五十条、第五条から第八条まで」に改める。

第二十六条の十七第一項の表の二の項から七の項までを次のように改める。

二	ヘッドエンド（ヘッドエンドを縦続接続している当該施設にあつては、受信者端子直近のヘッドエンドとする。以下この表において同
---	--

（±）三デシベル以内

<p>じ。）の変調波の入力端子から受信者端子までの総合周波数特性（当該搬送波の周波数を含む六メガヘルツの周波数帯幅の範囲において、当該搬送波の周波数と等しい周波数の電磁波のレベルを基準とする。）</p>	<p>三 搬送波のレベル（変調において用いられる最低周波数の周期に比較してじゆうぶん長い時間（通常、平均の電力が最大である約十分の一秒間）にわたって平均されたレベルをいう。以下同じ。）</p>
<p>（一） 搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調の場合にあつては、次に掲げる式によるAの値以上Bの値以下</p> $A = 49 + 10 \log_{10} \frac{Z}{75}$ $B = 81 + 10 \log_{10} \frac{Z}{75}$ <p>（二） 搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調の場合にあつては、次に掲げる式によるAの値以上Bの値以下</p> $A = 57 + 10 \log_{10} \frac{Z}{75}$ $B = 81 + 10 \log_{10} \frac{Z}{75}$	<p>四 搬送波のレベルの変動（交流電源に起因する一分間において、三デシベル以内</p>



<p>電磁波によるものを除く。以下同じ。）</p> <p>五 搬送波のレベルと隣接する他のデジタル有線テレビジョン放送方式となつてゐる有線テレビジョン放送の搬送波のレベルとの差</p>	<p>一〇デシベル以内</p>
<p>六 搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。）のレベルとの差（搬送波のレベルを減数として求められる値とする。以下この表の次の項及び八の項並びに次項において同じ。）</p>	<p>(一) 搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調の場合にあつては、(一) 二六デシベル以下</p> <p>(二) 搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調の場合にあつては、(一) 三四デシベル以下</p>
<p>七 搬送波のレベルと妨害波（ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものに限る。別図第十四において同じ。）のレベルとの差</p>	<p>(一) 三次相互変調による妨害波の場合にあつては、別図第十四で示す値以下</p> <p>(二) 単一周波数による妨害波の場合にあつては、当該搬送波の周波数を含む六</p>

メガヘルツの周波数帯幅において次のとおりであること。

イ 搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調の場合にあつては、(一) 二六デシベル以下

ロ 搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調の場合にあつては、(一) 三四デシベル以下

第二十六条の十七第二項中「使用する有線テレビジョン放送」の下に「(搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調となつているものに限る。)」を加え、同項第一号の表及び第二号の表中「中心とする」を「含む」に、「等価雑音帯域」を「周波数帯幅の範囲」に、「周波数帯幅」を「周波数帯幅」に改める。

第二十六条の十八第一項第二号中「なつている有線テレビジョン放送」の下に「(搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調となつているものに限る。)」を加え、同項に次の一号を加える。

三 デジタル有線テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送(搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調となつているものに限る。)の搬送波のレベルと映像信号搬送波のレベ

ルとの差は、映像信号搬送波の下側にあつては映像信号搬送波に対して（一）一八デシベル以上（一）一〇デシベル以下、上側にあつては映像信号搬送波に対して（一）一六デシベル以上（一）八デシベル以下であること。

第二十六条の十八第二項及び第三項を削る。

第二十六条の二十第一項の表中「総合周波数特性（」の下に「当該」を加え、「中心とする」を「含む」に、「帯域」を「周波数帯幅の範囲」に改め、同条第二項第一号の表及び第二号の表中「中心とする」を「含む」に、「帯域に」を「周波数帯幅の範囲に」に、「周波数帯域幅」を「周波数帯幅」に改める。

第二十六条の二十一第二項及び第三項を削り、同条第四項第二号中「とデジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送」の下に「（搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調となっているものに限る。以下この号において同じ。）」を加え、同項を同条第二項とし、同項に次の一号を加える。

三 標準デジタルテレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送の搬送波のレベルとデジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送（搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調となっているものに限る。以下この号において同じ。）の搬送波のレベルとの差は、デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送の搬送波の下側

にあつては、デジタル有線テレビジョン放送方式となつてゐる有線テレビジョン放送の搬送波に対して（一）一二デシベル以上（十）二〇デシベル以下、上側にあつてはデジタル有線テレビジョン放送方式となつてゐる有線テレビジョン放送の搬送波に対して（一）八デシベル以上（十）一九デシベル以下であること。

別記第1の様式1注2中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第1の様式4注1の記載例の表中「変調方式」を「変調型式」に改める。

別記第1の様式5の表注9中「強度直接変調方式」を「光強度直接変調方式」に、「強度外部変調方式」を「光強度外部変調方式」に、「F M ー 括変調方式」を「F M ー 括変換方式」に改める。

別記第6の2の様式の表注4中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別表中「~~空中線系~~」を「~~空中線系~~」に、「~~送路~~」を「~~線路~~」に改める。

別図第四を次のように改める。

別図第四（第二十六条の十第一項の表の六の項参照）

**信号搬送波に対する当該信号搬送波の反射による電磁波  
の遅延時間(マイクロ秒)**

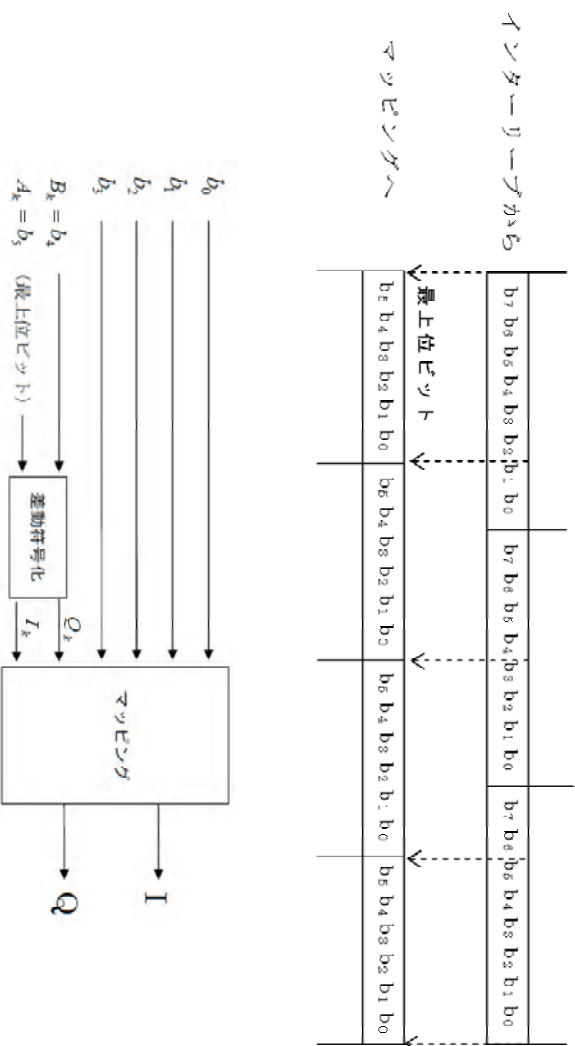
別図第五から別図第十までを次のように改める。

別図第五から別図第十まで 削除

別図第十一を次のように改める。

別図第十一（第二十六条の十六第一項参照）

(1) 六四値直交振幅変調の場合



$I_k$ 、 $Q_k$ は、ある時刻における $b_0$ から $b_5$ に対応したものであり、次式により求められる。

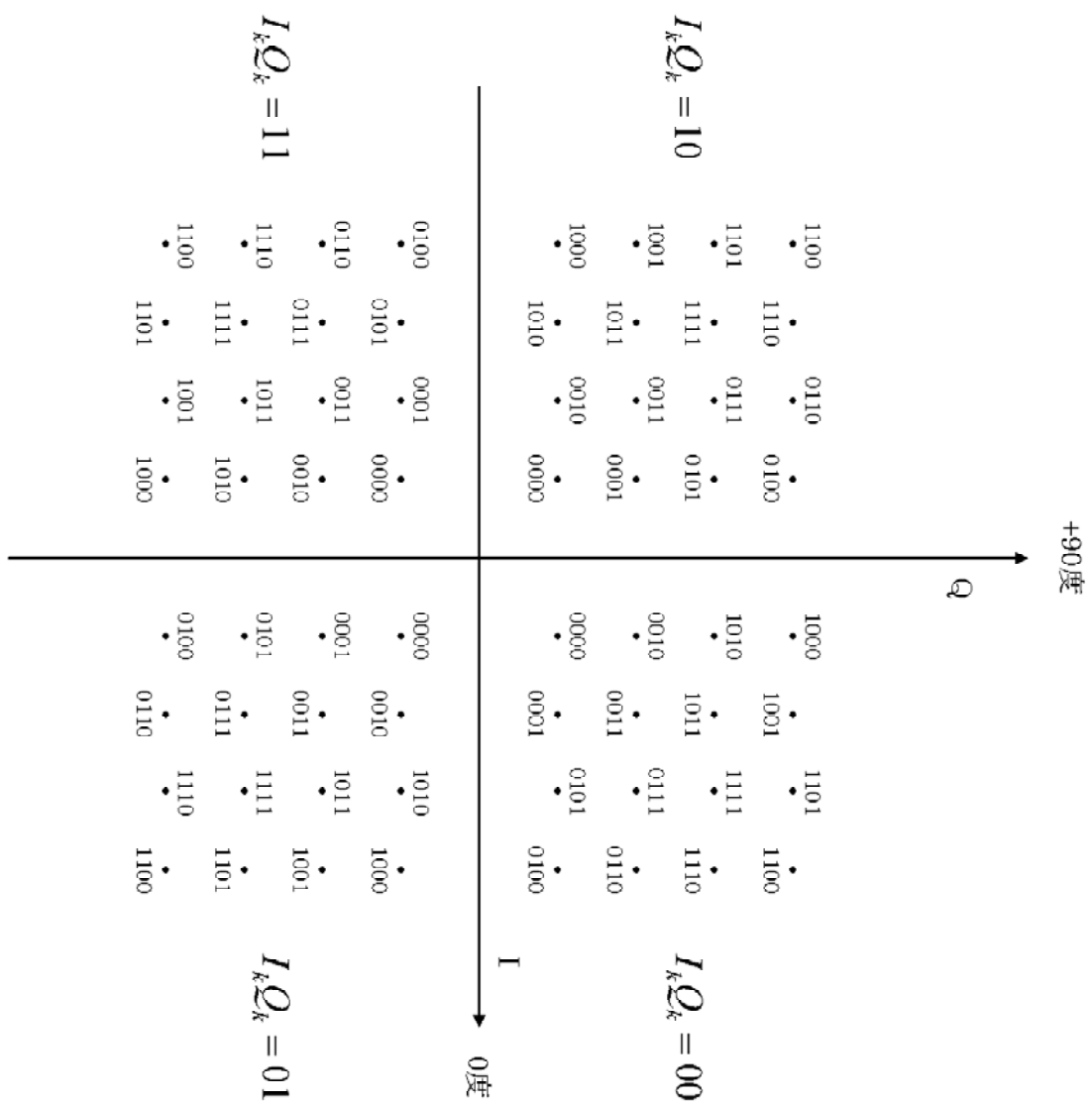
$$I_k = \overline{(A_k \oplus B_k)} \cdot (A_k \oplus I_{k-1}) + (A_k \oplus B_k) \cdot (A_k \oplus Q_{k-1})$$

$$Q_k = \overline{(A_k \oplus B_k)} \cdot (B_k \oplus Q_{k-1}) + (A_k \oplus B_k) \cdot (B_k \oplus I_{k-1})$$

(注1) 下図において、4桁の数は、上位から順に、左から $b_1$ 、 $b_2$ 、 $b_3$ 、 $b_0$ を示す。

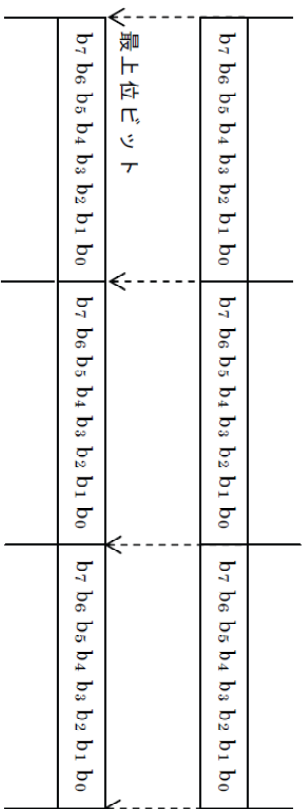
(注2) 「 $\oplus$ 」、「+」、「 $\cdot$ 」、「 $\bar{\phantom{x}}$ 」は、それぞれ、「排他的論理和」、「論理和」、「論理積」、「論理否定」を表す。

(注3) Q信号で変調される搬送波は、I信号で変調される搬送波に対して90度位相が進んだものとする。

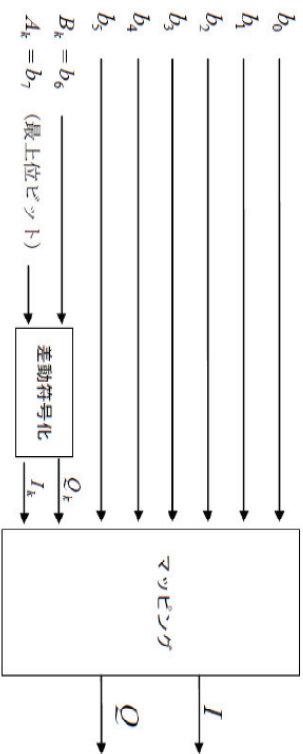


(2) 二五六値直交振幅変調の場合

インターリーブから



マッピングへ



$I_k$ 、 $Q_k$ は、ある時刻における  $b_0$  から  $b_7$  に対応したものであり、次式により求められる。

$$I_k = \overline{(A_k \oplus B_k)} \cdot (A_k \oplus I_{k-1}) + (A_k \oplus B_k) \cdot (A_k \oplus Q_{k-1})$$

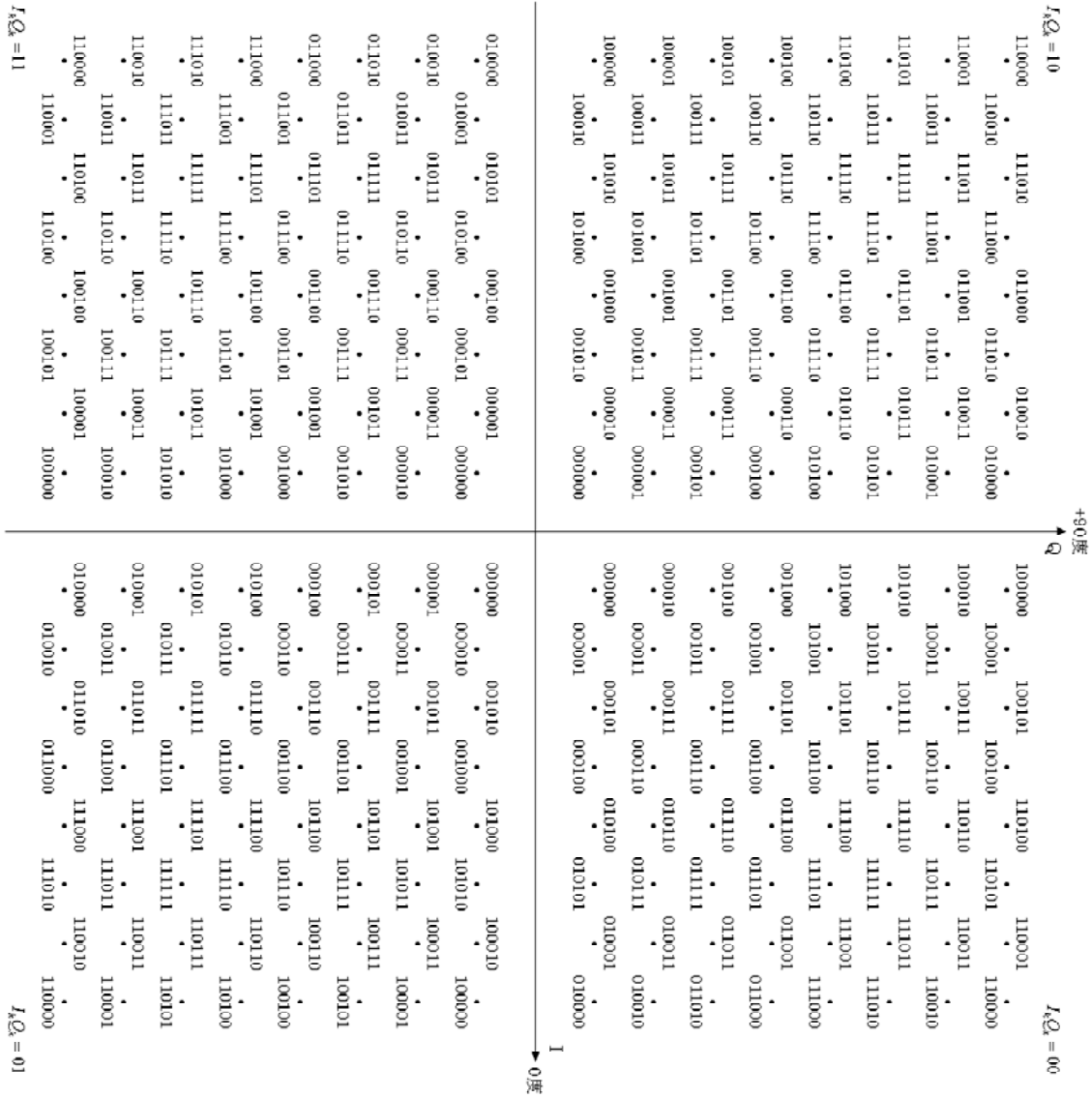
$$Q_k = \overline{(A_k \oplus B_k)} \cdot (B_k \oplus Q_{k-1}) + (A_k \oplus B_k) \cdot (B_k \oplus I_{k-1})$$

(注 1) 下図において、6 桁の数は、上位から順に、左から  $b_5, b_4, b_3, b_2, b_1, b_0$  を示す。

(注 2) 「 $\oplus$ 」、「 $+$ 」、「 $\bullet$ 」、「 $-$ 」は、それぞれ、「排他的論理和」、「論理和」、「論理積」、「論理否定」を表す。

(注 3) Q 信号で変調される搬送波は、I 信号で変調される搬送波に対して 90 度位相が進んだものとする。





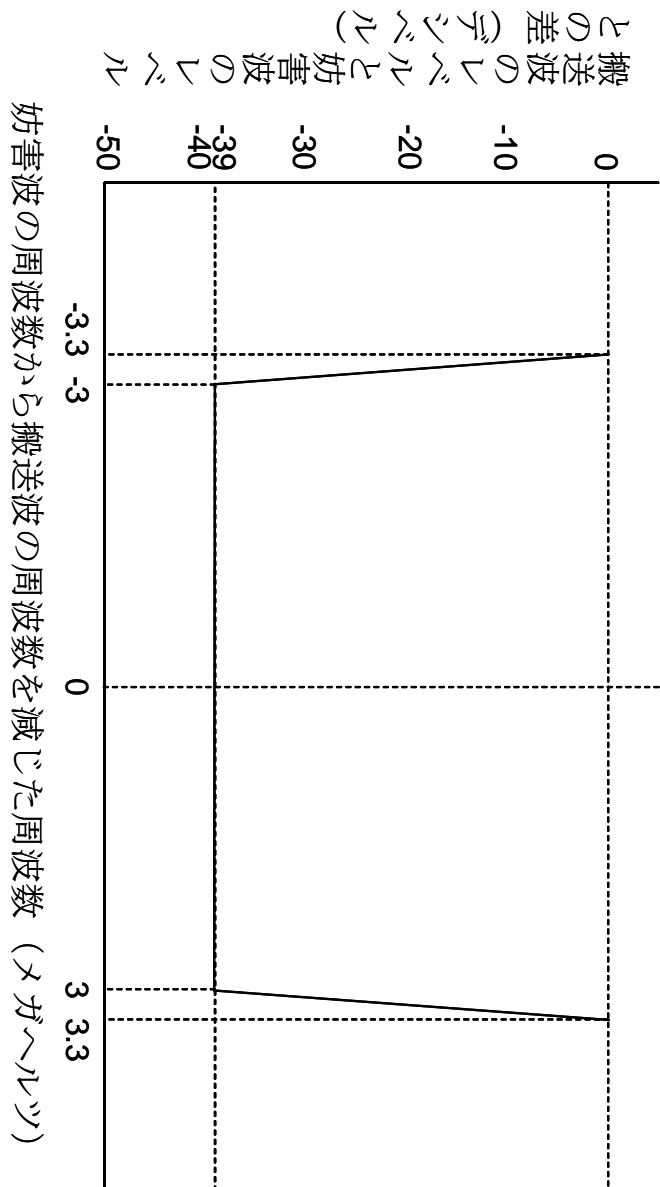
別図第十二中「第二十六条の十六第三項第四号の項」を「第二十六条の十六第三項第三号」に改める。

別図第十三中「第二十六条の十七の表の一の項」を「第二十六条の十六第五項」に改める。

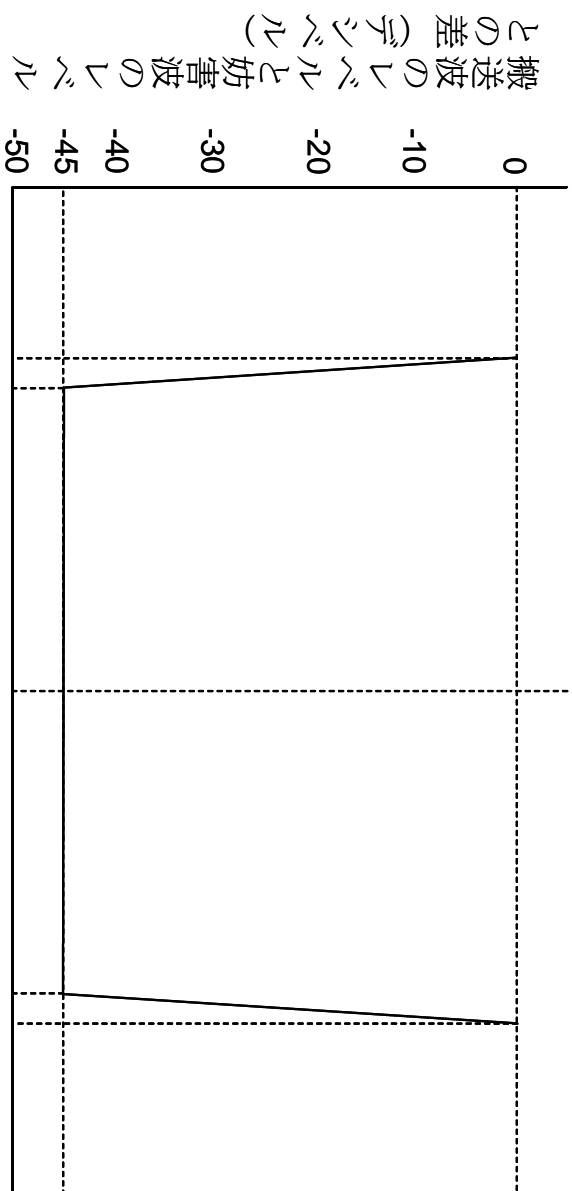
別図第十四を次のように改める。

別図第十四（第二十六条の十七の表の七の項参照）

(1) 六四値直交振幅変調の場合



(2) 二五六値直交振幅変調の場合

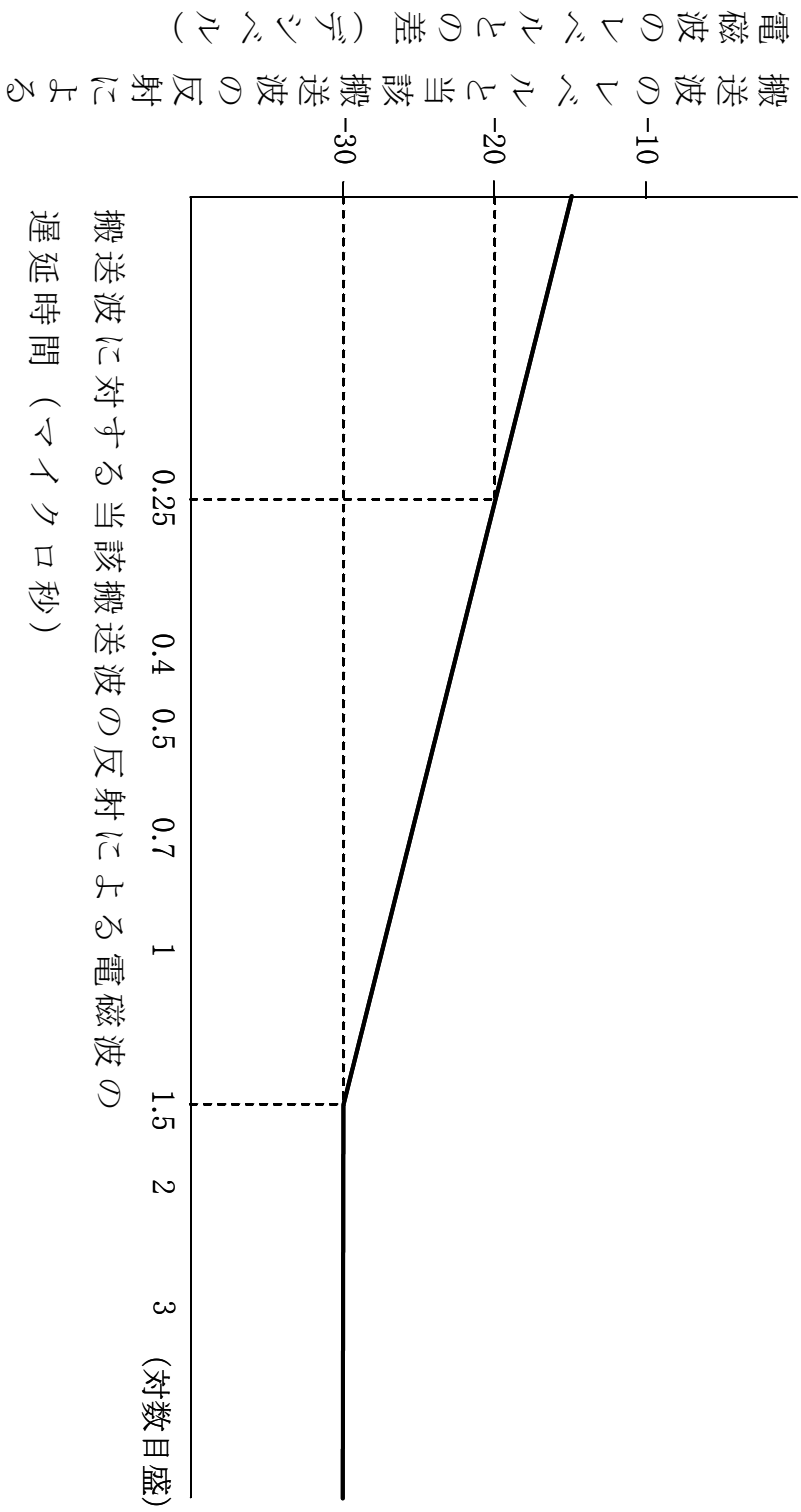


妨害波の周波数から搬送波の周波数を減じた周波数 (メガヘルツ)

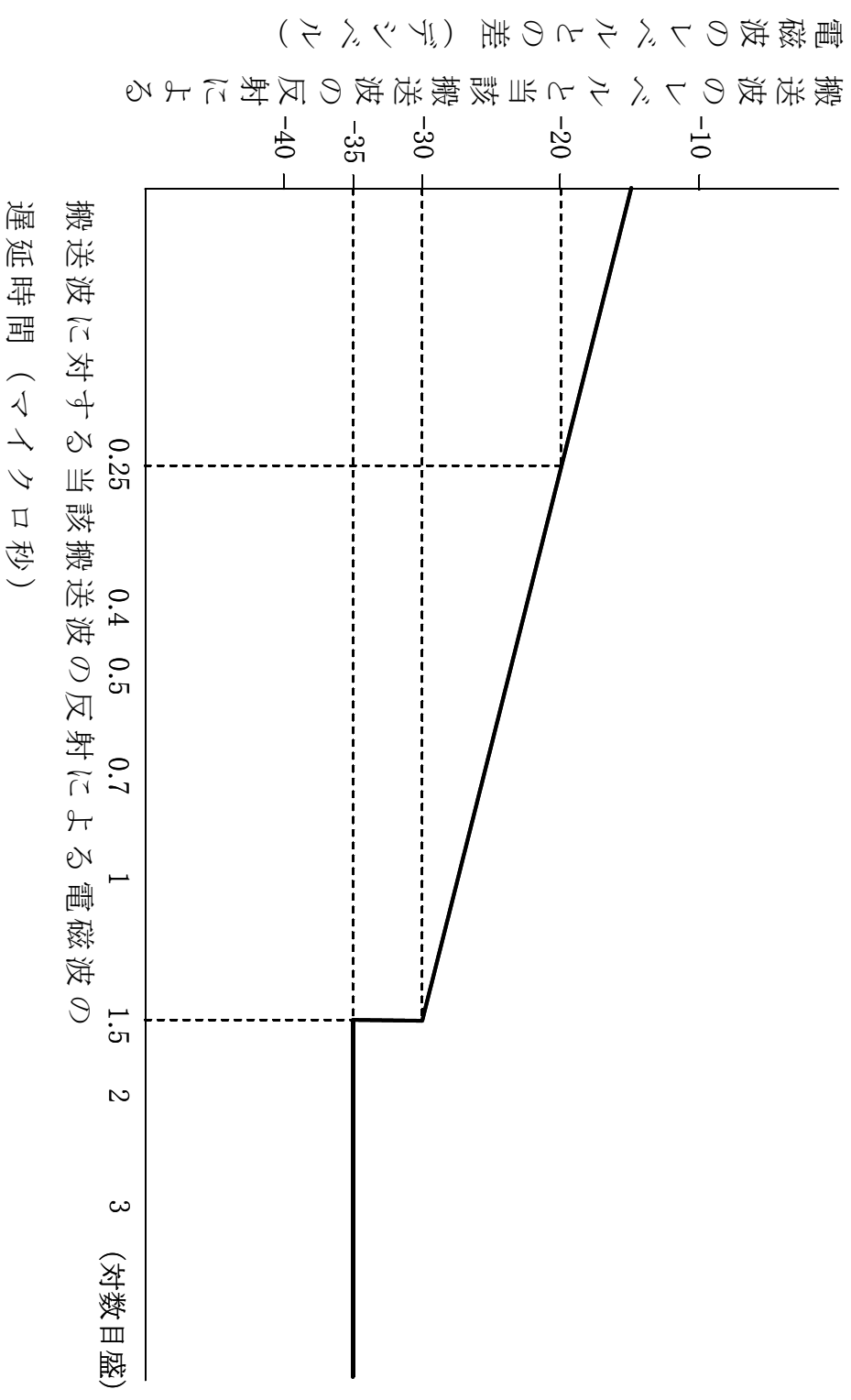
別図第十五を次のように改める。

別図第十五（第二十六条の十七の表の八の項参照）

(1) 六四値直交振幅変調の場合



(2) 二五六値直交振幅変調の場合



別図第十六を次のように改める。

別図第十六 削除

別図第十九を削る。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 標準衛星テレビジョン放送方式、周波数変調高精細度テレビジョン放送方式及び振幅変調高精細度テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送に関する技術的条件は、改正後の有線テレビジョン放送法施行規則第十八条、第二十三条、第二十六条の六、第二十六条の八から第二十六条の十四まで、第二十六条の十八及び第二十六条の二十一の規定にかかわらず、平成十九年十一月三十日までは、なお従前の例によることができる。

(電気通信役務利用放送法施行規則の一部改正)

第三条 電気通信役務利用放送法施行規則（平成十四年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「周波数変調高精細度テレビジョン放送方式による有線役務利用放送設備に係る条件」を

「標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式による有線役務利用放送設備に係る条件」に、「第五款 振幅変調高精度テレビジョン放送方式による有線役務利用放送設備に係る条件（第二十五条・第二十六条）」を「第五款 削除」に改める。

第十六条の二に次の一項を加える。

2 前項に規定する光の波長について、複数の波長の光を多重して伝送する場合にあつては、それぞれの光が互いに映像、音声その他の音響又はデータに障害を与えないものであること。

第十七条第一項第三号中「周波数変調高精度テレビジョン放送方式」を「標準衛星デジタルテレビジョン放送方式」に、「七七〇メガヘルツ以下又は一、〇三五・九八メガヘルツから一、三三一・五〇メガヘルツまで」を「一、〇三五・〇五メガヘルツから一、三三二・四三メガヘルツまで」に改め、同項第四号中「振幅変調高精度テレビジョン放送方式」を「広帯域伝送デジタル放送方式」に、「九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまで」を「一、五七八・五七メガヘルツから二、〇六七・四三メガヘルツまで」に改め、同条第二項中「有線役務利用放送（前項各号に掲げる有線役務利用放送であり、かつ、受信者端子において、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限る。）」を「前項各号に掲げる有線役務利用放送」に改める。

第二十二条中「一、〇〇〇メガヘルツ帯の」を削り、「する。以下この表の五の項及び六の項」の下に「並びに次項」を加える。

第三章第三節第四款を次のように改める。

第四款 標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式による有線役務利用放送設備に係る条件

(搬送波等の条件)

第二十三条 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となっており、かつ、一、〇三五・〇五メガヘルツから一、三三二・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用放送設備又は送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となっており、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、〇六七・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用放送設備については、有線テレビジョン放送法施行規則第二十六条の八から第二十六条の十までの規定を準用する。この場合において、「有線テレビジョン放送」とあるのは「有線役務利用放送」と、「施設」とあるのは「有線役務利用放送設備」と、同令第二十六条の八中「ヘッドエンド」とあるのは「ヘッドエンド（有線役務利用放送のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切換え又は混合して線路に送出する装置であつて、当該有線役務利用放送の主たる送信の場所にあるもの及びこれに付加する装置（テレビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイクロホン増幅器及び録音再生装置を除く。）をいう。以下同じ。）」と、同令第二十六条の九中「受信者端子」とあるのは「受信者端子（有線役務利用放送設備の



端子であつて、有線役務利用放送の受信設備に接するものをいう。以下同じ。）」と、同令第二十六條の十第一項の表二の項下欄中「 $A = 47 + 10 \log_{10} \frac{Z}{75}$ 」とあるのは「 $A = 47 + 10 \log_{10} \frac{Z}{75}$ 」（ $Z$ は、出力端子の定密出力インピーダンス（単位オーマ）とする。以下同じ。）」と、同表四の項上欄中「第一中間周波数」とあるのは「第一中間周波数（受信周波数と一〇・六七八ギガヘルツの局部発振周波数との差の周波数をいう。以下この表の五の項から七の項まで及び次項において同じ。）」と、「レベルとの差」とあるのは「レベルとの差（搬送波のレベルを減数として求められる値とする。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

#### 第二十四条 削除

第三章第三節第五款を次のように改める。

##### 第五款 削除

#### 第二十五条及び第二十六条 削除

第二十七条第一項中「六十四値」を「六四値直交振幅変調又は二五六値」に、「ビット配置」を

「キャリア変調マッピング（一定の手順に従って二値のデジタル情報をシンボルに変換することという。）」に、同条第三項第二号中「第三条から第八条まで」を「第三条、第四条又は第五十条、第五条から第八条まで」に改める。

第二十八条中「ㄱ」の下に「、同条第二項中「有線テレビジョン放送（）」とあるのは「有線役務利用放送（）」を加える。

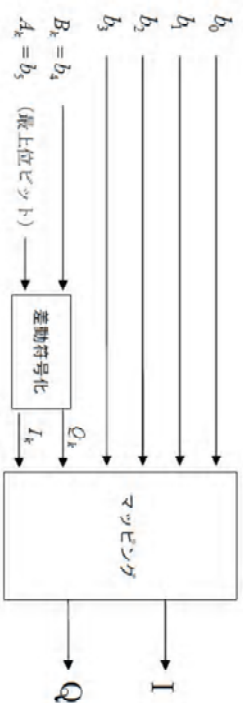
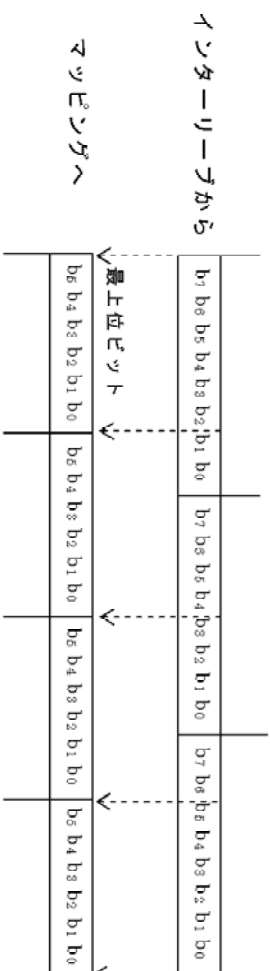
第二十九条中「同条第四項第一号」を「同条第二項第一号」に改め、「中」当該有線テレビジョン放送」とあるのは「当該有線役務利用放送」の下に「と」を加える。

様式第1別紙2の1の表中「ㄱ」を「ㄴ」に改め、同表注11中「ㄱ」を「ㄴ」に改め、同表注19中「強度直接変調方式」を「光強度直接変調方式」に改め、「強度外部変調方式」を「光強度外部変調方式」に、「FM一括変調方式」を「FM一括変換方式」に改める。様式第2の表注2(1)中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別図第八を次のように改める。

別図第八（第27条第1項関係）

(1) 六四値直交振幅変調の場合



$I_k, Q_k$  は、ある時刻における  $b_0$  から  $b_3$  に対応したものであり、次式により求められる。

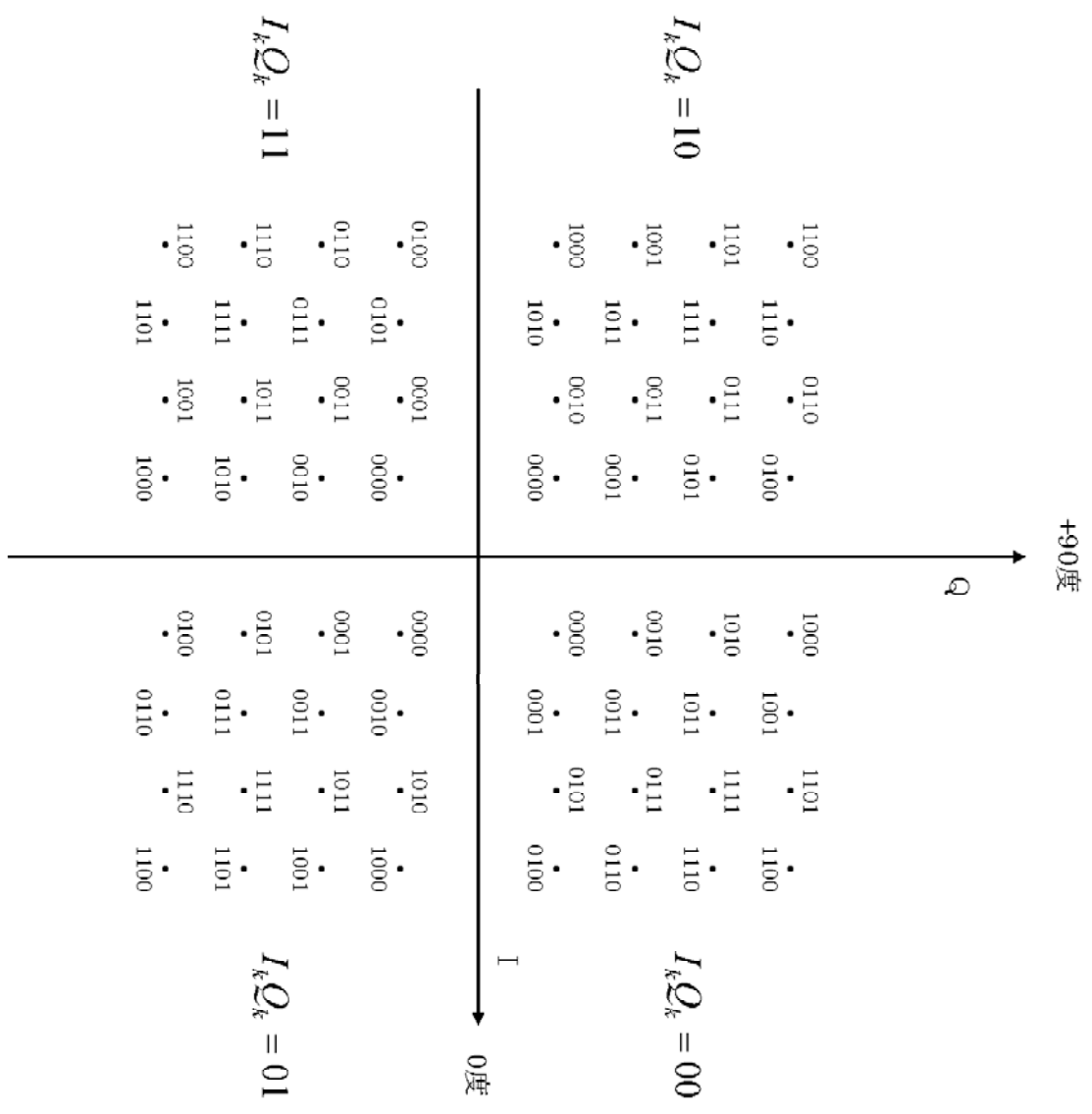
$$I_k = \overline{(A_k \oplus B_k)} \cdot (A_k \oplus I_{k-1}) + (A_k \oplus B_k) \cdot (A_k \oplus Q_{k-1})$$

$$Q_k = \overline{(A_k \oplus B_k)} \cdot (B_k \oplus Q_{k-1}) + (A_k \oplus B_k) \cdot (B_k \oplus I_{k-1})$$

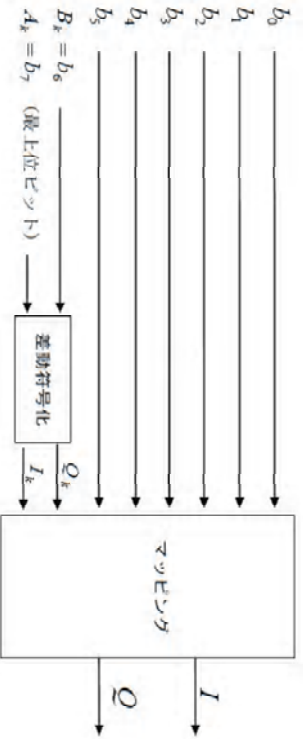
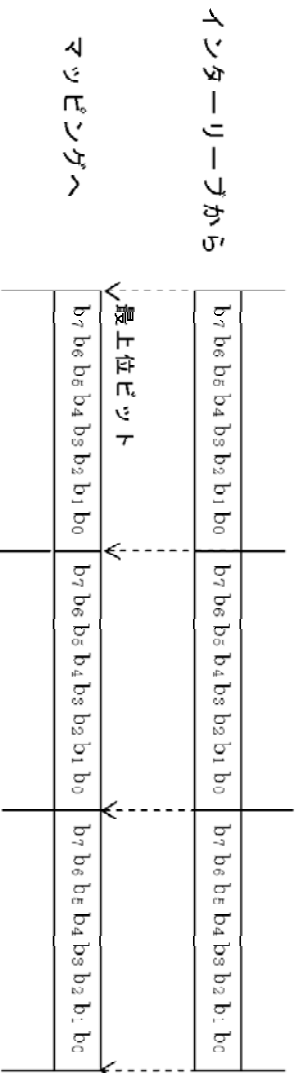
(注1) 下図において、 $4$  桁の数は、上位から順に、左から  $b_3, b_2, b_1, b_0$  を示す。

(注2) 「 $\oplus$ 」、「+」、「 $\bullet$ 」、「 $\neg$ 」は、それぞれ、「排他的論理和」、「論理和」、「論理積」、「論理否定」を表す。

(注3)  $Q$  信号で変調される搬送波は、 $I$  信号で変調される搬送波に対して  $90$  度位相が進んだものとする。



(2) 二五六値直交振幅変調の場合



$I_k$ 、 $Q_k$ は、ある時刻における $b_0$ から $b_7$ に対応したものであり、次式により求められる。

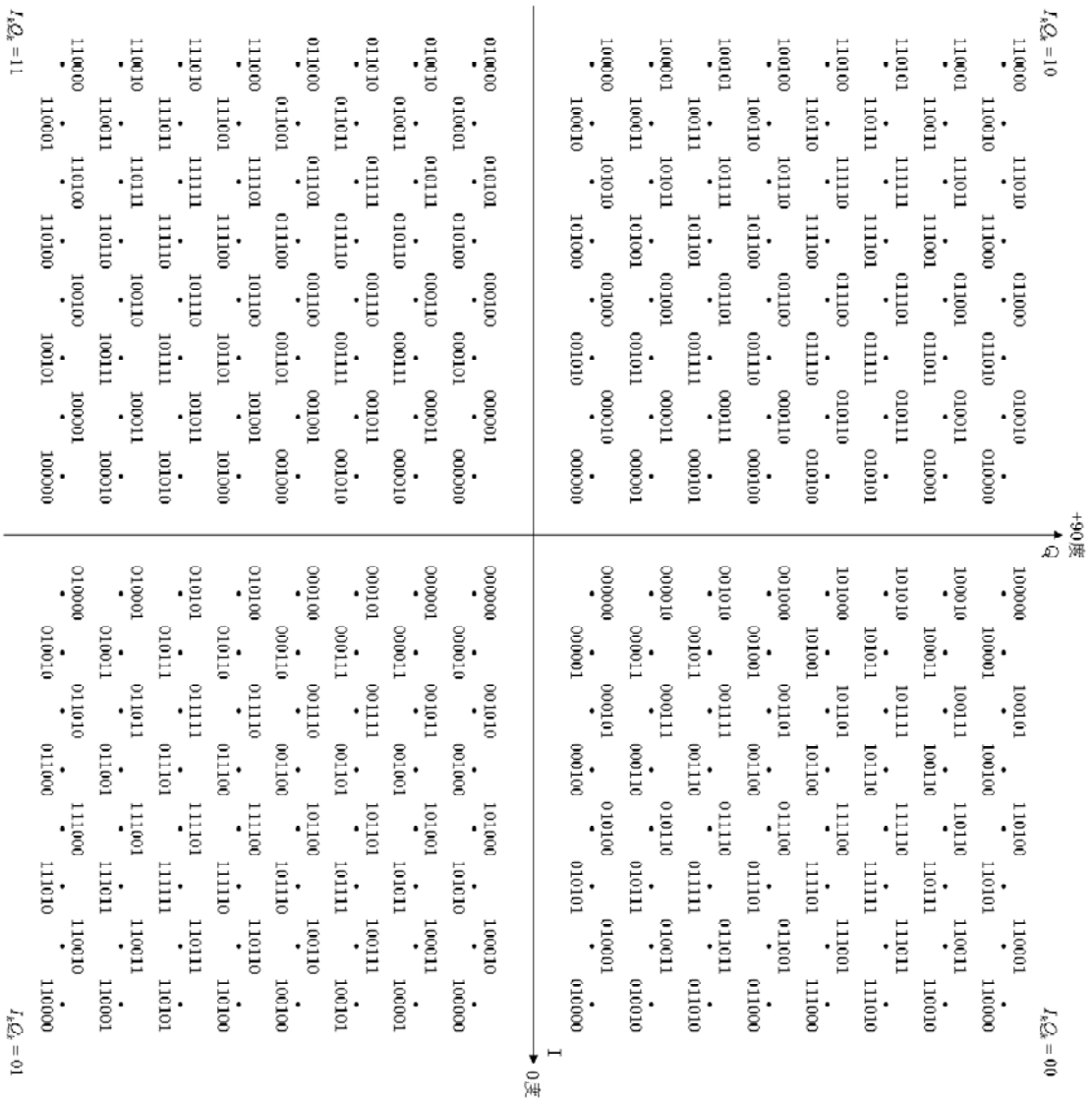
$$I_k = \overline{(A_k \oplus B_k)} \cdot (A_k \oplus I_{k-1}) + (A_k \oplus B_k) \cdot (A_k \oplus Q_{k-1})$$

$$Q_k = \overline{(A_k \oplus B_k)} \cdot (B_k \oplus Q_{k-1}) + (A_k \oplus B_k) \cdot (B_k \oplus I_{k-1})$$

(注1) 下図において、6桁の数は、上位から順に、左から  $b_7, b_6, b_5, b_4, b_3, b_2, b_1, b_0$  を示す。

(注2) 「 $\oplus$ 」、「 $+$ 」、「 $\cdot$ 」、「 $-$ 」は、それぞれ、「排他的論理和」、「論理和」、「論理積」、「論理否定」を表す。

(注3) Q信号で変調される搬送波は、I信号で変調される搬送波に対して90度位相が進んだものとする。



（電気通信役務利用放送法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 附則第二条の規定は、標準衛星テレビジョン放送方式、周波数変調高精細度テレビジョン放送方式及び振幅変調高精細度テレビジョン放送方式による有線役務利用放送に関する技術的条件について準用する。この場合において、附則第二条中「よる有線テレビジョン放送」とあるのは「よる有線役務利用放送」と、「有線テレビジョン放送法施行規則第十八条、第二十三条、第二十六条の六、第二十六条の八から第二十六条の十四まで、第二十六条の十八及び第二十六条の二十一の規定」とあるのは「電気通信役務利用放送法施行規則（以下「役務法施行規則」という。）第十七条、同令第二十二條において読み替えて準用する有線テレビジョン放送法施行規則（以下「有線法施行規則」という。）第二十六條の六、役務法施行規則第二十三條において読み替えて準用する有線テレビジョン放送法施行規則第二十六條の八から第二十六條の十まで、役務法施行規則第二十四條から第二十六條まで、同令第二十八條において読み替えて準用する有線法施行規則第二十六條の十八及び役務法施行規則第二十九條において読み替えて準用する有線法施行規則第二十六條の二十一の規定」と読み替えるものとする。

## 有線テレビジョン放送法施行規則の一部を改正する省令案について

### 1 改正の背景

近年、FTTH を導入するケーブルテレビ事業者が徐々に増加しており、FTTH では伝送可能な周波数帯が最大で 3,000MHz まで拡大していることから、これまで周波数や変調方式を変更した上でなければ伝送できなかった BS 放送等の信号をそのまま伝送する「BS-IF 等パススルー伝送」が可能となっている。このため、昨年 9 月に情報通信審議会に対し、諮問第 2024 号「ケーブルテレビシステムの技術的条件」について諮問し、平成 19 年（2007 年）3 月 28 日「FTTH 等の伝送帯域の拡大に伴う BS-IF 等パススルー伝送並びに情報源符号化方式及び伝送路符号化方式の高度化に関する技術的条件」について一部答申を受けたところである。

これを踏まえ、FTTH 等の伝送帯域の拡大に伴う BS-IF 等パススルー伝送並びに情報源符号化方式及び伝送路符号化方式の高度化に対応するために技術基準を見直し、有線テレビジョン放送法施行規則（昭和 47 年郵政省令第 40 号）の一部改正を行うものである。

### 2 一部改正の概要

別添 1 のとおり。

### 3 意見募集の結果

「ケーブルテレビシステムの技術的条件」に係る総務省令の改正等に対する意見の募集を平成 19 年 4 月 28 日（土）から同年 5 月 28 日（月）まで実施した結果、1 件の賛成及び要望があった。

なお、寄せられた意見及び意見に対する考え方は別添 2 のとおり。

### 4 その他

- (1) 有線役務利用放送設備については、有線テレビジョン放送に適用される技術基準と同等の基準を定めていることから、有線テレビジョン放送法施行規則の附則において、電気通信役務利用放送法施行規則の一部改正を実施する。
- (2) 関係告示の一部改正を行う。



# 有線テレビジョン放送法施行規則の 一部改正について

(ケーブルテレビシステムの伝送帯域拡大  
及び大容量化等に関する制度整備)

# 1 情報通信技術分科会答申の概要

# ケーブルテレビシステムの伝送帯域拡大及び大容量化等に関する技術的条件の検討

## 1 背景

- ・ FTTHを採用するケーブルテレビ事業者の増加
- ・ 新しい情報源符号化方式 (H. 264) を用いた放送サービスの出現
- ・ 多チャンネルサービスやブロードバンドサービスの進展による伝送容量のひっ迫

- ・ FTTHのケーブルテレビにおけるBS-IF等パススルー伝送
- ・ H.264を用いた放送の伝送
- ・ 伝送路の大容量化を可能とする新たな伝送方式などの新技术を採用したケーブルテレビシステムの実現

新技术に対応した有線テレビジョン放送法・電気通信役務利用放送法の技術基準が必要

## 2 技術的条件の検討

平成18年9月28日： 新技术に対応した技術基準の検討に資するため、情報通信審議会に対して「ケーブルテレビの技術的条件」について諮問

平成19年3月28日： 「FTTH等の伝送帯域の拡大に伴うBS-IF等パススルー伝送並びに情報源符号化方式及び伝送路符号化方式の高度化に関する技術的条件」について一部答申

## 3 委員会構成員

主査 後藤 滋樹 早稲田大学理工学部コンピュータ・ネットワーク工学科教授  
小倉 紳治 モトローラ(株)代表取締役社長  
河村 浩 イッツ・コミュニケーションズ(株)専務取締役  
北脇佐和子 日本電気(株)メディア・エネルギーシステム事業部プロジェクトマネージャー  
工藤俊一郎 (社)日本民間放送連盟常務理事  
酒井 一夫 エルシーブイ(株)取締役技術本部長  
野田 勉 日本ケーブルラボ部会担当部長  
花澤 隆 日本電信電話(株)第三部門長

福地 一 首都大学東京システムデザイン研究科教授  
藤咲 友宏 (社)日本CATV技術協会常任副理事長  
本多 美雄 欧州ビジネス協会電気通信機器委員会委員長  
松本 修一 (株)KDDI研究所取締役副所長  
右田 誠司 日本放送協会技術局視聴者技術センター長  
森本 正 (株)東海デジタルネットワークセンター常務取締役  
山口 舜三 (株)ジュピターテレコム取締役技術本部長  
吉田 健一 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授  
涌井 裕 (株)フジクラ取締役専務執行役員

## ケーブルテレビシステム委員会報告 審議経過等

### 《審議経過》

#### ●第1回委員会(平成18年10月16日)

委員会の運営方法、審議方針、検討項目及び審議スケジュール等について審議を行った。また、審議の促進を図るため、作業班の設置が認められた。

#### ●第2回委員会(平成18年11月27日)

作業班からの中間報告を基に技術的条件について審議を行った。

#### ●第3回委員会(平成19年1月30日)

ケーブルテレビシステム委員会報告(案)について審議を行い、当該報告(案)について、パブリックコメントを募集することとした。

#### ●第4回委員会(平成19年3月15日)

「ケーブルテレビシステムの技術的条件」のうち、「FTTHの伝送帯域の拡大に伴うBS-IF等パススルー伝送並びに情報源符号化方式及び伝送路符号化方式の高度化に関する技術的条件」の検討を行った。

以上の期間中において、作業班を5回開催し、詳細な審議を行った。

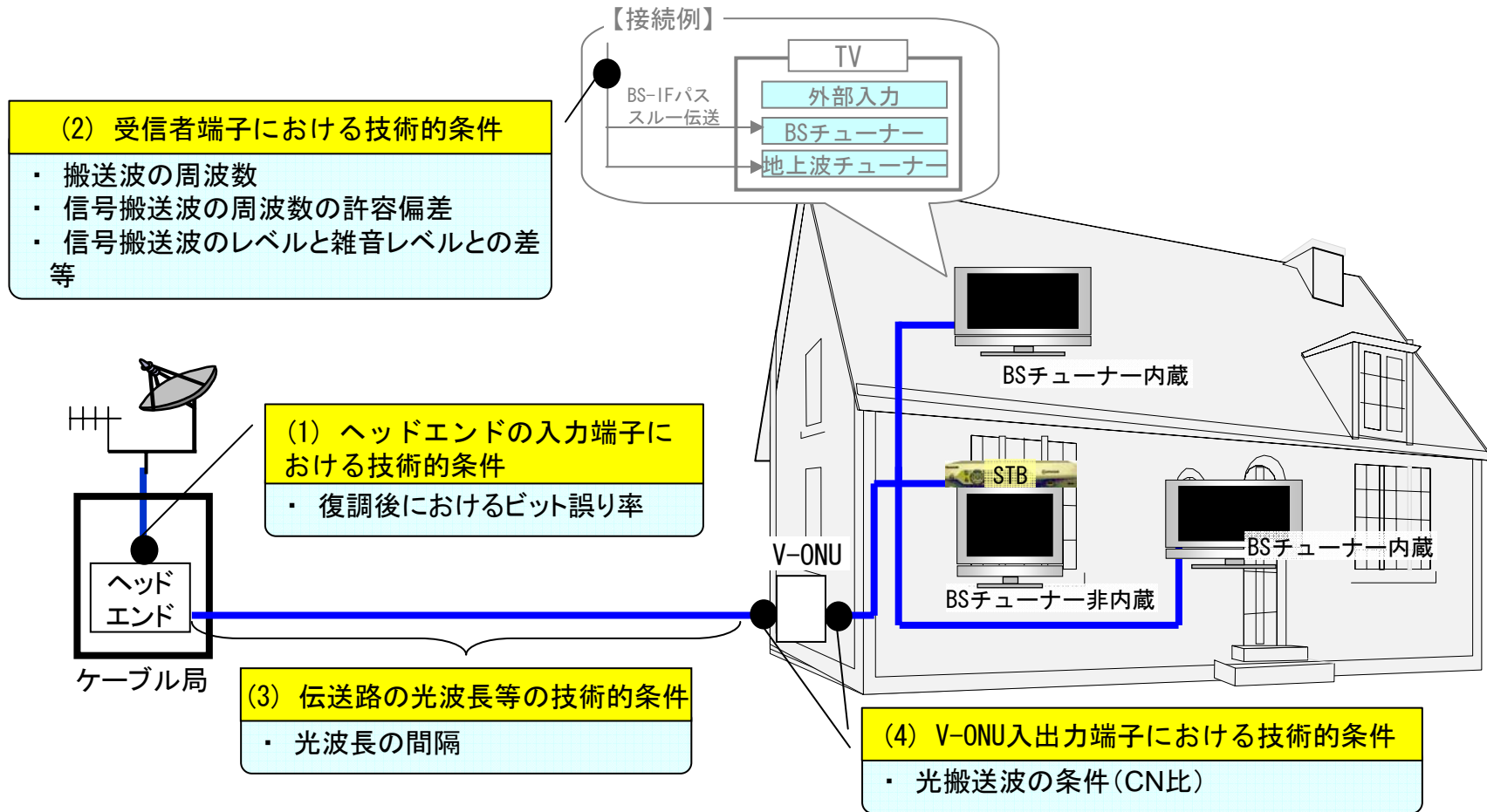
### 《パブリックコメント募集》

平成19年2月2日から同年3月5日までの間、ケーブルテレビシステム委員会報告(案)について、パブリックコメントを募集した。  
この結果、意見等の提出はなかった。

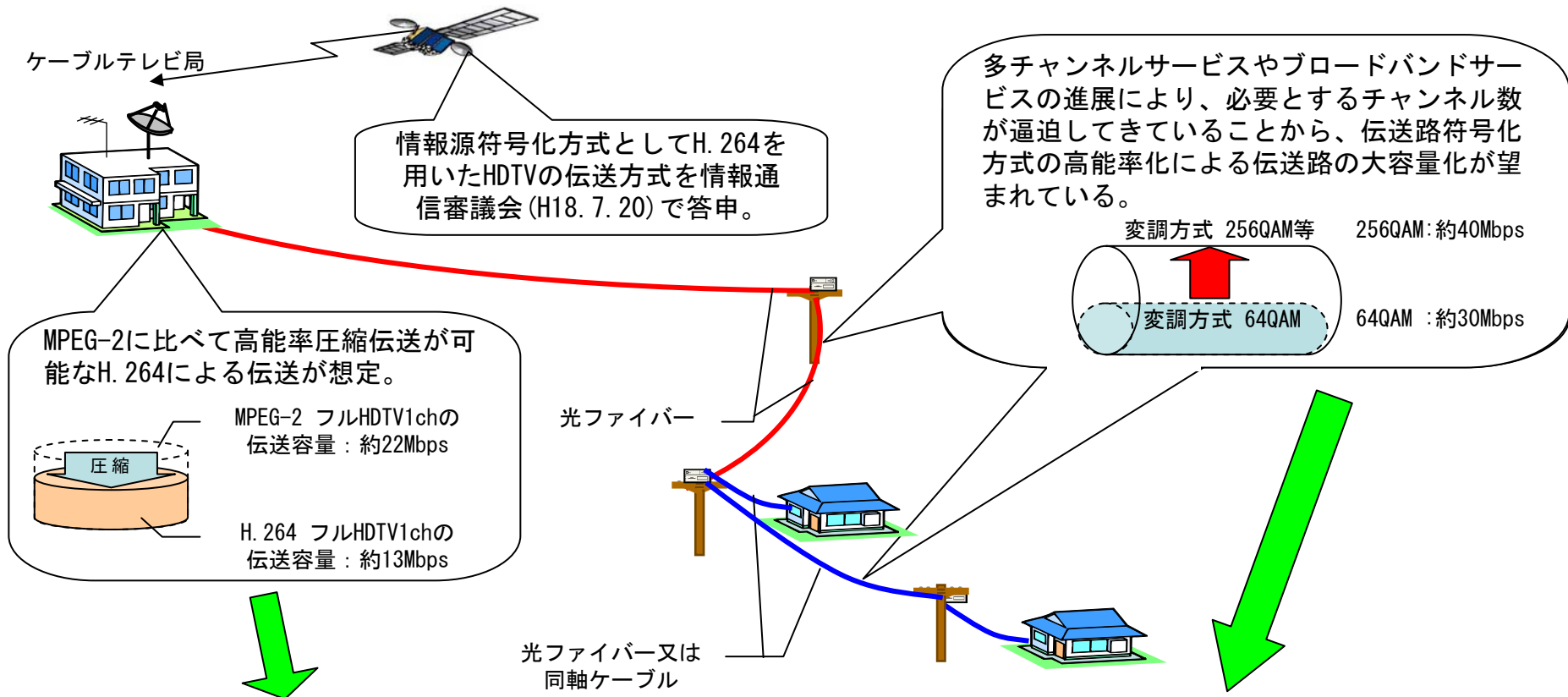
# ケーブルテレビシステム委員会報告概要 (BS-IF等パススルー伝送)

BS-IF等パススルー伝送について、電気信号及び光信号に係る技術的条件を定めた。

- |                          |                |
|--------------------------|----------------|
| (1) ヘッドエンドの入力端子における技術的条件 | } 電気信号に係る技術的条件 |
| (2) 受信者端子における技術的条件       |                |
| (3) 伝送路の光波長等の技術的条件       | } 光信号に係る技術的条件  |
| (4) V-ONU入出力端子における技術的条件  |                |



# ケーブルテレビシステム委員会報告概要(チャンネル数の増大)



② H. 264の利用による  
高能率圧縮伝送

検討結果

H. 264の利用について技術的検討を行った結果、ケーブルテレビにおける利用が可能であることを確認した。

③ 高能率伝送路符号化方式（256QAM等）による伝送路の大容量化

検討結果

256QAMの導入にあたり「信号搬送波等の技術的条件」等を定めた。  
→1024QAM以上の多値化は今後の検討課題

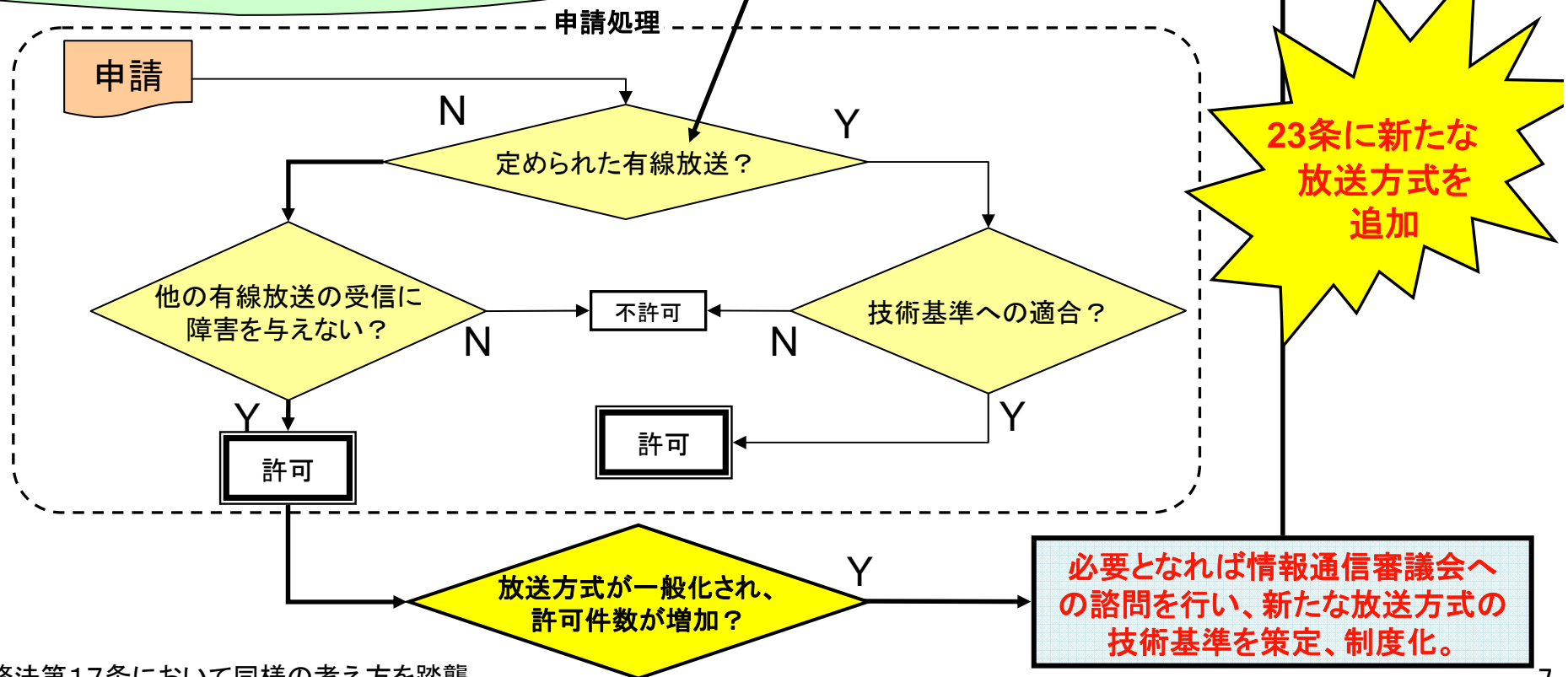
## 2 省令改正の概要

# ケーブルテレビにおける新技術の導入の基本的考え方

有線テレビジョン放送法施行規則第23条の考え方では、「定められた有線放送(※)以外の電磁波は他の有線放送の受信に障害を与えないものであること」としており、様々な伝送方式は排除されない。

※23条第1項に定める放送方式による有線テレビジョン放送

標準テレビジョン放送方式	標準衛星テレビジョン放送方式
周波数変調高精細度テレビジョン放送方式	振幅変調高精細度テレビジョン放送方式
デジタル有線テレビジョン放送方式	標準デジタルテレビジョン放送方式

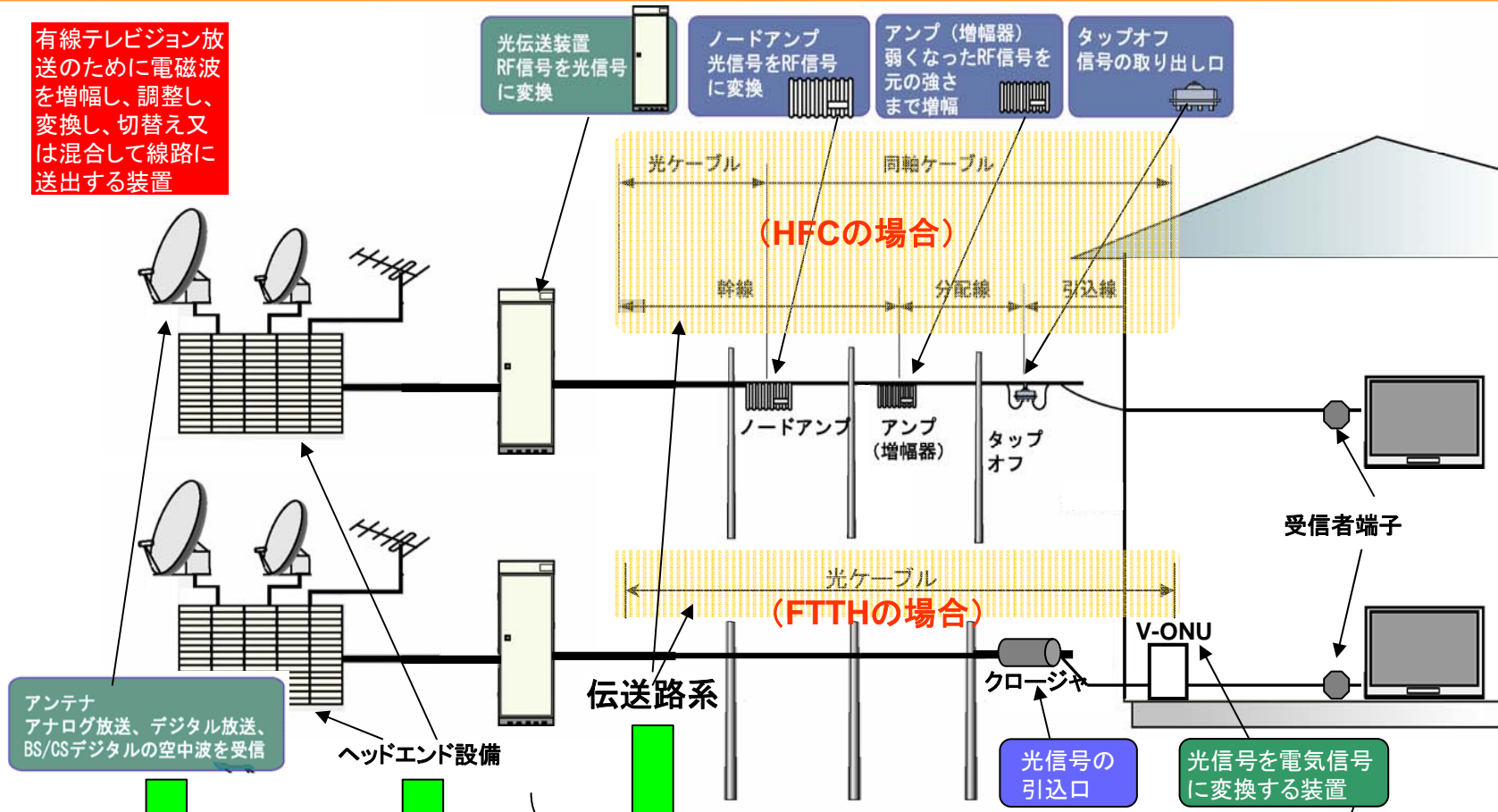


役務法第17条において同様の考え方を踏襲。



# 有テレ法及び役務法における技術基準

有線テレビジョン放送のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切替え又は混合して線路に送出する装置



有テレ法施行規則

受信レベル (18条)  
 ヘッドエンド特性 (21条)

伝送路性能(22条～25条)  
 使用する光の波長(22条)  
 使用する電磁波(23条)  
 受信者端子間分離度(24条)  
 電圧定在波比(25条)

搬送波の条件等(26条の2～21)  
 (放送方式毎の規定の詳細)

地上アナログ放送	26条の2～5
BSアナログ放送	26条の6～7
MUSE-FM	26条の8～10
MUSE-AM	26条の11～14
デジタル有線TV	26条の14の2～26条の18
地上デジタル放送	26条の18の2～26条の21

# 有線テレビジョン放送法施行規則関係の一部改正概要①

情報通信技術分科会一部答申（H19.3.28）の項目

① BS-IF等のパススルー伝送

② H.264の利用による高能率圧縮伝送

③ 256QAMによる伝送路の大容量化

有線テレビジョン放送法施行規則及び電気通信役務利用放送法施行規則等の一部改正

## BSアナログ放送の変更

I-① BSアナログ放送の光信号に係る技術的条件の追加

## 放送方式を追加

I-② BSデジタルIFパススルー伝送

I-③ 広帯域CSデジタルIFパススルー伝送

## デジタル有線テレビジョン放送方式の変更

II 情報源符号化方式について従来までのMPEG-2にH.264を追加

III 伝送路符号化方式について従来までの64QAMに256QAMを追加

IV 有線テレビジョン放送の受信に検知される影響を与えない技術的条件（平成13年告示第130号）について、従来まで90MHzから770MHzまでの有線テレビジョン放送方式までだったものを、以上の放送方式についても適用

## その他の改正事項

V 光波長多重を行う場合の規定を明確化（光波長が相互に影響を与えないこと）

VI アナログハイビジョン放送（BS9ch）の放送終了（平成19年11月末まで）に伴いMUSE-FM及びMUSE-AMの放送方式に係る規定を削除

## 有線テレビジョン放送法施行規則関係の一部改正概要②

### 《放送方式の追加又は削除》

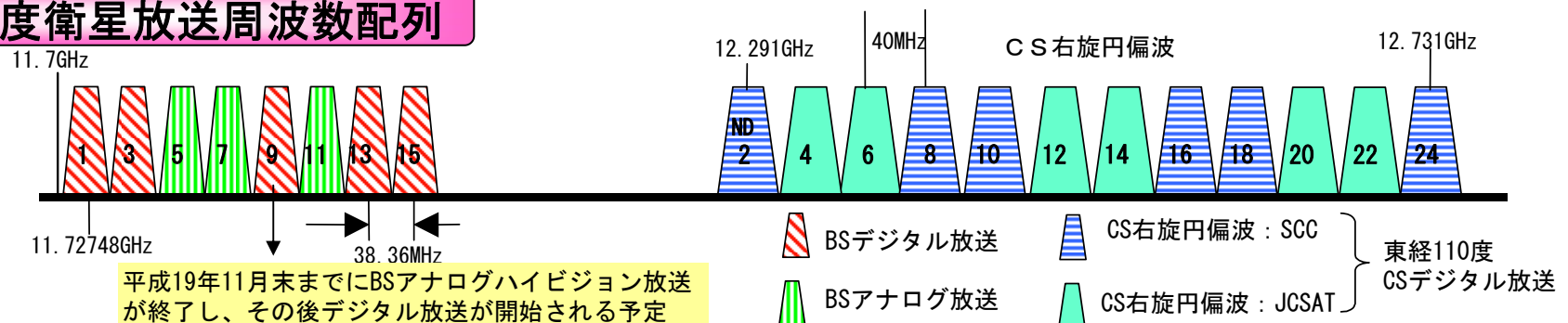
放送方式	略称	制定時期
標準テレビジョン放送方式	地上アナログ	昭和47年
標準衛星テレビジョン放送方式	BSアナログ	昭和63年
周波数変調高精細度テレビジョン放送方式	MUSE-FM	平成3年
振幅変調高精細度テレビジョン放送方式	MUSE-AM	平成6年
デジタル有線テレビジョン放送方式	トラモジ	平成8年
標準デジタルテレビジョン放送方式	地上デジタル	平成11年
標準衛星デジタルテレビジョン放送方式	BSデジタル	
広帯域伝送デジタル放送方式	広帯域CS	

平成19年11月末まで（放送終了は平成19年9月末）にBSアナログハイビジョン放送が終了することからこれらの放送方式も併せて**削除**

今回、これらの2つの放送方式を**追加**

BSデジタル放送及び広帯域CSデジタル放送をパススルー伝送する場合の技術基準を策定

### 東経110度衛星放送周波数配列



### 《省令等の施行日》

平成19年10月1日から施行（BSアナログハイビジョン放送については、11月末までの所要の経過措置を規定。）

# 省令及び告示の改正条項等の概要（BS-IF等パススルー伝送）

## I BS-IF等パススルー伝送の方式の追加関連

### ① BSアナログ放送（既存）

有テレ条項	役務条項	新規or改正	規定の概要	内容
第26条の6	第22条	改正	搬送波の周波数	使用する周波数を3波に限定
第26条の7第2項	第22条	新規	信号搬送波の条件	光信号で規定する場合の規定を追加

### ② BSデジタル放送のパススルー伝送の伝送方式追加

有テレ条項	役務条項	新規or改正	規定の概要	内容
第23条第1項第3号	第17条第1項第3号	新規	使用する電磁波の条件	BSデジタル放送の放送方式を追加
第26条の8※1	第23条	新規	入力信号の条件	既存の放送方式と同等の規定を追加
第26条の9第1項	第23条	新規	搬送波の周波数	既存の放送方式と同等の規定を追加
第26条の10※2	第23条※3	新規	信号搬送波等の条件	既存の放送方式と同等の規定を追加
別図第4	(有テレ読み替え)	新規	信号搬送波等の条件	既存の放送方式と同等の規定を追加

※1 関連して平成15年告示468号を一部改正

※2 関連して平成17年告示1292号を一部改正

※3 平成17年告示1292号において役務法施行規則23条を準用する場合を含むため追加の改正は不要

### ③ 広帯域CSデジタル放送のパススルー伝送の伝送方式追加

有テレ条項	役務条項	新規or改正	規定の概要	内容
第23条第1項第4号	第17条第1項第4号	新規	使用する電磁波の条件	広帯域CSデジタル放送の放送方式を追加
第26条の9第2項	第23条	新規	搬送波の周波数	既存の放送方式と同等の規定を追加

その他、入力信号の条件等については、②と同様。

# 省令及び告示の改正条項等の概要 (H. 264の適用)

## II H. 264の適用関連

有テレ条項	役務条項	新規or改正	規定の概要	内容
第26条の16 第3項第2号	第27条 第3項第2号	改正	搬送波の変調等	デジタル有線テレビジョン放送方式の映像符号化方式について、H. 264を追加する。

《有線テレビジョン放送法施行規則》

第二十三条

五 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式（第二十六条の十六第三項及び第四項に規定する信号により搬送波を変調する方式をいう。以下同じ。）となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送

第二十六条の十六

3 九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送のうちデジタル放送を行うための搬送波を変調する信号（以下「伝送信号」という。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 誤り訂正方式は、デジタル放送の標準方式第四十条第二項に規定する短縮化リードソロモン符号によるものであること。
- 二 デジタル放送の標準方式第三条、第四条又は第五十条、第五条から第八条まで、第十六条又は第四十三条、第二十一条第一項又は第四十二条、第二十一条第二項から第四項まで及び第四十一条の技術的条件に適合するものであること。

これらの条文の内容は  
右表のとおり

ケーブルテレビにおいて  
H. 264の追加については  
技術的な問題はなく、第  
50条を追加することによ  
り、H. 264の適用が可能  
となる。

条文	内容
第3条	MPEG-2 Systems
第4条又は第50条	MPEG-2 (H. 262) 又は H. 264
第5条	AAC 音声
第6条	データ信号及びメタデータ信号の符号化方式等
第7条	音声信号の標本化及び量子化
第8条	スクランブル等
第16条又は第43条	緊急警報信号
第21条第1項又は第42条	YUV422 (映像信号の色空間)
第21条第2項から第4項	映像信号の標本化及び量子化
第41条	BC 音声



## 省令及び告示の改正条項等の概要（256QAMの追加）

### Ⅲ 256QAMの追加関連

有テレ条項	役務条項	新規or改正	規定の概要	内容
第26条の16(※1) 第1項	第27条(※2)第1項	改正	搬送波の変調等	変調方式が256QAMの場合を追加
別図第11	別図第8	改正	搬送波の変調等	変調方式が256QAMの場合を追加
第26条の17第1項※3	第28条※4	改正	搬送波等の条件	変調方式が256QAMの場合を追加
別図第14、第15	(有テレ読み替え)	改正	搬送波等の条件	変調方式が256QAMの場合を追加
第26条の18第1項	第28条	改正	搬送波等の条件	変調方式が256QAMの場合を追加
第26条の21第2項 第3号	第29条	改正	搬送波等の条件	変調方式が256QAMの場合を追加

※1 第26条の16第3項第3号の規定に基づく平成14年告示第419号を併せて改正

※2 第27条第3項第3号の規定に基づくH14告示第421号（H14告示第419号の読み替え）のため改正は不要

※3 関連して平成17年告示1292号を一部改正

※4 平成17年告示1292号において役務法23条を準用する場合を含むため追加の改正は不要

## 省令及び告示の改正条項等の概要(光の波長及び電磁波の条件)

### IV 電磁波の条件に係る規定の改正

有テレ条項	役務条項	新規or改正	規定の概要	内容
<u>第23条第2項※1</u>	<u>第17条第2項※2</u>	改正	使用する電磁波の条件	従来まで90MHzから770MHzまでの放送に限っていた技術的条件について、BS-IF等パススルー伝送(1.0~2.1GHz帯)を追加

※1 平成13年告示130号「有線テレビジョン放送の受信に影響を与えることが検知されないための技術的条件」を一部改正

※2 平成14年告示第42号「有線役務利用放送の受信に影響を与えることが検知されないための技術的条件」を一部改正

### V 光の波長に係る規定の追加

有テレ条項	役務条項	新規or改正	規定の概要	内容
<u>第22条第2項</u>	<u>第16条の2第2項</u>	改正	使用する光の波長	光波長多重する場合の規定を追加

## 省令及び告示の改正条項等の概要（BS9chの終了）

### VI BSアナログハイビジョン放送（BS9ch）の終了に伴う措置

BSアナログハイビジョン放送（BS9ch）は、平成19年11月30日までに限られていることから、有線テレビジョン放送法施行規則及び電気通信役務利用放送法施行規則においても、該当する以下の条項を削除又は一部改正することとし、附則において、経過措置を定めることとする。

#### 削除する条文等

【有線テレビジョン放送法施行規則関係】  
第26条の8～第26条の14  
第26条の18第2項及び第3項  
第26条の21第2項及び第3項  
別図第4～別図第10、別図第16、第19

【電気通信役務利用放送法施行規則関係】  
第24条、第25条から第26条の2

#### 一部改正する条文等

【有線テレビジョン放送法施行規則関係】  
第18条第3項  
第23条第1項  
平成13年告示第130号

【電気通信役務利用放送法施行規則関係】  
第17条第1項  
平成14年告示第42号



# BSアナログハイビジョン放送（BS9ch）の終了に伴う措置（参考）

放送普及基本計画（放送法関係告示）及び放送用周波数使用計画（電波法関係告示）に基づき、アナログハイビジョン放送は2007年（平成19年）11月30日までに終了。

なお、NHKのBSアナログハイビジョン（BS9チャンネル）放送番組は2007年9月30日に終了予定。

○放送普及基本計画（昭和63年郵政省告示第660号）

- ・デジタル方式の放送へ円滑に移行するための放送については平成19年に終了すること。  
…………… 第1-1(1)イ(ア)(A)

BSアナログハイビジョン放送(BS9ch) = デジタル方式の放送へ円滑に移行するための放送

○放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）

- ・高精細度テレビジョン放送（衛星系）による国内放送を行う放送局に使用させることのできる周波数等

放送対象地域	送信場所 (人工衛星)	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
全国	東経110度（放送衛星業務用の周波数を使用して国内放送を行う衛星）	9	0.12

（注2）この周波数（チャンネル番号）の使用は、平成19年11月30日までに限る。

○有線テレビジョン放送法施行規則（有線テレビで送信する場合の方式）

削除

- 第四款 周波数変調高精細度テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う施設に係る条件
- 第五款 振幅変調高精細度テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う施設に係る条件

経過措置

附則

標準衛星テレビジョン放送方式、周波数変調高精細度テレビジョン放送方式及び振幅変調高精細度テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送に関する技術的条件は、改正後の有線テレビジョン放送法施行規則第十八条、第二十三条、第二十六条の六、第二十六条の八から第二十六条の十四まで、第二十六条の十八及び第二十六条の二十一の規定にかかわらず、平成十九年十一月三十日までは、なお従前の例によることができる。

「有線テレビジョン放送法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集」に寄せられた意見及び意見に対する考え方

ご意見	回答
<p>当社は、FTTH 等の伝送帯域の拡大に伴う BS-IF 等パススルー伝送並びに情報源符号化方式及び伝送路符号化方式の高度化のための関連省令案等の改正について、今後の有線放送の普及・発展に資するものとして、賛成いたします。</p> <p>但し、今回の改正は、「ケーブルテレビシステム委員会」報告書を踏まえたものであるとされていますが、同報告書にて今後の検討課題とされた FM 一括変換方式による BS-IF 等パススルー伝送に関する技術的条件と、多値 QAM 変調方式（256QAM）に関する技術的条件等（誤り訂正方式）につきましても、早期の課題解決と制度化を希望します。</p> <p>また、映像符号化方式が高効率化する反面で、伝送路における周波数帯域を有効かつ効率的な利用とするために、一の256QAM変調波で伝達する情報量が、今回追加する方式に基づく情報ビットレートを超える場合でも、その性能が一定の水準を満たす場合には個別に審査して判断いただきますよう希望します。</p>	<p>本件省令案等をご支持いただきご意見として承ります。</p> <p>また、情報通信審議会諮問第 2024 号「ケーブルテレビシステム委員会」の報告のうち、今後の検討課題となった事項につきましては、技術動向等を踏まえ、引き続き検討することとしています。</p> <p>なお、標準的な伝送方式として省令等で規定されていない方式を利用する場合であっても、従来から個別審査により対応しておりますので、念のため申し添えます。</p>

意見提出者：株式会社オプティキャスト

有線テレビジョン放送法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文 (案)

○有線テレビジョン放送法施行規則(昭和四十七年郵政省令第四十号)

(傍線部分は改正部分)

改正案

現行

目次

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 施設

第二章 施設

第一節 施設の設置、運用等(第三条―第十五条)

第一節 施設の設置、運用等(第三条―第十五条)

第二節 技術基準

第二節 技術基準

第一款 通則(第十六条―第二十六条)

第一款 通則(第十六条―第二十六条)

第二款 標準テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う施設に係る条件(第二十六条の二―第二十六条の五)

第二款 標準テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う施設に係る条件(第二十六条の二―第二十六条の五)

第三款 標準衛星テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う施設に係る条件(第二十六条の六・第二十六条の七)

第三款 標準衛星テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う施設に係る条件(第二十六条の六・第二十六条の七)

第四款 標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式による有線テレビジョン放送を行う施設に係る条件(第二十六条の八―第二十六条の十)

第四款 周波数変調高精度テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う施設に係る条件(第二十六条の八―第二十六条の十)

第五款 削除

第五款 振幅変調高精度テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う施設に係る条件(第二十六条の十一―第二十六条の十四)

第六款 デジタル有線テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う施設に係る条件(第二十六条の十四の二―第二十六条の十八)

第六款 デジタル有線テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う施設に係る条件(第二十六条の十四の二―第二十六条の十八)

第七款 標準デジタルテレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う施設に係る条件(第二十六条の十八の二―第二十六条の二十一)

第七款 標準デジタルテレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う施設に係る条件(第二十六条の十八の二―第二十六条の二十一)

第三章 業務(第二十七条―第三十四条)

第三章 業務(第二十七条―第三十四条)

第四章 雑則(第三十五条―第四十一条)

第四章 雑則(第三十五条―第四十一条)

附則

附則

(受信空中線)

(受信空中線)

第十八条 (略)

第十八条 (同上)

2 (略)

3 放送衛星局の行うテレビジョン放送（デジタル放送を除く。）又はテレビジョン多重放送の同時再送信に係る信号搬送波のレベルと雑音のレベルとの差（信号搬送波のレベルを減数として求められる値とする。第二十六条の七の表の四の項から六の項まで及び第二十六条の七第二項において同じ。）は、周波数選択出力装置（線路上で複数の信号搬送波から任意の信号搬送波を選択する装置であつて、選択した信号搬送波の周波数を他の周波数に変換して出力するものをいう。第二十六条の七第一項の表の六の項において同じ。）を使用する施設の場合にあつては、同時再送信を行うための当該放送を受信する設備の信号搬送波の出力端子における第一中間周波数（受信周波数と一〇・六七八ギガヘルツの局部発振周波数との差の周波数をいう。以下同じ。）において、最悪月において九九パーセントの確率で（一）一七デシベル以下、それ以外の場合にあつては、同時再送信を行うための当該放送を受信する設備の信号搬送波の出力端子における第一中間周波数において、最悪月において九九パーセントの確率で（一）一四デシベル以下でなければならない。

2 (略)

3 放送衛星局の行うテレビジョン放送（デジタル放送を除く。以下この項において同じ。）又はテレビジョン多重放送の同時再送信に係る信号搬送波のレベルと雑音のレベルとの差（信号搬送波のレベルを減数として求められる値とする。第二十六条の七の表の四の項から六の項まで及び第二十六条の八の表の五の項から七の項までにおいて同じ。）は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。

区 別	条 件
<p>一 高精細度テレビジョン放送（テレビジョン放送であつて、一の映像の走査線数が一、二五本以上であるものをいう。以下同じ。）、高精細度テレビジョン音声多重放送（テレビジョン音声多重放送であつて、高精細度テレビジョン放送の電波に重畳して送るものをいう。以下同じ。）又は高精細度テレビジョン・データ多重放送（テレビジョン・データ多重放送であつて、高精細度テレビジョン放送の電波に重畳して送るものをいう。以下同じ。）を受信する場合</p>	<p>（一）受信者端子において、送信の方式が第二十三条第一項第三号に規定する周波数変調高精細度テレビジョン放送方式となつている場合は、次のとおりであること。</p> <p>イ 周波数選択出力装置（線路上で複数の信号搬送波から任意の信号搬送波を選択する装置であつて、選択した信号搬送波の周波数を他の周波数に変換して出力するものをいう。以下同じ。）を使用</p>

する施設の場合にあつては、同時再送信を行うための当該放送を受信する設備の信号搬送波の出力端子における第一中間周波数（受信周波数と一〇・六七八ギガヘルツの局部発振周波数との差の一、〇〇〇メガヘルツ帯の周波数をいう。以下この表並びに第二十六条の七の表の四の項から六の項まで及び第二十六条の八の表の五の項において同じ。）において、最悪月の確率で（一）一八デシベル以下

ロ 同時再送信の受信にコンバータ（受信設備に属する装置であつて、信号搬送波の周波数を他の周波数に変換して出力するものをいう。以下同じ。）を使用する施設の場合にあつては、同時再送信を行うための当該放送を受信する設備の信号搬送波の出力端子における第一中間周波数において、最悪月において九九パーセ

<p>二 一以外のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を受信する場合</p>	<p>ントの確率で(一)一六デシベル以下</p> <p>(二) 受信者端子において、送信の方式が第二十三条第一項第四号に規定する振幅変調高精度度テレビジョン放送方式となつている施設の場合にあつては、同時再送信を行うための当該放送を受信する設備の信号搬送波の出力端子における第一中間周波数において、(一)二〇デシベル以下</p> <p>(三) (一)及び(二)以外の場合にあつては、同時再送信を行うための当該放送を受信する設備の信号搬送波の出力端子における第一中間周波数において、(一)一五デシベル以下</p>
	<p>(一) 周波数選択出力装置を使用する施設の場合にあつては、同時再送信を行うための当該放送を受信する設備の信号搬送波の出力端子における第一中間周波数において、最悪月において九パーセントの確率で(一)一七デシベル以下</p> <p>(二) (一)以外の場合にあつては、同時再送信を行うため</p>

(使用する光の波長)

第二十二條 (略)

2) 前項に規定する光の波長について、複数の波長の光を多重して伝送する場合にあつては、それぞれの光が互いに映像、音声その他の音響又はデータに障害を与えないものであること。

(使用する電磁波の条件)

第二十三條 (略)

一・二 (略)

三 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式(デジタル放送の標準方式第五章に規定する放送衛星局に係るもの)に準拠する方式をいう。以下同じ。)となつており、かつ、一、〇三五・〇五メガヘルツから一、三三三・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送

(使用する光の波長)

第二十二條 (同上)

(使用する電磁波の条件)

第二十三條 (同上)

一・二 (同上)

三 受信者端子において、送信の方式が周波数変調高精細度テレビジョン放送方式(高精細度テレビジョン放送(デジタル放送を除く。))に関する送信の標準方式(平成三年郵政省令第十六号)、高精細度テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式(平成三年郵政省令第十七号)及び標準テレビジョン・データ多重放送及び高精細度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式のうち、放送衛星局(標準テレビジョン・データ多重放送(テレビジョン・データ多重放送であつて、標準テレビジョン放送の電波に重畳して送るものをいう。以下同じ。))を行うものを除く。)に係るものに準拠する方式(高精細度テレビジョン放送(デジタル放送を除く。))に関する送信の標準方式(高精細度テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式(高精細度テレビジョン・データ多重放送及び高精細度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式第十一條第二項において準用する場合を含む。))中「七」七」とあるのは「電力拡散信号を用いる場合は二七、電力拡散信号を用いない場合は二六・四」と、同令第七條第七項(高精細度テレビ

の当該放送を受信する設備の信号搬送波の出力端子における第一中間周波数において、最悪月において九パーセントの確率で(一)一四デシベル以下

四 受信者端子において、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式（デジタル放送の標準方式第六章第三節に規定する放送衛星局に係るもの）に準拠する方式をいう。以下同じ。）となつており、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、〇六七・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送

五・六 (略)

2 前項各号に掲げる有線テレビジョン放送以外の用途に使用する電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、前項の規定によるほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に基づき、受信者端子において当該電磁波が当該電磁波を使用する施設で行われる前項各号に掲げる有線テレビジョン放送の受信に検知される影響を与えないものでなければならぬ。

第三款 標準衛星テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う施設に係る条件

(搬送波の周波数)

第二十六条の六 受信者端子において、送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式となつており、かつ、一、〇三五・九八メガヘルツから一、三三一・五〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の信号搬送波の受信者端子における周波数は、次の周波数のうちから選定しなければならぬ。この場合において、その周波数は、当該周波数の搬送波が

ジョン音声多重放送に関する送信の標準方式第六条及び標準テレビジョン・データ多重放送及び高精細度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式第十一条第二項において準用する場合を含む。）中「高い周波数」とあるのは「高い周波数（使用する周波数が七七〇MHz以下の場合は低い周波数）」とする。）をいう。以下同じ。）となつており、かつ、七七〇メガヘルツ以下又は一、〇三五・九八メガヘルツから一、三三一・五〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送

四 受信者端子において、送信の方式が振幅変調高精細度テレビジョン放送方式（高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式第七条第二項に規定する複合信号に準拠した信号で搬送波を振幅変調する方式をいう。以下同じ。）となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送

五・六 (同上)

2 前項各号に掲げる有線テレビジョン放送以外の用途に使用する電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、前項の規定によるほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に基づき、受信者端子において当該電磁波が当該電磁波を使用する施設で行われる有線テレビジョン放送（前項各号に掲げる有線テレビジョン放送であり、かつ、受信者端子において、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限る。）の受信に検知される影響を与えないものでなければならぬ。

第三款 標準衛星テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う施設に係る条件

(搬送波の周波数)

第二十六条の六 受信者端子において、送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式となつており、かつ、一、〇三五・九八メガヘルツから一、三三一・五〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の信号搬送波の受信者端子における周波数は、次の周波数のうちから選定しなければならぬ。この場合において、その周波数は、当該周波数の搬送波が



当該施設で行われる他の有線放送の受信に障害を与えないものでなければならぬ。

一、一・二六・二〇、一、一六四・五六及び一、二四一・二八メガヘルツ

(信号搬送波等の条件)

第二十六条の七 (略)

2) 受信者端子において、送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式となつており、かつ、一、〇三五・九八メガヘルツから一、三三一・五〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおいて、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場合には、前項の表の四の項の規定は、適用しない。

一 保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子

区別	条件
一 信号搬送波のレベルと雑音(ヘッドエンドにおける第一中間周波数の信号搬送波の入力端子から保安装置まで、又は受信用光伝送装置の出力端子までのものであつて、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差	(一) 一五デシベル以下
二 信号搬送波のレベルと雑音(保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであつて、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差	(二) 二四デシベル以下

当該施設で行われる他の有線放送の受信に障害を与えないものでなければならぬ。

一、〇四九・四八、一、〇八七・八四、一、二二六・二〇、一、一六四・五六、一、二〇二・九二、一、二四一・二八、一、二七九・六四及び一、三二八・〇〇メガヘルツ

(信号搬送波等の条件)

第二十六条の七 (同上)

二 受信用光伝送装置の入力端子

区 別	条 件
一 総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した信号搬送波のレベルと雑音(ヘッドエンドにおける第一中間周波数の信号搬送波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのものであつて、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差	(一)一六デシベル以下
二 信号搬送波のレベルと雑音(受信用光伝送装置の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差	(二)二四デシベル以下

第四款

標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式による有線テレビジョン放送を行う場合のヘッドエンドの主たる機器の入力端子(総務大臣が別に告示で定める箇所とする。第二十六条の十四の二及び第二十六条の十八の二において同じ。)における入力信号の復調後におけるビット誤り率は、最悪月において九九パーセントの確率で $1 \times 10^{-6}$ 以下(短縮化リードソロモン(204, 188)符号による誤り訂正前とする。)でなければならない。

(入力信号の条件)

第二十六条の八 標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式による有線テレビジョン放送を行う場合のヘッドエンドの主たる機器の入力端子(総務大臣が別に告示で定める箇所とする。第二十六条の十四の二及び第二十六条の十八の二において同じ。)における入力信号の復調後におけるビット誤り率は、最悪月において九九パーセントの確率で $1 \times 10^{-6}$ 以下(短縮化リードソロモン(204, 188)符号による誤り訂正前とする。)でなければならない。

第四款

周波数変調高精度テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う施設に係る条件

(信号搬送波等の条件)

第二十六条の八 受信者端子において、送信の方式が周波数変調高精度テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送の搬送波及びその搬送波に係る電磁波は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。

区 別	条 件
一 信号搬送波の周波数の間隔	隣接する信号搬送波の周波数の間隔は、三八・三六メガヘルツ以上



六 信号搬送波のレベルと当該信号搬送波の反射（ヘッドエンドの信号搬送波の入力端子から受信者端子までのものに限る。別図第四において同じ。）による電磁波のレベルとの差

別図第四で示す値以下

七 信号搬送波のレベルと妨害波（ヘッドエンドの信号搬送波の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるものに限る。）のレベルとの差

(一) 三次相互変調による妨害波の場合であつて、かつ、次のとおりであること。  
イ 周波数選択出力装置を使用する施設の場合にあつては、(一)三四デシベル以下  
ロ イ以外の場合にあつては、(一)三六デシベル以下  
ニ (一)以外の場合にあつては、(一)三二デシベル以下

八 その他の妨害波及びひずみ（いずれもヘッドエンドにおける入力端子から受信者端子までのものに限る。）

映像又は音声その他の音響に障害を与えないものであること。

(搬送波の周波数)

第二十六条の九 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となつており、かつ、一、〇三五・〇五メガヘルツから一、三三二・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の搬送波の受信者端子における周波数は、次の周波数のうちから選定しなければならない。この場合において、その周波数は、当該周波数の搬送波が当該施設で行われる他の有線放送の受信に障害を与えないものでなければならぬ。

第二十六条の九 受信者端子において、送信の方式が周波数変調高精度テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送（七七〇メガヘルツ以下の周波数を使用するものに限る。）と受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送（九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限る。）とが隣接して同時に行われる場合における信号搬送波（受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となつているものについては、映

- 一、〇四九・四八、一、〇八七・八四、一、二〇二・九二、一、二七九・六四及び一、三一八・〇〇メガヘルツ
- 2) 受信者端子において、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となつており、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、〇六七・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の搬送波の受信者端子における周波数は、次の周波数のうちから選定しなければならない。この場合において、その周波数は、当該周波数の搬送波が当該施設で行われる他の有線放送の受信に障害を与えないものでなければならぬ。
- 一、六一三、一、六五三、一、六九三、一、七三三、一、七七三、一、八一三、一、八五三、一、八九三、一、九三三、一、九七三、二、〇一三及び二、〇五三メガヘルツ

(搬送波等の条件)

第二十六条の十 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となつており、かつ、一、〇三五・〇五メガヘルツから一、三三二・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送又は送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となつており、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、〇六七・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の搬送波及びその搬送波に係る電磁波は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

区 別	条 件
一 搬送波の周波数の許容偏差	(±)一・五メガヘルツ以内
二 搬送波のレベル(変調において用いられる最低周波数の周期に比較してじゅうぶん長い時間(通常、平均の電力が最大である約十分の一秒間)にわたつて平均されたレベルをいう。以下同じ。)	次に掲げる式によるAの値以上Bの値以下 $A = 47 + 10 \log_{10} \frac{Z}{75}$ $B = 81 + 10 \log_{10} \frac{Z}{75}$

像信号搬送波とする。)の周波数の間隔は、別図第五で示す値以上でなければならない。

(準用)

第二十六条の十 第二十六条の六の規定は、受信者端子において、送信の方式が周波数変調高精度テレビジョン放送方式となつており、かつ、一、〇三五・九八メガヘルツから一、三三一・五〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送に準用する。

<p>三 搬送波のレベルと他の搬送波のレベルとの差</p>	<p>当該搬送波のレベルと隣々接の搬送波（隣接する搬送波に隣接する搬送波をいう。）のレベルとの差は三デシベル以内</p>
<p>四 搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。）のレベルとの差（搬送波のレベルを減数として求められる値とする。以下この表の次の項及び六の項並びに次項において同じ。）</p>	<p>(一) 搬送波の変調の型式が八相位相変調となつている搬送波及びその搬送波に係る電磁波の場合にあつては、(一)一デシベル以下 (二) 搬送波の変調の型式が四相位相変調となつている搬送波及びその搬送波に係る電磁波の場合にあつては、(一)八デシベル以下</p>
<p>五 搬送波のレベルと妨害波（ヘッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるものに限る。）のレベルとの差</p>	<p>単一周波数による妨害にあつては、(一)一三デシベル以下</p>
<p>六 搬送波のレベルと当該搬送波の反射（ヘッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信者端子までのものに限る。別図第四において同じ。）による電磁波のレベルとの差</p>	<p>別図第四で示す値以下</p>
<p>七 その他の妨害波及びびひずみ（いずれもヘッドエンドにおける第一中間周波数の入力端子から受信者</p>	<p>映像、音声その他の音響又はデータに障害を与えないものであること。</p>

端子までのものに限る。)

2) 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となっており、かつ、一、〇三五・〇五メガヘルツから一、三三二・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送又は送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となっており、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから一、〇六七・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおいて、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場合には、前項の表の四の項の規定は、適用しない。

一 保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子

区 別

一 搬送波のレベルと雑音(ヘッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から保安装置まで、又は受信用光伝送装置の出力端子までのもの)であつて、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差

条 件

(一) 受信者端子において、搬送波の変調の型式が八相位相変調となつている搬送波及びその搬送波に係る電磁波の場合にあつては、(一)一四デシベル以下  
(二) 受信者端子において、搬送波の変調の型式が四相位相変調となつている搬送波及びその搬送波に係る電磁波の場合にあつては、(一)九デシベル以下

二 搬送波のレベルと雑音(保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのもの)であつて、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差

(一)(二)四デシベル以下

区別	条件
<p>二 受信用光伝送装置の入力端子</p> <p>一 総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む二八・八メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。）の差</p>	<p>（一） 受信者端子において、搬送波の変調の型式が八相位相変調となつてゐる搬送波及びその搬送波に係る電磁波の場合にあつては、（一）一五デシベル以下</p> <p>（二） 受信者端子において、搬送波の変調の型式が四相位相変調となつてゐる搬送波及びその搬送波に係る電磁波の場合にあつては、（一）九デシベル以下</p> <p>（三） 二四デシベル以下</p>
<p>二 搬送波のレベルと雑音（受信用光伝送装置の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む二八・八メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。）のレベルとの差</p>	

第五款 削除

第二十六条の十一から第二十六条の十四まで 削除

第五款 振幅変調高精細度テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う施設に係る条件  
 （搬送波の周波数）

第二十六条の十一 受信者端子において、送信の方式が振幅変調高精細度テレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の信号搬送波の受信者端子における周波数については、第二十六条の三の規定を準用する。

（信号搬送波の変調）



第二十六條の十二 複合信号により振幅変調された電磁波は、別図第六で示す残留側波帯特性を有するものとする。

2| 複合信号により振幅変調された電磁波の電力は、複合信号の量子化レベルが増加するとき減少するものとする。

(信号搬送波等の条件)

第二十六條の十三 受信者端子において、送信の方式が振幅変調高精度テレビジョン放送方式となつてゐる有線テレビジョン放送の搬送波及びその搬送波に係る電磁波は、次の表の上欄に掲げる區別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

區別	条件
一 信号搬送波の周波数の間隔	隣接する信号搬送波の周波数の間隔は、一ニメガヘルツ以上
二 信号搬送波の周波数の許容偏差	(±)二〇キロヘルツ以内
三 ヘッドエンドの信号搬送波の入力端子から受信者端子までの総合周波数特性(信号搬送波の周波数を基準とする)	(±)ニデシベル以内
四 信号搬送波のレベル(複合信号のフレームパルスで変調された電磁波の包絡線の最大電力レベルとする。以下同じ。)	次に掲げる式によるAの値以上Bの値以下 $A = \frac{65 + 10 \log_{10} Z}{75}$ $B = \frac{85 + 10 \log_{10} Z}{75}$
五 信号搬送波のレベルと隣接する他の	ニデシベル以内

<p>振幅変調高精度テレビジョン放送の 信号搬送波のレベルとの差</p>	
<p>六 信号搬送波のレベルと雑音（ヘッドエ ンドの信号搬送波の入力端子から受信 者端子までのものであつて、当該信号搬 送波の周波数を含む四メガヘルツの周 波数帯幅の範囲にあるすべてのもの）に 限る。別図第七において同じ。）のレベ ルとの差</p>	<p>（二）四一デシベル以下であつて、別図第七で示す値以下</p>
<p>七 信号搬送波のレベルと当該信号搬送 波の反射（ヘッドエンドの信号搬送波の 入力端子から受信者端子までのもの）に 限る。別図第八において同じ。）による 電磁波のレベルとの差</p>	<p>別図第八で示す値以下</p>
<p>八 信号搬送波のレベルと妨害波（ヘッド エンドの信号搬送波の入力端子から受 信者端子までのものに限る。別図第九に おいて同じ。）のレベルとの差</p>	<p>単一周波数による妨害波及 び三次相互変調による妨害波 の場合にあつては、別図第九 で示す値以下</p>
<p>九 交流電源に起因する電磁波による信 号搬送波の変調度</p>	<p>次に掲げる式により求めら れる値が、（一）又は（二）に 示すとおりであること。</p> $20 \log_{10} \left( \frac{a-b}{a} \right) \times 100 \text{ dB}$ <p>a は、映像信号搬送波の変 調包絡線の最高値における振 幅とする。</p> <p>b は、映像信号搬送波の変 調包絡線の最低値における振 幅とする。</p> <p>（一）電源の周波数が五〇ヘ ルツの場合にあつては、 （二）五〇デシベル以下</p>

<p>十  その他の妨害波及びひずみ（いずれもヘッドエンドにおける入力端子から受信者端子までのものに限る。）</p>	<p>映像又は音声その他の音響に障害を与えないものであること。</p>
	<p>(二) 電源の周波数が六〇ヘルツの場合にあつては、(一)四〇デシベル以下</p>

第二十六条の十四 受信者端子において、送信の方式が振幅変調高精度テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送と受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送とが隣接して同時に行われる場合における信号搬送波（受信者端子においては、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送とが隣接して同時に行われる場合における信号搬送波の間隔は、映像信号搬送波が下側にあつては、六メガヘルツ以上、上側にあつては、一・二メガヘルツ以上とし、また、信号搬送波のレベルは映像信号搬送波に対して(一)一デシベル以上(十)七デシベル以下でなければならない。

2 受信者端子において、送信の方式が振幅変調高精度テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送と、受信者端子において、送信の方式が周波数変調高精度テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送とが隣接して同時に行われる場合における信号搬送波の周波数の間隔は、別図第十で示す値以上でなければならない。

第六款 標準デジタルテレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う施設に係る条件

(入力信号の条件)

第二十六条の十四の二 デジタル有線テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う場合のヘッドエンドの主たる機器の入力端子における入力信号は、次の表の上欄に掲げる入力信号の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる復調後におけるビット誤り率の値以下でなければならない。ただし、当該施設区域の全部が一の放送事業者のテレビジョン放送（デジタル放送に限る。以下この条において同じ。）を行う放送局の放送区域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放送の同時再送信

第六款 標準デジタルテレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う施設に係る条件

(入力信号の条件)

第二十六条の十四の二 デジタル有線テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う場合のヘッドエンドの主たる機器の入力端子（総務大臣が別に告示で定める箇所とする。第二十六条の十八の二において同じ。）における入力信号は、次の表の上欄に掲げる入力信号の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる復調後におけるビット誤り率の値以下でなければならない。ただし、当該施設区域の全部が一の放送事業者のテレビジョン放送（デジタル放送に限る。以下この条において同じ。）を行う放送局の放

については、この限りでない。

(表 略)

(搬送波の変調等)

第二十六条の十六 搬送波の変調の型式は、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調とし、別図第十一に示すキャリア変調マッピング(一定の手順に従つて二値のデジタル情報をシンボルに変換することをいう。)でなければならぬ。

2 一の搬送波に係る電磁波の伝送に使用する周波数帯域の幅は、六メガヘルツでなければならぬ。

3 九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送のうちデジタル放送を行うための搬送波を変調する信号(以下「伝送信号」という。)は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 誤り訂正方式は、デジタル放送の標準方式第四十条第二項に規定する短縮化リードソロモン符号によるものであること。

二 デジタル放送の標準方式第三条、第四条又は第五十条、第五条から第八条まで、第十六条又は第四十三条、第二十一条第一項又は第四十二条、第二十一条第二項から第四項まで及び第四十一条の技術的条件に適合するものであること。この場合において、デジタル放送の標準方式第三条第一項中「関連情報(国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。)」とあるのは「関連情報(有線テレビジョン放送の受信者が限定受信方式を用いた放送(契約により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備による受信に関し料金を支払う者によつて受信されることを目的とし、当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送をいう。以下同じ。))の役務の提供を受け、又はその対価として有線テレビ

送区域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放送の同時再送信については、この限りでない。

(表 同上)

(搬送波の変調等)

第二十六条の十六 搬送波の変調の型式は、六十四値直交振幅変調とし、別図第十一に示すビット配置でなければならぬ。

2 一の搬送波に係る電磁波の伝送に使用する周波数帯域の幅は、六メガヘルツでなければならぬ。

3 九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送のうちデジタル放送を行うための搬送波を変調する信号(以下「伝送信号」という。)は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 誤り訂正方式は、デジタル放送の標準方式第四十条第二項に規定する短縮化リードソロモン符号によるものであること。

二 デジタル放送の標準方式第三条から第八条まで、第十六条又は第四十条、第二十一条第一項又は第四十二条、第二十一条第二項から第四項まで及び第四十一条の技術的条件に適合するものであること。この場合において、デジタル放送の標準方式第三条第一項中「関連情報(国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。)」とあるのは「関連情報(有線テレビジョン放送の受信者が限定受信方式を用いた放送(契約により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備による受信に関し料金を支払う者によつて受信されることを目的とし、当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送をいう。以下同じ。))の役務の提供を受け、又はその対価として有線テレビジョン放送事業者が料金を徴

ジョン放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、放送事業者又は衛星役務利用放送を行う電気通信役務利用放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報を用いる。以下同じ。」と読み替えるものとする。

三 伝送信号の構成は、デジタル放送の標準方式第四十条第一項の技術的条件に適合するものであること。この場合において、伝送信号を構成するTSパケットは、別図第十二に示す多重フレームのスロットを第一スロットから順に出力したTSパケット列、又はデジタル放送の標準方式第三条第一項第三号に規定するTSパケットとする。

4・5 (略)

(搬送波等の条件)

第二十六条の十七 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の搬送波及びその搬送波に係る電磁波は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。

区別	条件
一 (略)	(略)
二 ヘッドエンド(ヘッドエンドを継続接続している当該施設にあつては、受信者端子直近のヘッドエンドとする。以下この表において同じ。)の変調波の入力端子から受信者端子までの総合周波数特性(当該搬送波の周波数を含む六メガヘルツの周波数帯幅の範囲において、当該搬送波の周波数と等しい周波数の電磁波のレベルを基準とする。)	(±)三デシベル以内

収するために必要な情報、放送事業者又は衛星役務利用放送を行う電気通信役務利用放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報を用いる。以下同じ。」と読み替えるものとする。

三 伝送信号の構成は、デジタル放送の標準方式第四十条第一項の技術的条件に適合するものであること。この場合において、伝送信号を構成するTSパケットは、別図第十二に示す多重フレームのスロットを第一スロットから順に出力したTSパケット列、又はデジタル放送の標準方式第三条第一項第三号に規定するTSパケットとする。

4・5 (同上)

(搬送波等の条件)

第二十六条の十七 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の搬送波及びその搬送波に係る電磁波は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。

区別	条件
一 (同上)	(同上)
二 ヘッドエンド(ヘッドエンドを継続接続している当該施設にあつては、受信者端子直近のヘッドエンドとする。以下この表において同じ。)の変調波の入力端子から受信者端子までの総合周波数特性(搬送波の周波数を中心とする六メガヘルツの帯域において、当該搬送波の周波数と等しい周波数の電磁波のレベルを基準とする。)	(±)三デシベル以内

<p>三 搬送波のレベル（変調において用いられる最低周波数の周期に比較してじゆうぶん長い時間（通常、平均の電力が最大である約十分の一秒間）にわたつて平均されたレベルをいう。以下同じ。）</p>	<p>（一）搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調の場合にあつては、次に掲げる式によるAの値以上Bの値以下</p> $A=49+10\log_{10}\frac{Z}{75}$ $B=81+10\log_{10}\frac{Z}{75}$ <p>（二）搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調の場合にあつては、次に掲げる式によるAの値以上Bの値以下</p> $A=57+10\log_{10}\frac{Z}{75}$ $B=81+10\log_{10}\frac{Z}{75}$	<p>三 搬送波のレベル（変調において用いられる最低周波数の周期に比較してじゆうぶん長い時間（通常、平均の電力が最大である約十分の一秒間）にわたつて平均されたレベルをいう。以下同じ。）</p> <p>次に掲げる式によるAの値以上Bの値以下</p> $A=49+10\log_{10}\frac{Z}{75}$ $B=81+10\log_{10}\frac{Z}{75}$
<p>四 搬送波のレベルの変動（交流電源に起因する電磁波によるものを除く。以下同じ。）</p>	<p>一分間において、三デシベル以内</p> <p>一〇デシベル以内</p>	<p>四 搬送波のレベルの変動（交流電源に起因する電磁波によるものを除く。以下同じ。）</p> <p>一分間において、三デシベル以内</p>
<p>五 搬送波のレベルと隣接する他のデジタル有線テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送の搬送波のレベルとの差</p>	<p>一〇デシベル以内</p>	<p>五 搬送波のレベルと隣接する他のデジタル有線テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送の搬送波のレベルとの差</p> <p>一〇デシベル以内</p>
<p>六 搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。）のレベルとの差（搬送波のレベルを減数と</p>	<p>（一）二六デシベル以下</p> <p>（二）三四デシベル以下</p>	<p>六 搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を中心とする五・三メガヘルツの等価雑音帯幅にあるすべてのものに限る。）のレベルとの差（搬送波のレベルを減</p> <p>（一）二六デシベル以下</p>

<p>して求められる値とする。以下の表の次の項及び八の項並びに次の項において同じ。</p>	
<p>七 搬送波のレベルと妨害波（ヘツドエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものに限る。別図第十四において同じ。）のレベルとの差</p>	<p>(一) 三次相互変調による妨害波の場合にあつては、別図第十四で示す値以下 (二) 単一周波数による妨害波の場合にあつては、当該搬送波の周波数を含む六メガヘルツの周波数帯幅において次のとおりであること。 イ 搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調の場合にあつては、(一)二六デシベル以下 ロ 搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調の場合にあつては、(一)三四デシベル以下</p>
<p>八 十 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送（搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調となつていないものに限る。）の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおいて、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場合には、前項の表の四の項及び六の項の規定は、適用しない。</p> <p>一 保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子</p>	
<p>区 別</p>	<p>条 件</p>
<p>一 搬送波のレベルの変動</p>	<p>一分間において、三デシベル以内</p>
<p>二 搬送波のレベルと雑音（ヘツ</p>	<p>(一)二六デシベル以下</p>

<p>数として求められる値とする。以下の表の次の項及び八の項並びに次の項において同じ。</p>	
<p>七 搬送波のレベルと妨害波（ヘツドエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものに限る。別図第十四において同じ。）のレベルとの差</p>	<p>三次相互変調による妨害波の場合にあつては、別図第十四で示す値以下とし、単一周波数による妨害波の場合にあつては、搬送波の周波数を中心とする六メガヘルツの帯域において、(一)三〇デシベル以下</p>
<p>八 十 (同上)</p>	<p>(同上)</p>
<p>2 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおいて、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場合には、前項の表の四の項及び六の項の規定は、適用しない。</p> <p>一 保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子</p>	
<p>区 別</p>	<p>条 件</p>
<p>一 搬送波のレベルの変動</p>	<p>一分間において、三デシベル以内</p>
<p>二 搬送波のレベルと雑音（ヘツ</p>	<p>(一)二六デシベル以下</p>

<p>ドエンドの変調波の入力端子から保安装置まで、又は受信用光伝送装置の出力端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差</p> <p>三 搬送波のレベルと雑音(保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差</p>	
<p>二 受信用光伝送装置の入力端子</p> <p>区 別</p> <p>一 総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した搬送波のレベルと雑音(ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差</p>	<p>条 件</p> <p>(一) 二八デシベル以下</p>
<p>二 搬送波のレベルと雑音(受信用光伝送装置の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)</p>	<p>(二) 四五デシベル以下</p>

<p>ドエンドの変調波の入力端子から保安装置まで、又は受信用光伝送装置の出力端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を中心とする五・三メガヘルツの等価雑音帯幅にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差</p> <p>三 搬送波のレベルと雑音(保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差</p>	
<p>二 受信用光伝送装置の入力端子</p> <p>区 別</p> <p>一 総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した搬送波のレベルと雑音(ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を中心とする五・三メガヘルツの等価雑音帯幅にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差</p>	<p>条 件</p> <p>(一) 二八デシベル以下</p>
<p>二 搬送波のレベルと雑音(受信用光伝送装置の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)</p>	<p>(二) 四五デシベル以下</p>



第二十六条の十八 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送（九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限る。以下同じ。）と受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送（九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限る。）とが隣接して同時に行われる場合における搬送波（受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となつているものについては、映像信号搬送波とする。）は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 デジタル有線テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送（搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調となつているものに限る。）の搬送波のレベルと映像信号搬送波のレベルとの差は、映像信号搬送波の下側にあつては映像信号搬送波に対して（一）二四デシベル以上（二）一〇デシベル以下、上側にあつては映像信号搬送波に対して（二）二二デシベル以上（二）八デシベル以下であること。

三 デジタル有線テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送（搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調となつているものに限る。）の搬送波のレベルと映像信号搬送波のレベルとの差は、映像信号搬送波の下側にあつては映像信号搬送波に対して（一）一八デシベル以上（二）一〇デシベル以下、上側にあつては映像信号搬送波に対して（二）一六デシベル以上（二）八デシベル以下であること。

第二十六条の十八 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送（九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限る。以下同じ。）と受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送（九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限る。）とが隣接して同時に行われる場合における搬送波（受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となつているものについては、映像信号搬送波とする。）は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 (同上)

二 デジタル有線テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送の搬送波のレベルと映像信号搬送波のレベルとの差は、映像信号搬送波の下側にあつては映像信号搬送波に対して（一）二四デシベル以上（二）一〇デシベル以下、上側にあつては映像信号搬送波に対して（二）二二デシベル以上（二）八デシベル以下であること。

2 |

受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送と受信者端子において、送信の方式が周波数変調高精度テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送（九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限る。）とが隣接して同時に行われる場合における搬送波（受信者端子において、送信の方式が周波数変調高精度テレビジョン放送方式となつているものについては、信号搬送波とする。）の周波数の間隔は、別図第十六

で示す値以上でなければならない。

3 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送と受信者端子において、送信の方式が振幅変調高精度テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送（九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限る。）とが隣接して同時に行われる場合における搬送波（受信者端子において、送信の方式が振幅変調高精度テレビジョン放送方式となつているものについては、信号搬送波とする。）は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 デジタル有線テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送の搬送波の周波数と信号搬送波の間隔は、信号搬送波の下側にあつては四・二二七メガヘルツ以上、上側にあつては一三・七二七メガヘルツ以上であること。

二 デジタル有線テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送の搬送波のレベルと信号搬送波のレベルとの差は、信号搬送波の下側にあつては信号搬送波に対して（一）二二デシベル以上（二）五デシベル以下、上側にあつては信号搬送波に対して（一）三〇デシベル以上（二）六デシベル以下であること。

（搬送波等の条件）

第二十六条の二十 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の搬送波及びその搬送波に係る電磁波は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。

区 別	条 件
一 (同上)	(同上)
二 ヘッドエンド（ヘッドエンドを縦続接続している当該施設にあつては、受信者端子直近のヘッドエンドとする。以下この表において	(±)三デシベル以内

（搬送波等の条件）

第二十六条の二十 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の搬送波及びその搬送波に係る電磁波は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。

区 別	条 件
一 (略)	(略)
二 ヘッドエンド（ヘッドエンドを縦続接続している当該施設にあつては、受信者端子直近のヘッドエンドとする。以下この表において	(±)三デシベル以内

<p>同じ。)の変調波の入力端子から受信者端子までの総合周波数特性(当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲において、当該搬送波の周波数と等しい周波数の電磁波のレベルを基準とする。)</p>	
<p>三〇五 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>六 搬送波のレベルと雑音(ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差(搬送波のレベルを減数として求められる値とする。以下この表の次の項及び八の項並びに次項において同じ。)</p>	<p>(一)二四デシベル以下</p>
<p>七 搬送波のレベルと妨害波(ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものに限る。別図第十七において同じ。)のレベルとの差</p>	<p>三次相互変調による妨害波の場合にあつては、別図第十七で示す値以下とし、単一周波数による妨害波の場合にあつては、搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲において、(一)三五デシベル以下</p>
<p>八〇十 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおいて、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場</p>	<p>2 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおいて、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場</p>
<p>同じ。)の変調波の入力端子から受信者端子までの総合周波数特性(搬送波の周波数を中心とする五・六メガヘルツの帯域において、当該搬送波の周波数と等しい周波数の電磁波のレベルを基準とする。)</p>	
<p>三〇五 (同上)</p>	<p>(同上)</p>
<p>六 搬送波のレベルと雑音(ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を中心とする五・六メガヘルツの帯域にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差(搬送波のレベルを減数として求められる値とする。以下この表の次の項及び八の項並びに次項において同じ。)</p>	<p>(一)二四デシベル以下</p>
<p>七 搬送波のレベルと妨害波(ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものに限る。別図第十七において同じ。)のレベルとの差</p>	<p>三次相互変調による妨害波の場合にあつては、別図第十七で示す値以下とし、単一周波数による妨害波の場合にあつては、搬送波の周波数を中心とする五・六メガヘルツの帯域において、(一)三五デシベル以下</p>
<p>八〇十 (同上)</p>	<p>(同上)</p>
<p>2 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおいて、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場</p>	<p>2 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおいて、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場</p>

合には、前項の表の四の項及び六の項の規定は、適用しない。

一 保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子

区別	条件
一 (略)	(略)
二 搬送波のレベルと雑音(ヘッドエンドの変調波の入力端子から保安装置まで、又は受信用光伝送装置の出力端子までのもの)であつて、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。( )のレベルとの差	(二) 二四デシベル以下
三 搬送波のレベルと雑音(保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのもの)であつて、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。( )のレベルとの差	(二) 四五デシベル以下

二 受信用光伝送装置の入力端子

区別	条件
一 総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した搬送波のレベルと雑音(ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのもの)であつて、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。( )のレベルとの差	(二) 二六デシベル以下

合には、前項の表の四の項及び六の項の規定は、適用しない。

一 保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子

区別	条件
一 (同上)	(同上)
二 搬送波のレベルと雑音(ヘッドエンドの変調波の入力端子から保安装置まで、又は受信用光伝送装置の出力端子までのもの)であつて、当該搬送波の周波数を中心とする五・六メガヘルツの帯域にあるすべてのものに限る。( )のレベルとの差	(二) 二四デシベル以下
三 搬送波のレベルと雑音(保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのもの)であつて、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯域幅の範囲にあるすべてのものに限る。( )のレベルとの差	(二) 四五デシベル以下

二 受信用光伝送装置の入力端子

区別	条件
一 総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した搬送波のレベルと雑音(ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのもの)であつて、当該搬送波の周波数を中心とする五・六メガヘルツの帯域にあるすべてのものに限る。( )のレベルとの差	(二) 二六デシベル以下

<p>二 搬送波のレベルと雑音(受信用光伝送装置の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差</p>	<p>(二) 四五デシベル以下</p>
--	---------------------

第二十六条の二十一 (略)

一・二 (略)

<p>二 搬送波のレベルと雑音(受信用光伝送装置の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差</p>	<p>(二) 四五デシベル以下</p>
--	---------------------

第二十六条の二十一 (同上)

一・二 (同上)

2| 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送と受信者端子において、送信の方式が周波数変調高精細度テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送(九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限る。)とが隣接して同時に行われる場合における搬送波(受信者端子において、送信の方式が周波数変調高精細度テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送とする。)の周波数の間隔は、別図第十九で示す値以上でなければならない。

3| 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送と受信者端子において、送信の方式が振幅変調高精細度テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送(九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限る。)とが隣接して同時に行われる場合における搬送波(受信者端子において、送信の方式が振幅変調高精細度テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送とする。)は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 標準デジタルテレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送の搬送波の周波数と信号搬送波の周波数の間隔は、信号搬送波の下側にあつては四・〇八五メガヘルツ以上、上側にあつては一三・八六九メガヘルツ以上であること。

二 標準デジタルテレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放

2| 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となつてゐる有線テレビジョン放送と受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となつてゐる有線テレビジョン放送とが隣接して同時に行われる場合における搬送波は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 標準デジタルテレビジョン放送方式となつてゐる有線テレビジョン放送の搬送波のレベルとデジタル有線テレビジョン放送方式となつてゐる有線テレビジョン放送の変調の型式が六四値直交振幅変調となつてゐるものに限る。以下この号において同じ。の搬送波のレベルとの差は、デジタル有線テレビジョン放送方式となつてゐる有線テレビジョン放送の搬送波の下側にあつては、デジタル有線テレビジョン放送方式となつてゐる有線テレビジョン放送の搬送波に対して(一)一九デシベル以上(十)一四デシベル以下、上側にあつてはデジタル有線テレビジョン放送方式となつてゐる有線テレビジョン放送の搬送波に対して(一)二〇デシベル以上(十)一八デシベル以下であること。

三 標準デジタルテレビジョン放送方式となつてゐる有線テレビジョン放送の搬送波のレベルとデジタル有線テレビジョン放送方式となつてゐる有線テレビジョン放送(搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調となつてゐるものに限る。以下この号において同じ。)の搬送波のレベルとの差は、デジタル有線テレビジョン放送方式となつてゐる有線テレビジョン放送の搬送波の下側にあつては、デジタル有線テレビジョン放送方式となつてゐる有線テレビジョン放送の搬送波に対して(一)一二デシベル以上(十)二〇デシベル以下、上側にあつてはデジタル有線テレビジョン放送方式となつてゐる有線テレビジョン放送の搬送波に対して(一)一八デシベル以上(十)一九デシベル以下であること。

4| 送の搬送波のレベルと信号搬送波のレベルとの差は、信号搬送波の下側にあつては信号搬送波に対して(一)一九デシベル以上(十)五デシベル以下、上側にあつては信号搬送波に対して(一)二八デシベル以上(十)一五デシベル以下であること。

受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となつてゐる有線テレビジョン放送と受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となつてゐる有線テレビジョン放送とが隣接して同時に行われる場合における搬送波は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 (同上)

二 標準デジタルテレビジョン放送方式となつてゐる有線テレビジョン放送の搬送波のレベルとデジタル有線テレビジョン放送方式となつてゐる有線テレビジョン放送の搬送波のレベルとの差は、デジタル有線テレビジョン放送方式となつてゐる有線テレビジョン放送の下側にあつては、デジタル有線テレビジョン放送方式となつてゐる有線テレビジョン放送の搬送波に対して(一)一九デシベル以上(十)一四デシベル以下、上側にあつてはデジタル有線テレビジョン放送方式となつてゐる有線テレビジョン放送の搬送波に対して(一)二〇デシベル以上(十)一八デシベル以下であること。

別記第1の様式 (第4条参照)

(略)

- 1 申請者に関する事項  
表 (略)

注1 (略)

- 2 申請者が個人である場合は、氏名、住所及び生年月日を証する書類、法人である場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書、法人以外の団体である場合は、団体の規約を添付すること。

3 (略)

- 4 使用する周波数

表 (略)

注1 (1) から (3) までの欄には、ヘッドエントの出力端子における周波数について記載することとし、(2) の欄の変調型式については、電波法施行規則 (昭和25年電波監理委員会規則第14号) 第4条の2第1項に規定する記号により記載すること。

(記載例)

(1) 使用する周波数	(2) 周波数帯幅及び変調型式	(3) 用途
(映像) 91.25MHz z (音声) 95.75MHz z	6MHz z C3F F3E	標準テレビジョン放送 の同時再送信
(映像) 103.25MHz z (音声) 107.75MHz z	6MHz z C3F F8E C9W	標準テレビジョン放送 の同時再送信
(映像) 177.25MHz z (音声) 181.75MHz z	6MHz z C3F F8E	賃借用
(映像) 189.25MHz z (音声) 193.75MHz z	6MHz z C3F F3E	自主放送
中心周波数 195.00MHz z	5.3MHz z D7W	デジタル有線テレビジョン放送の同時再送信

別記第1の様式 (第4条参照)

(同上)

- 1 申請者に関する事項  
表 (同上)

注1 (同上)

- 2 申請者が個人である場合は、氏名、住所及び生年月日を証する書類、法人である場合は、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、法人以外の団体である場合は、団体の規約を添付すること。

3 (同上)

- 4 使用する周波数

表 (同上)

注1 (1) から (3) までの欄には、ヘッドエントの出力端子における周波数について記載することとし、(2) の欄の変調型式については、電波法施行規則 (昭和25年電波監理委員会規則第14号) 第4条の2第1項に規定する記号により記載すること。

(記載例)

(1) 使用する周波数	(2) 周波数帯幅及び変調方式	(3) 用途
(映像) 91.25MHz z (音声) 95.75MHz z	6MHz z C3F F3E	標準テレビジョン放送 の同時再送信
(映像) 103.25MHz z (音声) 107.75MHz z	6MHz z C3F F8E C9W	標準テレビジョン放送 の同時再送信
(映像) 177.25MHz z (音声) 181.75MHz z	6MHz z C3F F8E	賃借用
(映像) 189.25MHz z (音声) 193.75MHz z	6MHz z C3F F3E	自主放送
中心周波数 195.00MHz z	5.3MHz z D7W	デジタル有線テレビジョン放送の同時再送信

473.00MHz z	5.7MHz z	X 7 W	標準デジタルテレビジョン放送の同時再送信
-------------	----------	-------	----------------------

5 施設の概要  
表 (略)

注 1～8 (略)

- 9 (3) の光送信機の変調方式の欄には、「光強度直接変調方式」、「光強度外部変調方式」、「F M 一括変換方式」のように記載すること。
- 10 (略)

別記第 6 の 2 の様式 (第 13 条の 2 参照)

(略)

表 (略)

注 1～3 (略)

- 4 有線テレビジョン放送施設者以外の法人であるときは定款又は寄附行為、登記事項証明書及び役員履歴書を添付すること。

別表 (第 9 条参照)

473.00MHz z	5.7MHz z	X 7 W	標準デジタルテレビジョン放送の同時再送信
-------------	----------	-------	----------------------

5 施設の概要  
表 (同上)

注 1～8 (同上)

- 9 (3) の光送信機の変調方式の欄には、「強度直接変調方式」、「強度外部変調方式」、「F M 一括変調方式」のように記載すること。
- 10 (同上)

別記第 6 の 2 の様式 (第 13 条の 2 参照)

(同上)

表 (同上)

注 1～3 (同上)

- 4 有線テレビジョン放送施設者以外の法人であるときは定款又は寄附行為、登記簿の謄本及び役員履歴書を添付すること。

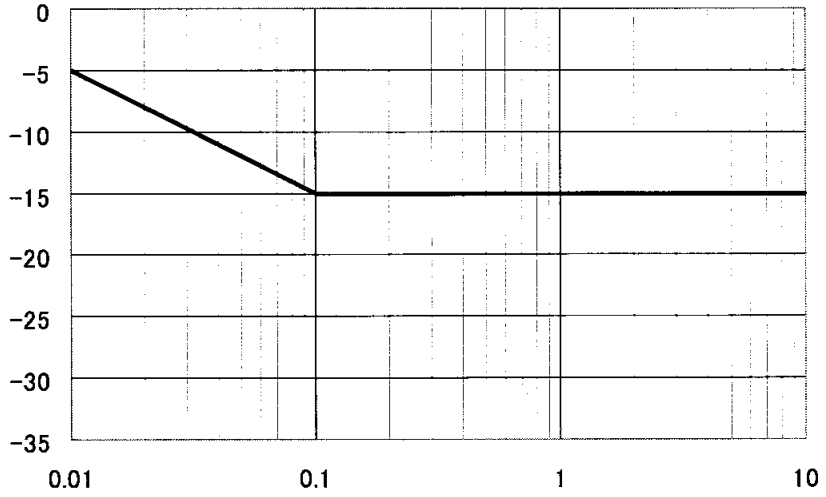
別表 (第 9 条参照)



軽微な変更		変更事項
装置等の区別		
1 施設の規模	引込端子の数	
2 受信 空中線系	空中線	型式及び構成、周波数若しくは周波数範囲、海抜高又は地上高
	給電線	線種又はこう長
3 ヘッド ドエンブド	前置増幅器及び受信増幅器	増幅する周波数の範囲又はレベルの調整範囲
	周波数変換器	入力周波数又は出力周波数
	変調器	出力周波数
	連絡線	架空及び地下の別、線種又は設置場所
	その他の機器	種類
4～13 (略)		
14 経路の電圧及び通信回線の電力	電圧又は電力	
備考として記載された事項		

軽微な変更		変更事項
装置等の区別		
1 施設の規模	引込端子の数	
2 受信 空中線型	空中線	型式及び構成、周波数若しくは周波数範囲、海抜高又は地上高
	給電線	線種又はこう長
3 ヘッド ドエンブド	前置増幅器及び受信増幅器	増幅する周波数の範囲又はレベルの調整範囲
	周波数変換器	入力周波数又は出力周波数
	変調器	出力周波数
	連絡線	架空及び地下の別、線種又は設置場所
	その他の機器	種類
4～13 (同上)		
14 経路の電圧及び通信回線の電力	電圧又は電力	
備考として記載された事項		

別図第四（第二十六条の十一項の表の六の項参照）



信号搬送波に対する当該信号搬送波の反射による電磁波の遅延時間(マイクロ秒)

信号搬送波のレベルと当該信号搬送波の反射による電磁波のレベルとの差(デシベル)

別図第五から別図第十まで 削除

別図第四（第二十六条の八参照） (略)

別図第五 (略)

別図第六 (略)

別図第七 (略)

---

別図第十一（第二十六条の十六第一項参照）  
（別紙）

別図第十二（第二十六条の十六第三項第三号参照）  
図（略）

別図第十三（第二十六条の十六第五項参照）  
図（略）

---

別図第八（略）

別図第九（略）

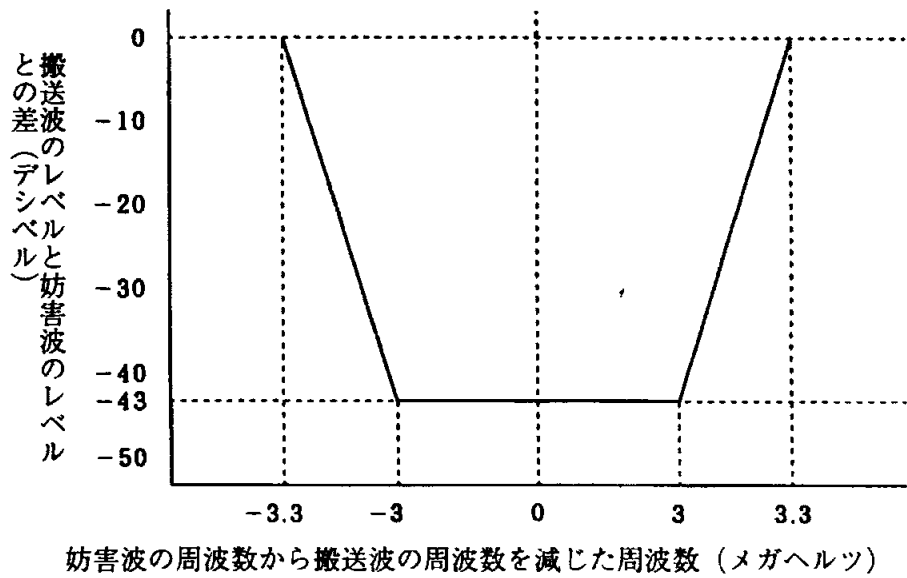
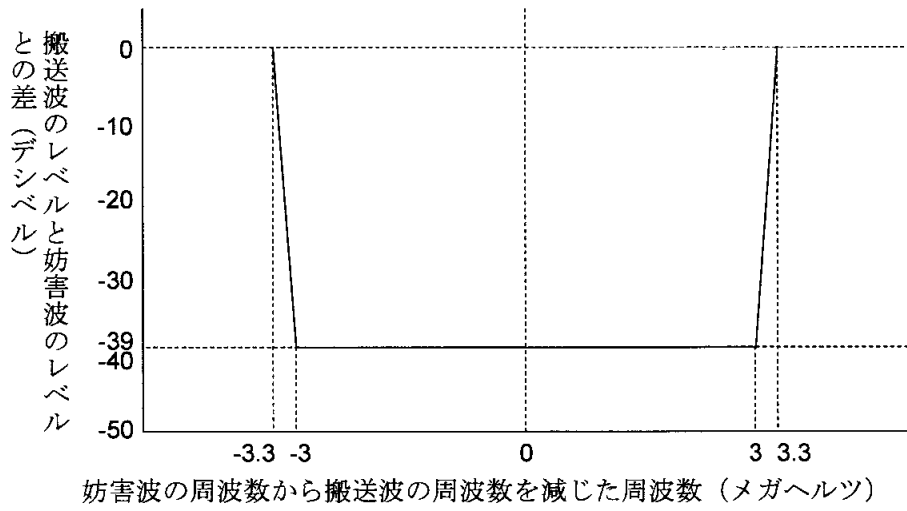
別図第十（略）

別図第十一（第二十六条の十六第一項参照）  
（別紙）

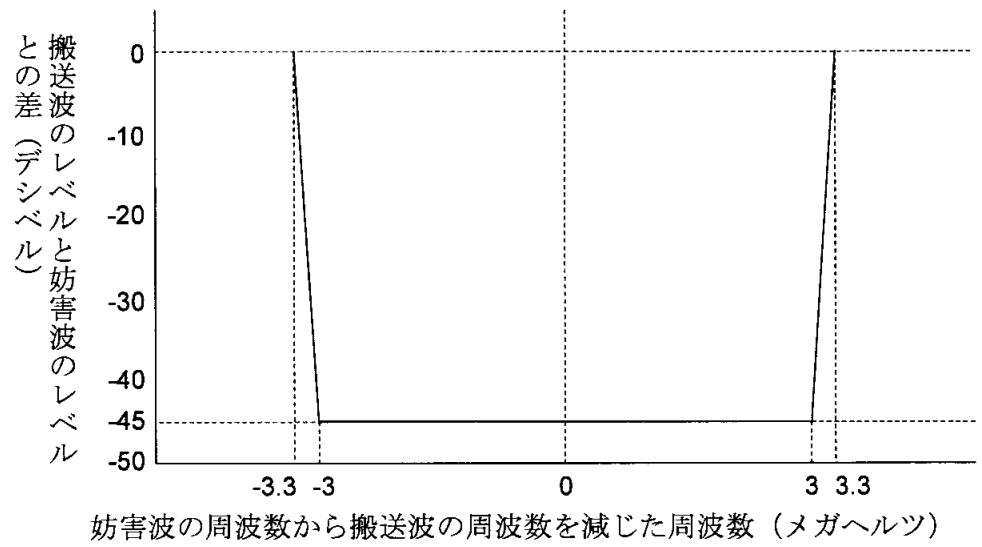
別図第十二（第二十六条の十六第三項第四号の項参照）  
図（同上）

別図第十三（第二十六条の十七の表の一の項参照）  
図（同上）

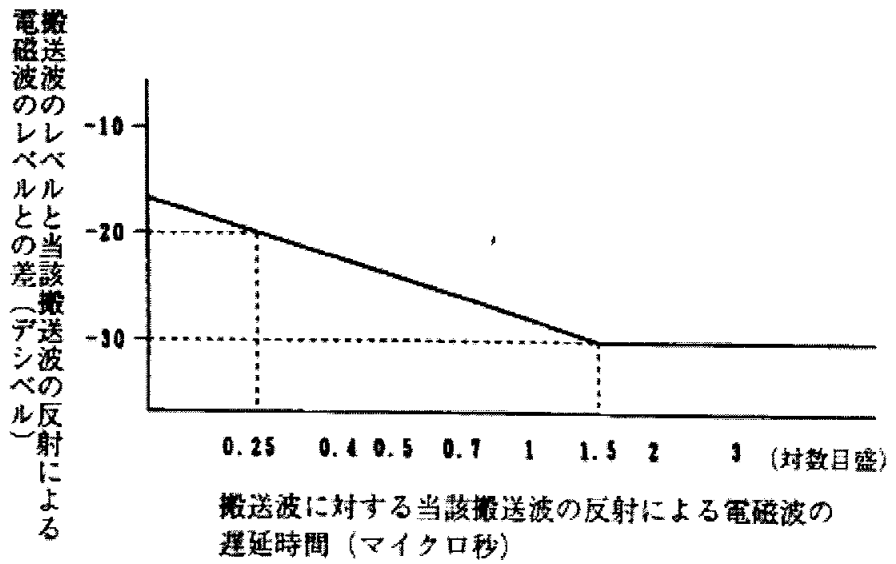
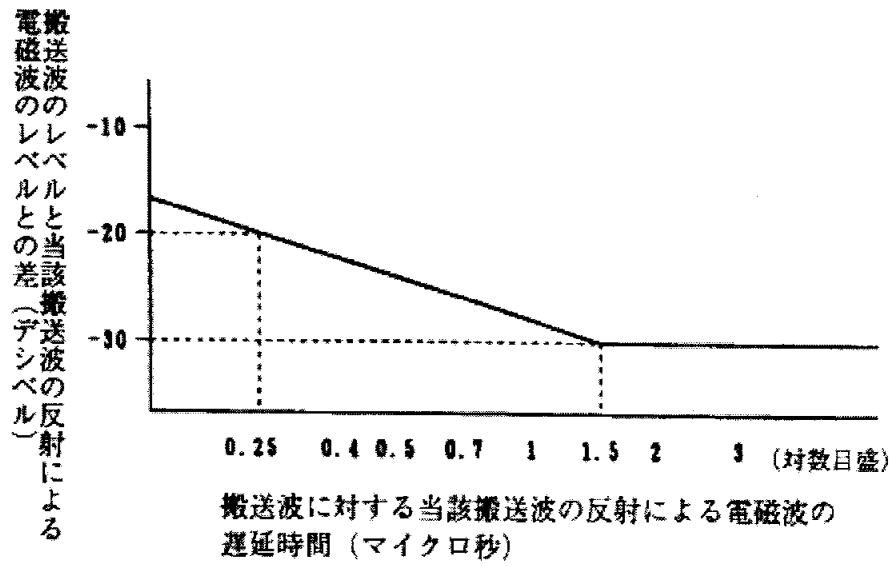
(1) 六四値直交振幅変調の場合



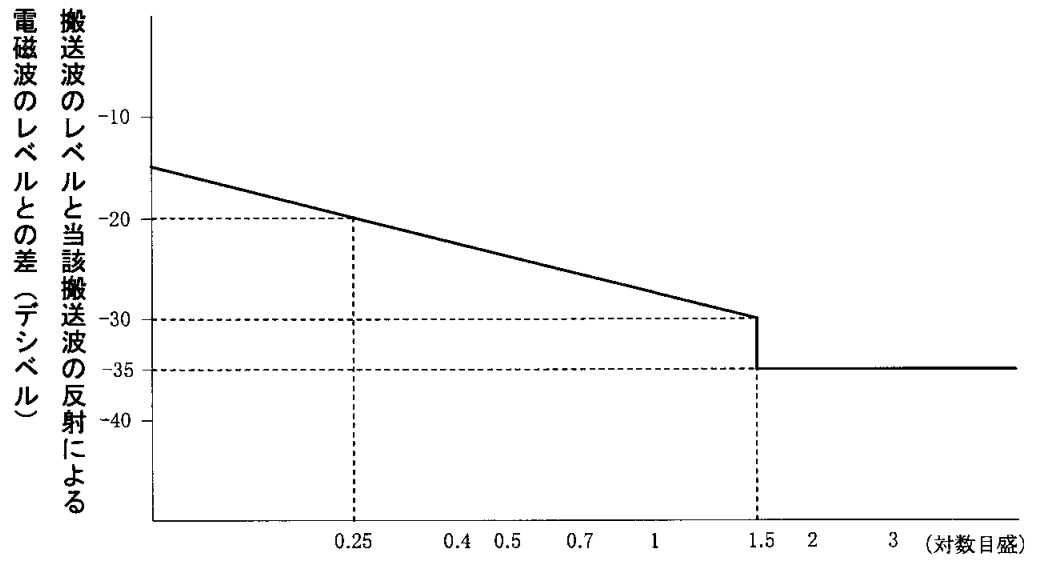
(2) 二五六値直交振幅変調の場合



(1) 六四値直交振幅変調の場合



(2) 二五六値直交振幅変調の場合



搬送波に対する当該搬送波の反射による電磁波の  
遅延時間 (マイクロ秒)

別図第十六  
削除

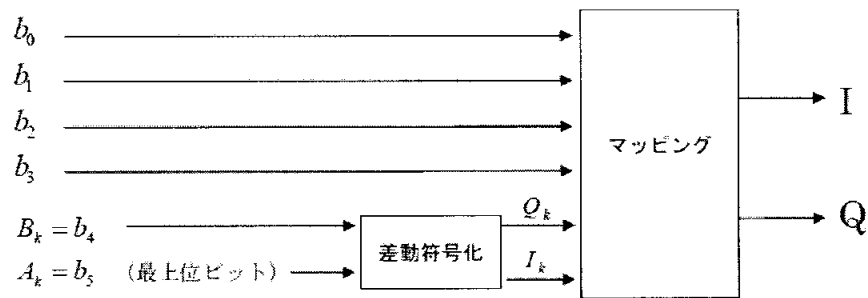
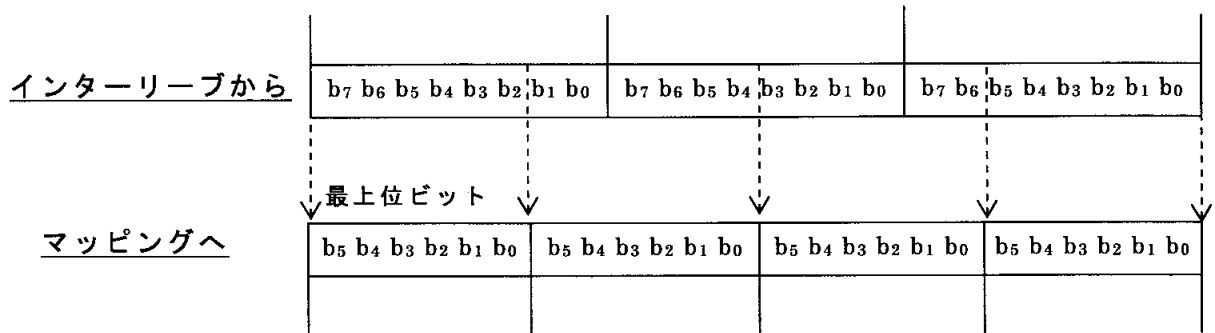
別図第十九

(略)

別図第十六

(略)

(1) 六四値直交振幅変調の場合



$I_k, Q_k$  は、ある時刻における  $b_0$  から  $b_5$  に対応したものであり、次式により求められる。

$$I_k = (\overline{A_k \oplus B_k}) \cdot (A_k \oplus I_{k-1}) + (A_k \oplus B_k) \cdot (A_k \oplus Q_{k-1})$$

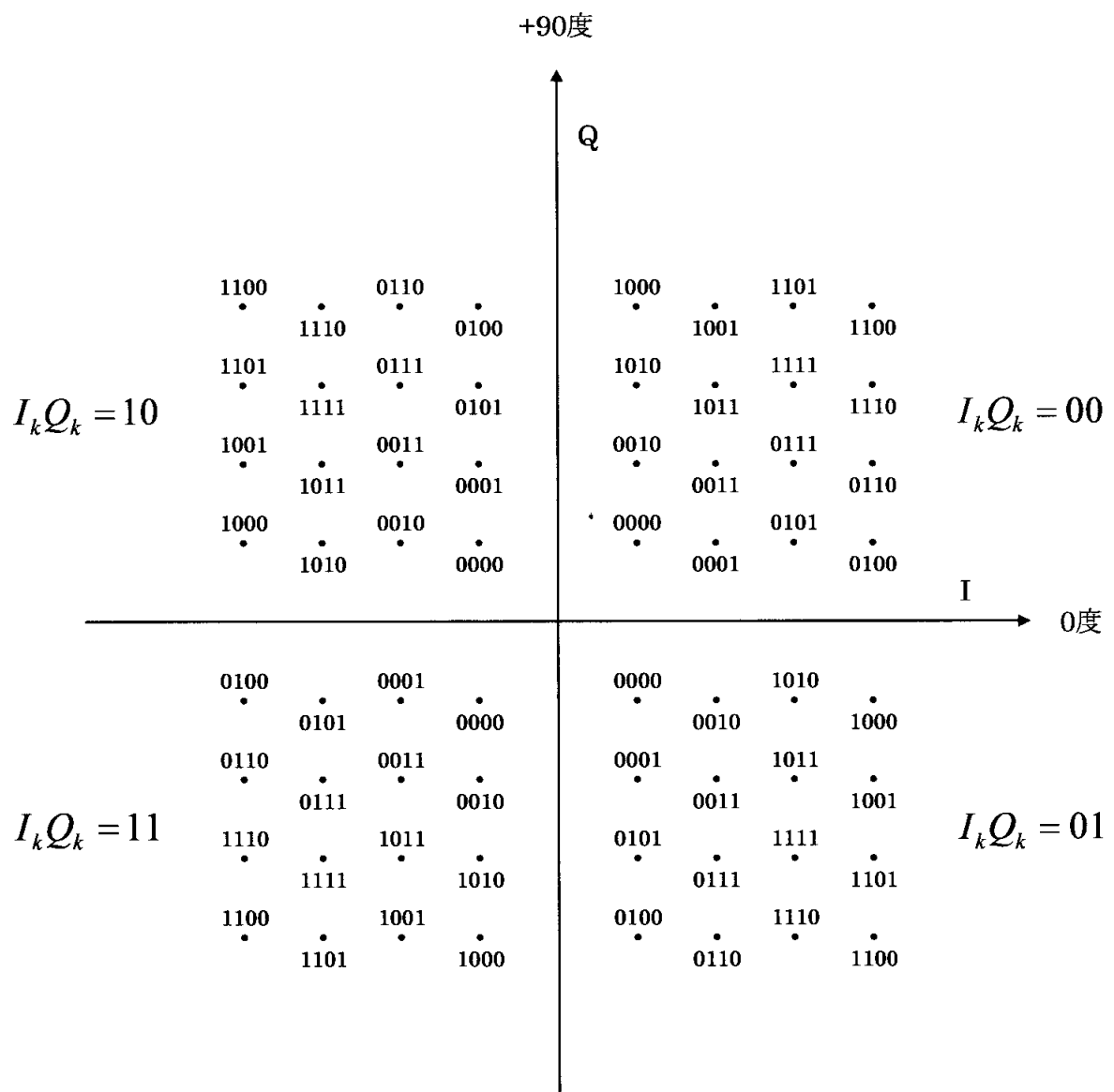
$$Q_k = (\overline{A_k \oplus B_k}) \cdot (B_k \oplus Q_{k-1}) + (A_k \oplus B_k) \cdot (B_k \oplus I_{k-1})$$

(注 1) 下図において、4 桁の数は、上位から順に、左から  $b_3, b_2, b_1, b_0$  を示す。

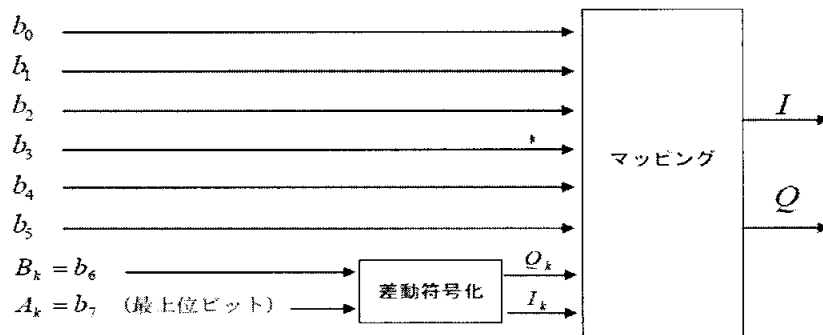
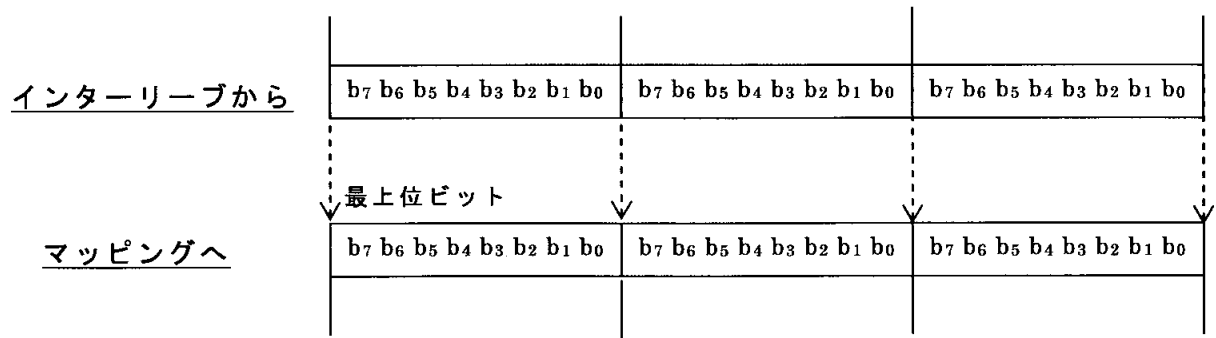
(注 2) 「 $\oplus$ 」、「+」、「 $\cdot$ 」、「 $\bar{\phantom{x}}$ 」は、それぞれ、「排他的論理和」、「論理和」、「論理積」、「論理否定」を表す。

(注 3) Q 信号で変調される搬送波は、I 信号で変調される搬送波に対して 90 度位相が進んだものとする。





(2) 二五六値直交振幅変調の場合



$I_k, Q_k$  は、ある時刻における  $b_0$  から  $b_7$  に対応したものであり、次式により求められる。

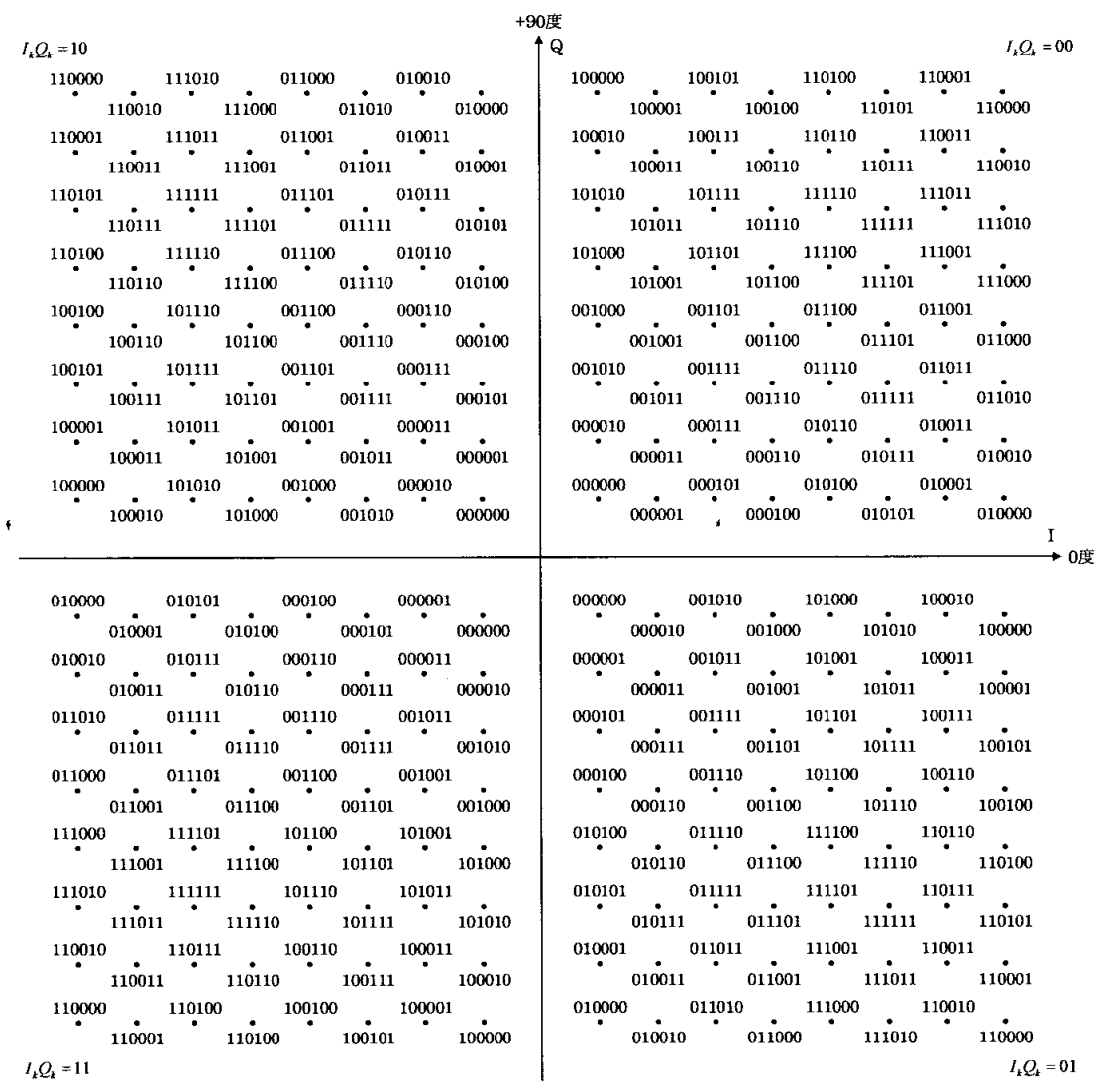
$$I_k = (A_k \oplus B_k) \cdot (A_k \oplus I_{k-1}) + (A_k \oplus B_k) \cdot (A_k \oplus Q_{k-1})$$

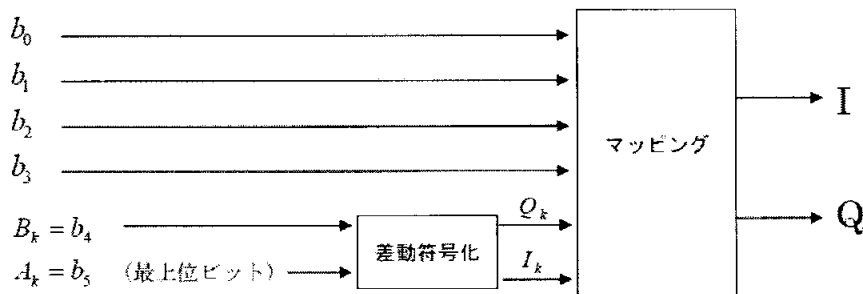
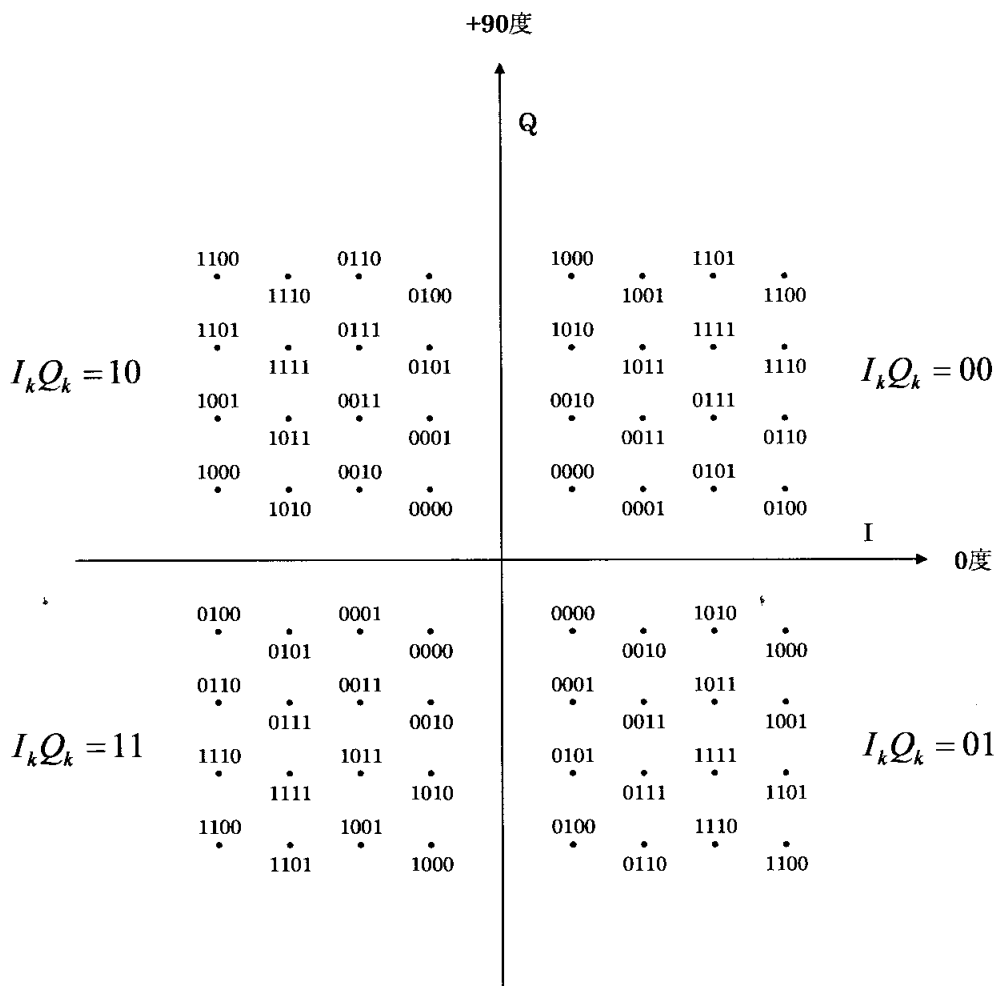
$$Q_k = (A_k \oplus B_k) \cdot (B_k \oplus Q_{k-1}) + (A_k \oplus B_k) \cdot (B_k \oplus I_{k-1})$$

(注1) 下図において、6桁の数は、上位から順に、左から  $b_5, b_4, b_3, b_2, b_1, b_0$  を示す。

(注2) 「 $\oplus$ 」、「+」、「 $\cdot$ 」、「 $-$ 」は、それぞれ、「排他的論理和」、「論理和」、「論理積」、「論理否定」を表す。

(注3) Q信号で変調される搬送波は、I信号で変調される搬送波に対して90度位相が進んだものとする。





$I_k$ 、 $Q_k$ は、ある時刻における  $b_0$  から  $b_5$  に対応したものであり、次式により求められる。

$$I_k = (A_k \oplus B_k) \cdot (A_k \oplus I_{k-1}) + (A_k \oplus B_k) \cdot (A_k \oplus Q_{k-1})$$

$$Q_k = (A_k \oplus B_k) \cdot (B_k \oplus Q_{k-1}) + (A_k \oplus B_k) \cdot (B_k \oplus I_{k-1})$$

(注1) 上図において、4桁の数は、上位から順に、左から  $b_3$ 、 $b_2$ 、 $b_1$ 、 $b_0$  を示す。

(注2) 「 $\oplus$ 」、「+」、「 $\cdot$ 」、「 $\neg$ 」は、それぞれ「排他的論理和」、「論理和」、「論理積」、「論理否定」を表す。

(注3) Q信号で変調される搬送波は、I信号で変調される搬送波に対して90度位相が進んだものとする。

電気通信役務利用放送法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文 (案)

○電気通信役務利用放送法施行規則(平成十四年総務省令第五号)

改正案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)	
第二章 登録(第三条―第十一条)	
第三章 技術基準	
第一節 通則(第十二条)	
第二節 衛星役務利用放送(第十三条―第十五条)	
第三節 有線役務利用放送	
第一款 通則(第十六条―第二十条)	
第二款 標準テレビジョン放送方式による有線役務利用放送設備に係る条件(第二十一条)	
第三款 標準衛星テレビジョン放送方式による有線役務利用放送設備に係る条件(第二十二条)	
第四款 標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式による有線役務利用放送設備に係る条件(第二十三条・第二十四条)	
第五款 削除	
第六款 デジタル有線テレビジョン放送方式による有線役務利用放送設備に係る条件(第二十六条の二―第二十八条)	
第七款 標準デジタルテレビジョン放送方式による有線役務利用放送設備に係る条件(第二十八条の二・第二十九条)	
第四章 業務(第三十条―第三十五条)	
第五章 雑則(第三十六条―第四十条)	
附則	
(使用する光の波長)	
第十六条の二 (略)	

現行

目次

第一章 総則(第一条・第二条)	
第二章 登録(第三条―第十一条)	
第三章 技術基準	
第一節 通則(第十二条)	
第二節 衛星役務利用放送(第十三条―第十五条)	
第三節 有線役務利用放送	
第一款 通則(第十六条―第二十条)	
第二款 標準テレビジョン放送方式による有線役務利用放送設備に係る条件(第二十一条)	
第三款 標準衛星テレビジョン放送方式による有線役務利用放送設備に係る条件(第二十二条)	
第四款 周波数変調高精度テレビジョン放送方式による有線役務利用放送設備に係る条件(第二十三条・第二十四条)	
第五款 振幅変調高精度テレビジョン放送方式による有線役務利用放送設備に係る条件(第二十五条・第二十六条)	
第六款 デジタル有線テレビジョン放送方式による有線役務利用放送設備に係る条件(第二十六条の二―第二十八条)	
第七款 標準デジタルテレビジョン放送方式による有線役務利用放送設備に係る条件(第二十八条の二・第二十九条)	
第四章 業務(第三十条―第三十五条)	
第五章 雑則(第三十六条―第四十条)	
附則	
(使用する光の波長)	
第十六条の二 (同上)	

(傍線部分は改正部分)

2 前項に規定する光の波長について、複数の波長の光を多重して伝送する場合にあつては、それぞれの光が互いに映像、音声その他の音響又はデータに障害を与えないものであること。

(使用する電磁波の条件)

第十七条 次の各号に掲げる有線役務利用放送以外の用途に使用する電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、当該電磁波が当該電磁波を使用する有線役務利用放送設備で行われる他の有線放送の受信に障害を与えないものでなければならない。

一・二 (略)

三 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式(有線テレビジョン放送法施行規則第二十三条第一項第三号に規定するものをいう。以下同じ。)となつており、かつ、一、〇三・五・〇五メガヘルツから一、三三二・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用放送

四 受信者端子において、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式(有線テレビジョン放送法施行規則第二十三条第一項第四号に規定するものをいう。以下同じ。)となつており、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、〇六七・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用放送

五・六 (略)

2 前項各号に掲げる有線役務利用放送以外の用途に使用する電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、前項の規定によるほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に基づき、受信者端子において当該電磁波が当該電磁波を使用する有線役務利用放送設備で行われる前項各号に掲げる有線役務利用放送の受信に検知される影響を与えないものでなければならない。

第三款 標準衛星テレビジョン放送方式による有線役務利用

(使用する電磁波の条件)

第十七条 次の各号に掲げる有線役務利用放送以外の用途に使用する電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、当該電磁波が当該電磁波を使用する有線役務利用放送設備で行われる他の有線放送の受信に障害を与えないものでなければならない。

一・二 (同上)

三 受信者端子において、送信の方式が周波数変調高精細度テレビジョン放送方式(有線テレビジョン放送法施行規則第二十三条第一項第三号に規定するものをいう。以下同じ。)となつており、かつ、七七〇メガヘルツ以下又は一、〇三五・九八メガヘルツから一、三三一・五〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用放送

四 受信者端子において、送信の方式が振幅変調高精細度テレビジョン放送方式(有線テレビジョン放送法施行規則第二十三条第一項第四号に規定するものをいう。以下同じ。)となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用放送

五・六 (同上)

2 前項各号に掲げる有線役務利用放送以外の用途に使用する電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、前項の規定によるほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に基づき、受信者端子において当該電磁波が当該電磁波を使用する有線役務利用放送設備で行われる有線役務利用放送(前項各号に掲げる有線役務利用放送であり、かつ、受信者端子において、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限り。)の受信に検知される影響を与えないものでなければならない。

第三款 標準衛星テレビジョン放送方式による有線役務利用

放送設備に係る条件

(搬送波の周波数等)

第二十二條 受信者端子において、送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式となっており、かつ、一、〇三五・九八メガヘルツから一、三三一・五〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用放送設備については、有線テレビジョン放送法施行規則第二十六條の六及び第二十六條の七の規定を準用する。この場合において、「有線テレビジョン放送」とあるのは「有線役務利用放送」と、「施設」とあるのは「有線役務利用放送設備」と、同令第二十六條の六中「受信者端子」とあるのは「受信者端子（有線役務利用放送設備の端子であつて、有線役務利用放送の受信設備に接するものをいう。以下同じ。）」と、同令第二十六條の七の表二の項下欄中「 $57+10 \log_{10} \frac{Z}{75}$ 」とあるのは「 $57+10 \log_{10} \frac{Z}{75}$ 」と、同表四の項上欄中「ヘッドエンド」とあるのは「ヘッドエンド（有線役務利用放送のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切換え又は混合して線路に送出する装置であつて、当該有線役務利用放送の主たる送信の場所にあるもの及びこれに付加する装置（テレビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイクロホン増幅器及び録音再生装置を除く。）をいう。以下同じ。）」と、「第一中間周波数」とあるのは「第一中間周波数（受信周波数と一〇・六七八ギガヘルツの局部発振周波数との差の周波数をいう。以下この表の五の項及び六の項において同じ。）」と、「レベルとの差」とあるのは「レベルとの差（信号搬送波のレベルを減数として求められる値とする。以下この表の五の項及び六の項並びに次項において同じ。）」と、同表四の項下欄（一）中「周波数選択出力装置」とあるのは「周波数選択出力装置（線路上で複数の信号搬送波から任意の信号搬送波を選択する装置であつて、選択した信号搬送波の周波数を他の周波数に変換して出力するものをいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

第四款 標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域

放送設備に係る条件

(搬送波の周波数等)

第二十二條 受信者端子において、送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式となっており、かつ、一、〇三五・九八メガヘルツから一、三三一・五〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用放送設備については、有線テレビジョン放送法施行規則第二十六條の六及び第二十六條の七の規定を準用する。この場合において、「有線テレビジョン放送」とあるのは「有線役務利用放送」と、「施設」とあるのは「有線役務利用放送設備」と、同令第二十六條の六中「受信者端子」とあるのは「受信者端子（有線役務利用放送設備の端子であつて、有線役務利用放送の受信設備に接するものをいう。以下同じ。）」と、同令第二十六條の七の表二の項下欄中「 $57+10 \log_{10} \frac{Z}{75}$ 」とあるのは「 $57+10 \log_{10} \frac{Z}{75}$ 」と、同表四の項上欄中「ヘッドエンド」とあるのは「ヘッドエンド（有線役務利用放送のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切換え又は混合して線路に送出する装置であつて、当該有線役務利用放送の主たる送信の場所にあるもの及びこれに付加する装置（テレビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイクロホン増幅器及び録音再生装置を除く。）をいう。以下同じ。）」と、「第一中間周波数」とあるのは「第一中間周波数（受信周波数と一〇・六七八ギガヘルツの局部発振周波数との差の一、〇〇〇メガヘルツ帯の周波数をいう。以下この表の五の項及び六の項において同じ。）」と、「レベルとの差」とあるのは「レベルとの差（信号搬送波のレベルを減数として求められる値とする。以下この表の五の項及び六の項において同じ。）」と、同表四の項下欄（一）中「周波数選択出力装置」とあるのは「周波数選択出力装置（線路上で複数の信号搬送波から任意の信号搬送波を選択する装置であつて、選択した信号搬送波の周波数を他の周波数に変換して出力するものをいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

第四款 周波数変調高精度テレビジョン放送方式による有

伝送デジタル放送方式による有線役務利用放送設備に係る条件

(搬送波等の条件)

第二十三条 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となっており、かつ、一、〇三五・〇五メガヘルツから一、三三二・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用放送設備又は送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となっており、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、〇六七・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用放送設備については、有線テレビジョン放送法施行規則第二十六条の八から第二十六条の十までの規定を準用する。この場合において、「有線テレビジョン放送」とあるのは「有線役務利用放送」と、「施設」とあるのは「有線役務利用放送設備」と、同令第二十六条の八中「ヘッドエンド」とあるのは「ヘッドエンド(有線役務利用放送のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切換え又は混合して線路に送出する装置であつて、当該有線役務利用放送の主たる送信の場所にあるもの及びこれに付加する装置(テレビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイクロホン増幅器及び録音再生装置を除く。))をいう。以下同じ。」「と、同令第二十六条の九中「受信者端子」とあるのは「受信者端子(有線役務利用放送設備の端子であつて、有線役務利用放送の受信設備に接するものをいう。以下同じ。)」と、同令第二十六条の十第一項の表一の項下欄中「 $A=47+10 \log_{10} \frac{Z}{75}$ 」とあるのは「 $A=47+10 \log_{10} \frac{Z}{75}$ 」(Zは、出力端子の純誘導性インピーダンス(単位オーム)とする。以下同じ。)」と、同表四の項上欄中「第一中間周波数」とあるのは「第一中間周波数(受信周波数と一〇・六七八ギガヘルツの局部発振周波数との差の周波数をいう。以下この表の五の項から七の項まで及び次項において同じ。)」と、「レベルとの差」とあるのは「レベルとの差(搬送波のレベルを減数として求められる値とする。以下同じ。)」と読み替えるものとする。

有線役務利用放送設備に係る条件

(信号搬送波等の条件)

第二十三条 受信者端子において、送信の方式が周波数変調高精細度テレビジョン放送方式となっている有線役務利用放送設備については、有線テレビジョン放送法施行規則第二十六条の八及び第二十六条の九の規定を準用する。この場合において、「有線テレビジョン放送」とあるのは「有線役務利用放送」と、同令第二十六条の八中「受信者端子」とあるのは「受信者端子(有線役務利用放送設備の端子であつて、有線役務利用放送の受信設備に接するものをいう。以下同じ。)」と、同条の表一の項下欄中「 $A=57+10 \log_{10} \frac{Z}{75}$ 」とあるのは「 $A=57+10 \log_{10} \frac{Z}{75}$ 」(Zは、出力端子の純誘導性インピーダンス(単位オーム)とする。以下同じ。)」と、同表五の項上欄中「ヘッドエンド」とあるのは「ヘッドエンド(有線役務利用放送のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切換え又は混合して線路に送出する装置であつて、当該有線役務利用放送の主たる送信の場所にあるもの及びこれに付加する装置(テレビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイクロホン増幅器及び録音再生装置を除く。))をいう。以下同じ。)」と、「第一中間周波数」とあるのは「第一中間周波数(受信周波数と一〇・六七八ギガヘルツの局部発振周波数との差の一、〇〇メガヘルツ帯の周波数をいう。)」と、「レベルとの差」とあるのは「レベルとの差(信号搬送波のレベルを減数として求められる値とする。以下この表の六の項及び七の項において同じ。)」と、同表五の項下欄(一)及び同表七の項下欄(一)イ中「施設」とあるのは「有線役務利用放送設備」と、同表五の項下欄(一)中「コンバータ」とあるのは「コンバータ(受信設備に属する装置であつて、信号搬送波の周波数に交換して出力するものをいう。)」と、「周波数選択出力装置」とあるのは「周波数選択出力装置(線路上で複数の信号搬送波から任意の信号搬送波を選択する装置であつて、選択した信号搬送波の周波数を他の周波数に変換して出力するものをいう。以下同じ。)」と読み替えるものとする。



第二十四条 削除

第五款 削除

第二十五条及び第二十六条 削除

(搬送波の周波数)

第二十四条 受信者端子において、送信の方式が周波数変調高精細度テレビジョン放送方式となっており、かつ、一、〇三五・九八メガヘルツから一、三三一・五〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用放送の信号搬送波の受信者端子における周波数については、有線テレビジョン放送法施行規則第二十六条の六の規定を準用する。この場合において、「受信者端子」とあるのは「受信者端子（有線役務利用放送設備の端子であつて、有線役務利用放送の受信設備に接するものをいう。）」と、「標準衛星テレビジョン放送方式」とあるのは「周波数変調高精細度テレビジョン放送方式」と、「有線テレビジョン放送」とあるのは「有線役務利用放送」と、「当該施設」とあるのは「当該有線役務利用放送設備」と読み替えるものとする。

第五款 振幅変調高精細度テレビジョン放送方式による有線役務利用放送設備に係る条件

(搬送波の周波数)

第二十五条 受信者端子において、送信の方式が振幅変調高精細度テレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用放送の信号搬送波の受信者端子における周波数については、有線テレビジョン放送法施行規則第二十六条の三の規定を準用する。この場合において、「義務再送信等以外の場合であつて、受信者端子において」とあるのは「受信者端子（有線役務利用放送設備の端子であつて、有線役務利用放送の受信設備に接するものをいう。以下同じ。）」において」と、「標準テレビジョン放送方式」とあるのは「振幅変調高精細度テレビジョン放送方式」と、「有線テレビジョン放送の映像信号搬送波」とあるのは「有線役務利用放送の信号搬送波」と、「当該施設」とあるのは「当該有線役務利用放送設備」と読み替えるものとする。

(信号搬送波の変調等)

第二十六条 受信者端子において、送信の方式が振幅変調高精度テレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用放送設備については、有線テレビジョン放送法施行規則第二十六条の十二から第二十六条の十四までの規定を準用する。この場合において、「有線テレビジョン放送」とあるのは、「有線役務利用放送」と、同令第二十六条の十三中「受信者端子」とあるのは「受信者端子（有線役務利用放送設備の端子であって、有線役務利用放送の受信設備に接するものをいう。以下同じ。）」と、同条の表三の項上欄中「ヘッドエンド」とあるのは「ヘッドエンド（有線役務利用放送のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切換え又は混合して線路に送出する装置であって、当該有線役務利用放送の主たる送信の場所にあるもの及びこれに付加する装置（テレビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイクロホン増幅器及び録音再生装置を除く。）をいう。以下同じ。）」と、同表四の項下欄中「 $A = 65 + 10 \log_{10} \frac{Z}{75}$ 」とあるのは「 $A = 65 + 10 \log_{10} \frac{Z}{75}$ 」（Zは、出力端子の定格出力インピーダンス（単位オーム）とする。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

第六款 デジタル有線テレビジョン放送方式による有線役務利用放送設備に係る条件

(搬送波の変調等)

第二十七条 搬送波の変調の型式は、六十四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調とし、別図第八に示すキャリア変調マッピング（一定の手順に従って二値のデジタル情報をシンボルに変換することをいう。）でなければならない。

2 (略)

3 九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用放送のうちデジタル放送を行うための搬送波を変調する信号（以下「伝送信号」という。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 デジタル放送の標準方式第三条、第四条又は第五十条、第五条から第

第二十六条 受信者端子において、送信の方式が振幅変調高精度テレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用放送設備については、有線テレビジョン放送法施行規則第二十六条の十二から第二十六条の十四までの規定を準用する。この場合において、「有線テレビジョン放送」とあるのは、「有線役務利用放送」と、同令第二十六条の十三中「受信者端子」とあるのは「受信者端子（有線役務利用放送設備の端子であって、有線役務利用放送の受信設備に接するものをいう。以下同じ。）」と、同条の表三の項上欄中「ヘッドエンド」とあるのは「ヘッドエンド（有線役務利用放送のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切換え又は混合して線路に送出する装置であって、当該有線役務利用放送の主たる送信の場所にあるもの及びこれに付加する装置（テレビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイクロホン増幅器及び録音再生装置を除く。）をいう。以下同じ。）」と、同表四の項下欄中「 $A = 65 + 10 \log_{10} \frac{Z}{75}$ 」とあるのは「 $A = 65 + 10 \log_{10} \frac{Z}{75}$ 」（Zは、出力端子の定格出力インピーダンス（単位オーム）とする。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

第六款 デジタル有線テレビジョン放送方式による有線役務利用放送設備に係る条件

(搬送波の変調等)

第二十七条 搬送波の変調の型式は、六十四値直交振幅変調とし、別図第八に示すビット配置でなければならない。

2 (同上)

3 九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用放送のうちデジタル放送を行うための搬送波を変調する信号（以下「伝送信号」という。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 (同上)

二 デジタル放送の標準方式第三条から第八条まで、第十六条又は第四十

八条まで、第十六条又は第四十三条、第二十一条第一項又は第四十二条、第二十一条第二項から第四項まで及び第四十一条の技術的条件に適合するものであること。この場合において、デジタル放送の標準方式第三条第一項中「関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。）」とあるのは「関連情報（有線役務利用放送の受信者が限定受信方式を用いた放送（契約により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備による受信に關し料金を支払う者によつて受信されることを目的とし、当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送をいう。以下同じ。）」の役務の提供を受け、又はその対価として有線役務利用放送を行う電気通信役務利用放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、放送事業者又は衛星役務利用放送を行う電気通信役務利用放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

三 (略)

4・5 (略)

(搬送波の周波数等)

三条、第二十一条第一項又は第四十二条、第二十一条第二項から第四項まで及び第四十一条の技術的条件に適合するものであること。この場合において、デジタル放送の標準方式第三条第一項中「関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。）」とあるのは「関連情報（有線役務利用放送の受信者が限定受信方式を用いた放送（契約により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備による受信に關し料金を支払う者によつて受信されることを目的とし、当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送をいう。以下同じ。）」の役務の提供を受け、又はその対価として有線役務利用放送を行う電気通信役務利用放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、放送事業者又は衛星役務利用放送を行う電気通信役務利用放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

三 (同上)

4・5 (同上)

(搬送波の周波数等)

第二十八条 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用放送設備については、有線テレビジョン放送法施行規則第二十六条の十五、第二十六条の十七及び第二十六条の十八の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「有線テレビジョン放送の」とあるのは「有線役務利用放送の」と、同令第二十六条の十五第一項中「受信者端子」とあるのは「受信者端子（有線役務利用放送設備の端子であつて、有線役務利用放送の受信設備に接するものをいう。以下同じ。）」と、「当該有線テレビジョン放送」とあるのは「当該有線役務利用放送」と、「第二十六条の十七及び第二十六条の十八において同じ。」とあるのは「以下この条において同じ。」と、同令第二項中「当該施設」とあるのは「当該有線役務利用放送設備」と、同令第二十六条の十七第一項の表二の項上欄中「ヘッドエンド」とあるのは「ヘッドエンド（有線役務利用放送のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切換え又は混合して線路に送出する装置であつて、当該有線役務利用放送の主たる送信の場所にあるもの及びこれに付加する装置（テレビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイククロホン増幅器及び録音再生装置を除く。）をいう。以下同じ。）」と、「当該施設」とあるのは「当該有線役務利用放送設備」と、同表二の項下欄中「 $A=49+10 \log_{10} \frac{Z}{75}$ 」とあるのは「 $A=49+10 \log_{10} \frac{Z}{75}$ 」（Zは、出力端子の定格出力インピーダンス（単位オーム）とする。以下同じ。）」と、同令第二項中「有線テレビジョン放送」とあるのは「有線役務利用放送」と、第二十六条の十八中「有線テレビジョン放送」とあるのは「有線役務利用放送」と、「有線テレビジョン放送」とあるのは「有線役務利用放送」と読み替えるものとする。

（搬送波の周波数等）

第二十九条 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用放送設備については、有線テレビ

第二十八条 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用放送設備については、有線テレビジョン放送法施行規則第二十六条の十五、第二十六条の十七及び第二十六条の十八の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「有線テレビジョン放送の」とあるのは「有線役務利用放送の」と、同令第二十六条の十五第一項中「受信者端子」とあるのは「受信者端子（有線役務利用放送設備の端子であつて、有線役務利用放送の受信設備に接するものをいう。以下同じ。）」と、「当該有線テレビジョン放送」とあるのは「当該有線役務利用放送」と、「第二十六条の十七及び第二十六条の十八において同じ。」とあるのは「以下この条において同じ。」と、同令第二項中「当該施設」とあるのは「当該有線役務利用放送設備」と、同令第二十六条の十七第一項の表二の項上欄中「ヘッドエンド」とあるのは「ヘッドエンド（有線役務利用放送のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切換え又は混合して線路に送出する装置であつて、当該有線役務利用放送の主たる送信の場所にあるもの及びこれに付加する装置（テレビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイククロホン増幅器及び録音再生装置を除く。）をいう。以下同じ。）」と、「当該施設」とあるのは「当該有線役務利用放送設備」と、同表二の項下欄中「 $A=49+10 \log_{10} \frac{Z}{75}$ 」とあるのは「 $A=49+10 \log_{10} \frac{Z}{75}$ 」（Zは、出力端子の定格出力インピーダンス（単位オーム）とする。以下同じ。）」と、同令第二項中「有線テレビジョン放送」とあるのは「有線役務利用放送」と、「有線テレビジョン放送」とあるのは「有線役務利用放送」と読み替えるものとする。

（搬送波の周波数等）

第二十九条 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用放送設備については、有線テレビ

ジョン放送法施行規則第二十六条の十九から第二十六条の二十一までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「有線テレビジョン放送の」とあるのは「有線役務利用放送の」と、同令第二十六条の十九第一項中「受信者端子」とあるのは「受信者端子(有線役務利用放送設備の端子であつて、有線役務利用放送の受信設備に接するものをいう。以下同じ。)」と、「第二十六条の二十及び第二十六条の二十一において同じ。」とあるのは「以下この条において同じ。」と、「当該有線テレビジョン放送」とあるのは「当該有線役務利用放送」と、同令第二項中「当該施設」とあるのは「当該有線役務利用放送設備」と、同令第二十六条の二十第一項の表二の項上欄中「ヘッドエンド」とあるのは「ヘッドエンド(有線役務利用放送のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切換え又は混合して線路に送出する装置であつて、当該有線役務利用放送の主たる送信の場所にあるもの及びこれに付加する装置(テレビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイクロホン増幅器及び録音再生装置を除く。)をいう。以下同じ。)(と、「当該施設」とあるのは「当該有線役務利用放送設備」と、同表三の項下欄中「 $A=47+101\log_{10}\frac{Z}{75}$ 」とあるのは「 $A=47+101\log_{10}\frac{Z}{75}$ (Zは、出力端子の定格出力インピーダンス(単位オーム)とする。以下同じ。)」と、同令第二十六条の二十一中「有線テレビジョン放送」とあるのは「有線役務利用放送」と、「有線テレビジョン放送」とあるのは「有線役務利用放送」と、同令第二項第一号中「当該有線テレビジョン放送」とあるのは「当該有線役務利用放送」と読み替えるものとする。

様式第1

別紙1 (略)

別紙2 (様式第1関係)

1 有線役務利用放送設備に関する事項

(1) 主たる設備の設置場所			
区 別	設 置 場 所		
ヘッドエンド			
主たる演奏所			

ジョン放送法施行規則第二十六条の十九から第二十六条の二十一までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「有線テレビジョン放送の」とあるのは「有線役務利用放送の」と、同令第二十六条の十九第一項中「受信者端子」とあるのは「受信者端子(有線役務利用放送設備の端子であつて、有線役務利用放送の受信設備に接するものをいう。以下同じ。)」と、「第二十六条の二十及び第二十六条の二十一において同じ。」とあるのは「以下この条において同じ。」と、「当該有線テレビジョン放送」とあるのは「当該有線役務利用放送」と、同令第二項中「当該施設」とあるのは「当該有線役務利用放送設備」と、同令第二十六条の二十第一項の表二の項上欄中「ヘッドエンド」とあるのは「ヘッドエンド(有線役務利用放送のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切換え又は混合して線路に送出する装置であつて、当該有線役務利用放送の主たる送信の場所にあるもの及びこれに付加する装置(テレビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイクロホン増幅器及び録音再生装置を除く。)をいう。以下同じ。)(と、「当該施設」とあるのは「当該有線役務利用放送設備」と、同表三の項下欄中「 $A=47+101\log_{10}\frac{Z}{75}$ 」とあるのは「 $A=47+101\log_{10}\frac{Z}{75}$ (Zは、出力端子の定格出力インピーダンス(単位オーム)とする。以下同じ。)」と、同令第二十六条の二十一中「有線テレビジョン放送」とあるのは「有線役務利用放送」と、「有線テレビジョン放送」とあるのは「有線役務利用放送」と、同令第四項第一号中「当該有線テレビジョン放送」とあるのは「当該有線役務利用放送」と読み替えるものとする。

様式第1

別紙1 (同上)

別紙2 (様式第1関係)

1 有線役務利用放送設備に関する事項

(1) 主たる設備の設置場所			
区 別	設 置 場 所		
ヘッドエンド			
主たる演奏所			

(2) 設備の規模	幹線		引込端子の数
	業務区域	全区域	
	区分別	第1期	
		第2期	
		第3期	
		第4期	
(3) 使用する周波数	周波数	周波数帯幅及び変調型式	用途備考

注 1～注 10 (略)

11 (4)の設備の欄は、「別図(設備系統図)に記載のとおり」と記載し、別図に、設備系統図を次により記載すること。

(1)～(3) (略)

注 12～注 18 (略)

19 (5)の光送信機の変調方式の欄には、「光強度直接変調方式」、「光強度外部変調方式」、「FM一括変換方式」のように記載すること。

注 20～注 33 (略)

(2) 設備の規模	幹線		引込端子の数
	業務区域	全区域	
	区分別	第1期	
		第2期	
		第3期	
		第4期	
(3) 使用する周波数	周波数	周波数帯幅及び変調形式	用途備考

注 1～注 10 (同上)

11 (4)の設備の欄は、「別図(設備系統図)に記載のとおり」と記載し、別図に、施設系統図を次により記載すること。

(1) (同上)

注 12～注 18 (同上)

19 (5)の光送信機の変調方式の欄には、「強度直接変調方式」、「強度外部変調方式」、「FM一括変調方式」のように記載すること。

注 20～注 33 (同上)

様式第2 (第5条第1項関係)

表 (略)

注1 (略)

2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従って該当する事項に✓印を付けること。

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

ア (略)

イ (略)

ウ 株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア)定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) (略)

(注2) (略)

別図第八 (別紙)

様式第2 (第5条第1項関係)

表 (略)

注1 (略)

2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従って該当する事項に✓印を付けること。

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

ア (同上)

イ (同上)

ウ 株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア)定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

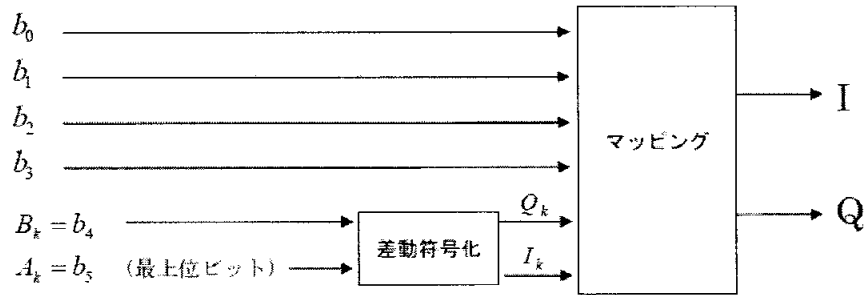
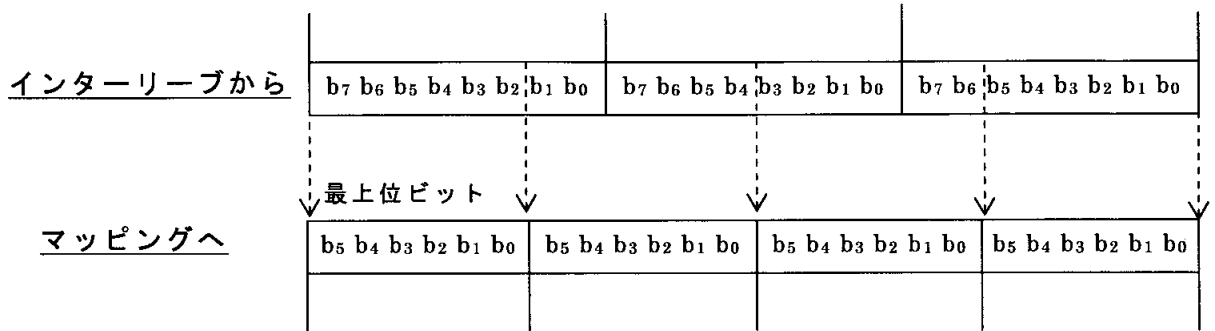
(イ) (同上)

(注2) (同上)

別図第八 (別紙)

別図第八 (第 27 条第 1 項関係)

(1) 六四値直交振幅変調の場合



$I_k$ 、 $Q_k$  は、ある時刻における  $b_0$  から  $b_5$  に対応したものであり、次式により求められる。

$$I_k = (\overline{A_k \oplus B_k}) \cdot (A_k \oplus I_{k-1}) + (A_k \oplus B_k) \cdot (A_k \oplus Q_{k-1})$$

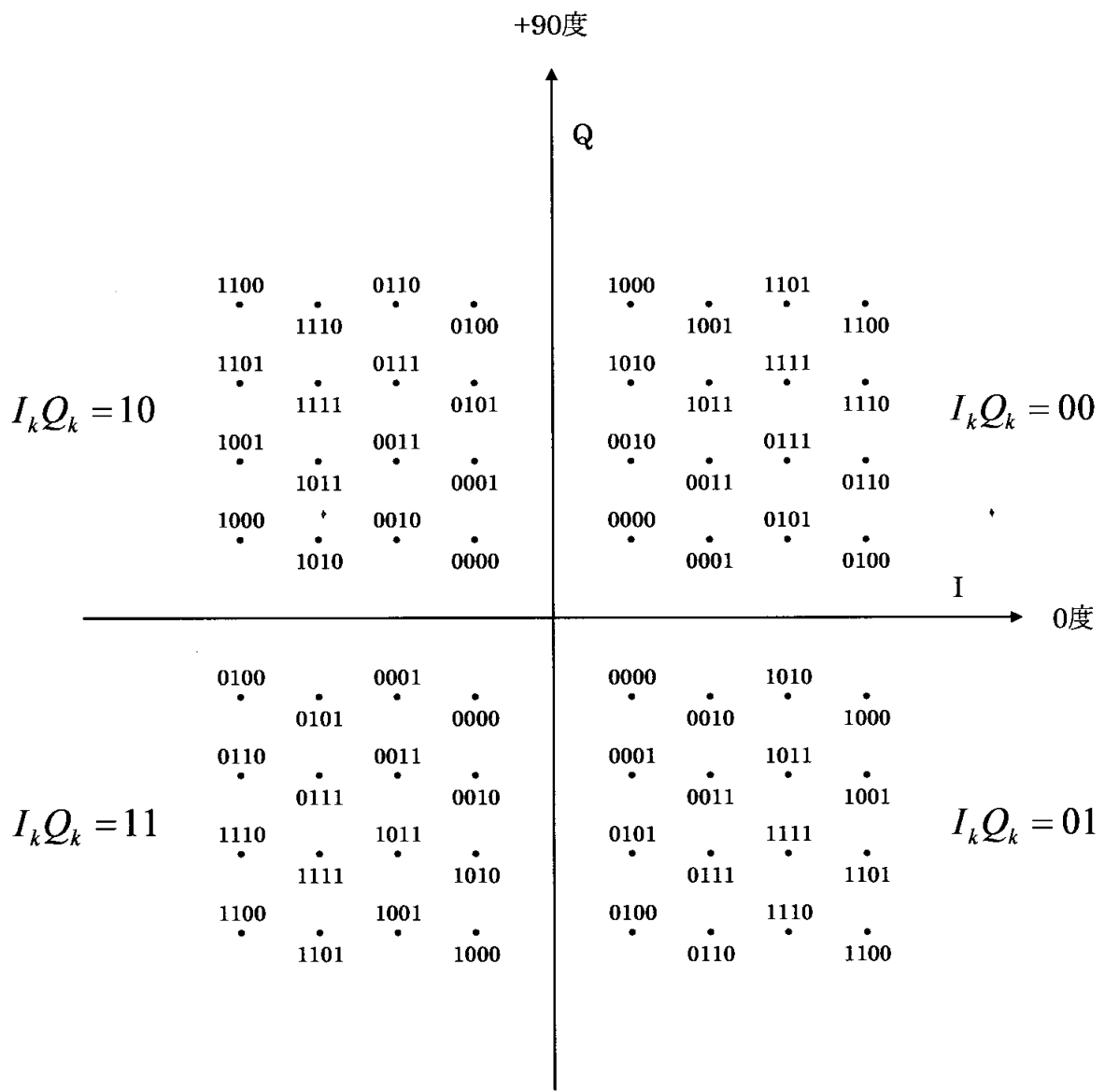
$$Q_k = (\overline{A_k \oplus B_k}) \cdot (B_k \oplus Q_{k-1}) + (A_k \oplus B_k) \cdot (B_k \oplus I_{k-1})$$

(注 1) 下図において、4 桁の数は、上位から順に、左から  $b_3$ 、 $b_2$ 、 $b_1$ 、 $b_0$  を示す。

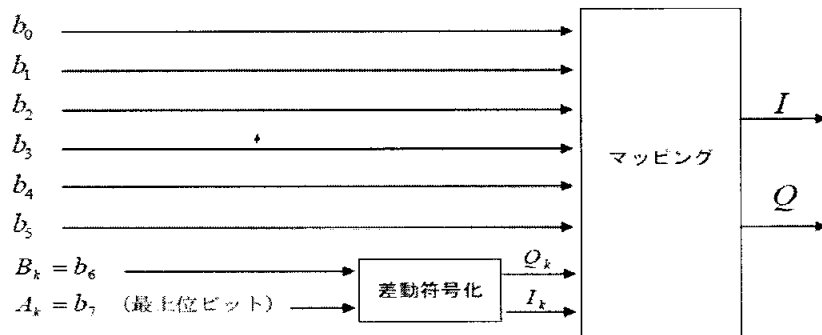
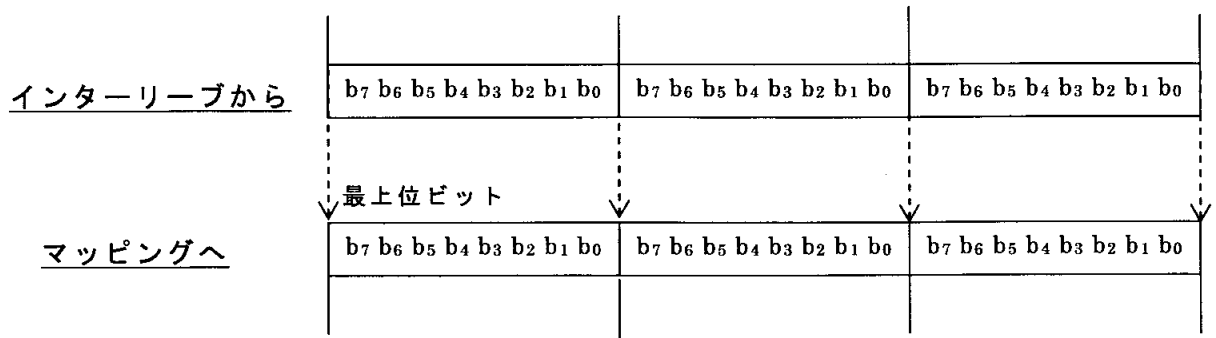
(注 2) 「 $\oplus$ 」、「+」、「 $\cdot$ 」、「 $\overline{\quad}$ 」は、それぞれ、「排他的論理和」、「論理和」、「論理積」、「論理否定」を表す。

(注 3) Q 信号で変調される搬送波は、I 信号で変調される搬送波に対して 90 度位相が進んだものとする。





(2) 二五六値直交振幅変調の場合



$I_k, Q_k$  は、ある時刻における  $b_0$  から  $b_7$  に対応したものであり、次式により求められる。

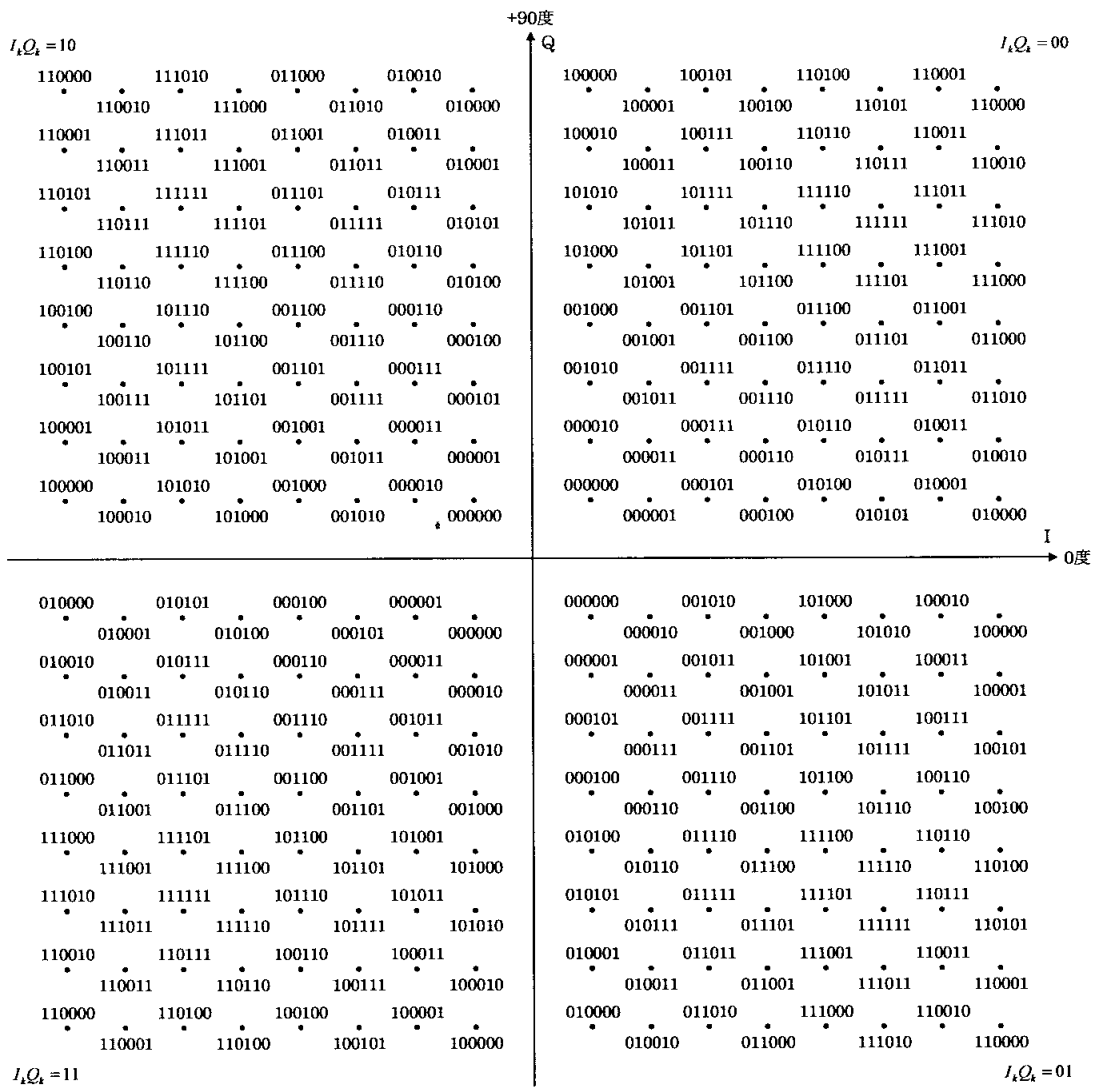
$$I_k = (A_k \oplus B_k) \cdot (A_k \oplus I_{k-1}) + (A_k \oplus B_k) \cdot (A_k \oplus Q_{k-1})$$

$$Q_k = (A_k \oplus B_k) \cdot (B_k \oplus Q_{k-1}) + (A_k \oplus B_k) \cdot (B_k \oplus I_{k-1})$$

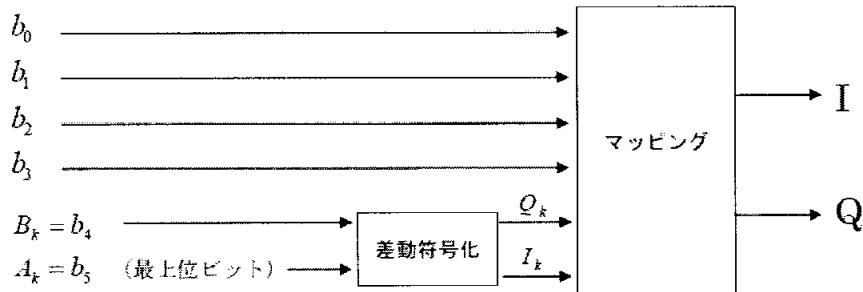
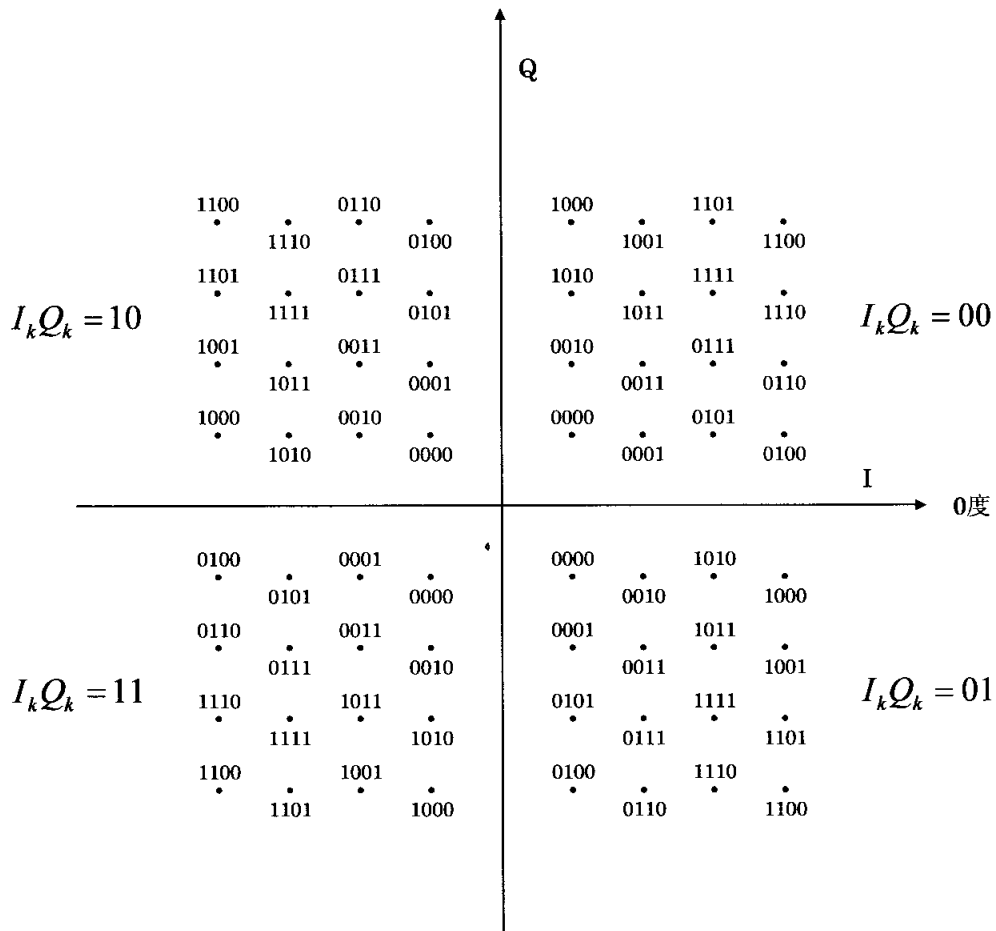
(注1) 下図において、6桁の数は、上位から順に、左から  $b_5, b_4, b_3, b_2, b_1, b_0$  を示す。

(注2) 「 $\oplus$ 」、「+」、「 $\cdot$ 」、「 $\neg$ 」は、それぞれ、「排他的論理和」、「論理和」、「論理積」、「論理否定」を表す。

(注3) Q信号で変調される搬送波は、I信号で変調される搬送波に対して90度位相が進んだものとする。



別図第八 (第 27 条第 1 項関係) +90度



$I_k$ 、 $Q_k$ は、ある時刻における  $b_0$  から  $b_5$  に対応したものであり、次式により求められる。

$$I_k = (A_k \oplus B_k) \cdot (A_k \oplus I_{k-1}) + (A_k \oplus B_k) \cdot (A_k \oplus Q_{k-1})$$

$$Q_k = (A_k \oplus B_k) \cdot (B_k \oplus Q_{k-1}) + (A_k \oplus B_k) \cdot (B_k \oplus I_{k-1})$$

(注 1) 上図において、4 桁の数は、上位から順に、左から  $b_3$ 、 $b_2$ 、 $b_1$ 、 $b_0$  を示す。

(注 2) 「 $\oplus$ 」、「+」、「 $\cdot$ 」、「 $\bar{\quad}$ 」は、それぞれ「排他的論理和」、「論理和」、「論理積」、「論理否定」を表す。

(注 3) Q 信号で変調される搬送波は、I 信号で変調される搬送波に対して 90 度位相が進んだものとする。

### 参考資料3

#### ○総務省告示第 号

有線テレビジョン放送法施行規則（昭和四十七年郵政省令第四十号）第二十三条第二項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第三百十号（有線テレビジョン放送の受信に影響を与えることが検知されないための技術的条件）の一部を次のように改正し、平成十九年十月一日から施行する。

平成 年 月 日

総務大臣 菅 義偉

第一項第1号中「標準テレビジョン放送方式、周波数変調高精細度テレビジョン放送方式又は振幅変調高精細度テレビジョン放送方式」を「標準テレビジョン放送方式又は標準衛星テレビジョン放送方式」に改め、同号(二)中「周波数変調高精細度テレビジョン放送方式又は振幅変調高精細度テレビジョン放送方式」を「標準衛星テレビジョン放送方式」に改め、「主観評価」の下に「客観評価」を加える。

第一項第2号を次のように改める。

#### 2 デジタル変調方式による有線テレビジョン放送

有線テレビジョン放送の送信の方式がデジタル変調方式（送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式、広帯域伝送デジタル放送方式、デジタル有線テレビジョン放送方式又は標準デジタルテレビジョン放送方式である場合をいう。以下同じ。）の場合にあつては、次のとおり

とする。

(一) 有線テレビジョン放送の送信の方式が、標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式である場合にあっては、次項に定める方法により測定したビット誤り率(短縮化リードソロモン (204, 188) 符号による誤り訂正前をいう。以下同じ。)が $1 \times 10^{-4}$ 以下であること。

(二) 有線テレビジョン放送の送信の方式が、デジタル有線テレビジョン放送方式又は標準デジタルテレビジョン放送方式である場合にあっては、次項に定める方法により測定したビット誤り率が $1 \times 10^{-4}$ 以下であること又は同項に定める方法により測定した妨害波のレベルが別図第七号から別図第十二号までに示すスペクトルマスクの値以下であること。

第二項第1号(二)中「アナログ変調方式」の下に「(送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式である場合を除く。同号(三)及び(四)において同じ。)」を、「デジタル変調方式」の下に「(送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式及び広帯域伝送デジタル放送方式である場合を除く。同号(三)において同じ。)」を加える。

別図第七号から別図第九号中「放送方式」の次に「となっている帯域テレビジョン放送(帯域波の変調の型式が六四値直交振幅変調となっているものに限る。)」を加える。

○ 平成十三年総務省告示第百三十号（有線テレビジョン放送の受信に影響を与えることが検知されないための技術的条件）の一部を改正する告示案新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改正案

現行

一 規則第二十三条第一項各号に掲げる有線テレビジョン放送以外の用途に使用する電磁波（以下「他の電磁波」という。）が有線テレビジョン放送の受信に影響を与えることが検知されないための有線テレビジョン放送の条件

一 規則第二十三条第一項各号に掲げる有線テレビジョン放送以外の用途に使用する電磁波（以下「他の電磁波」という。）が有線テレビジョン放送の受信に影響を与えることが検知されないための有線テレビジョン放送の条件

有線テレビジョン放送は、次の各号の基準に適合すること。

有線テレビジョン放送は、次の各号の基準に適合すること。

1 アナログ変調方式による有線テレビジョン放送

1 アナログ変調方式による有線テレビジョン放送

有線テレビジョン放送の送信の方式がアナログ変調方式（送信の方式が標準テレビジョン放送方式又は標準衛星テレビジョン放送方式である場合をいう。以下同じ。）の場合にあつては、次のとおりとする。

有線テレビジョン放送の送信の方式がアナログ変調方式（送信の方式が標準テレビジョン放送方式、周波数変調高精細度テレビジョン放送方式又は振幅変調高精細度テレビジョン放送方式である場合をいう。以下同じ。）の場合にあつては、次のとおりとする。

(一) 有線テレビジョン放送の送信の方式が標準テレビジョン放送方式である場合にあつては、主観評価（第三項第1号に規定する主観評価をいう。以下同じ。）、客観評価（第三項第2号に規定する客観評価をいう。以下同じ。）若しくはテレビ受信機による画面評価（次項第2号に規定する画質の劣化が検知されないことの確認を行うことをいう。以下同じ。）により他の電磁波からの有線テレビジョン放送への影響が検知されないこと、又はスペクトルマスク評価（第三項第3号に規定するスペクトルマスク評価をいう。以下同じ。）により求められた妨害波レベルが別図第四号から別図第六号までに示すスペクトルマスクの値以下であること。

(二) 有線テレビジョン放送の送信の方式が、標準衛星テレビジョン放送方式である場合にあつては、主観評価、客観評価又はテレビ受信

(一) 有線テレビジョン放送の送信の方式が標準テレビジョン放送方式である場合にあつては、主観評価（第三項第1号に規定する主観評価をいう。以下同じ。）、客観評価（第三項第2号に規定する客観評価をいう。以下同じ。）若しくはテレビ受信機による画面評価（次項第2号に規定する画質の劣化が検知されないことの確認を行うことをいう。以下同じ。）により他の電磁波からの有線テレビジョン放送への影響が検知されないこと、又はスペクトルマスク評価（第三項第3号に規定するスペクトルマスク評価をいう。以下同じ。）により求められた妨害波レベルが別図第四号から別図第六号までに示すスペクトルマスクの値以下であること。

(二) 有線テレビジョン放送の送信の方式が、周波数変調高精細度テレビジョン放送方式又は振幅変調高精細度テレビジョン放送方式で

機による画面評価により他の電磁波からの有線テレビジョン放送への影響が検知されないこと。

2) デジタル変調方式による有線テレビジョン放送

有線テレビジョン放送の送信の方式がデジタル変調方式(送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式、広帯域伝送デジタル放送方式、デジタル有線テレビジョン放送方式又は標準デジタルテレビジョン放送方式である場合をいう。以下同じ。)の場合にあつては、次のとおりとする。

(一) 有線テレビジョン放送の送信の方式が、標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式である場合にあつては、次項に定める方法により測定したビット誤り率(短縮化リードソロモン(204,188)符号による誤り訂正前をいう。以下同じ。)が $1 \times 10^{-7}$ 以下であること。

(二) 有線テレビジョン放送の送信の方式が、デジタル有線テレビジョン放送方式又は標準デジタルテレビジョン放送方式である場合にあつては、次項に定める方法により測定したビット誤り率が $1 \times 10^{-6}$ 以下であること又は同項に定める方法により測定した妨害波のレベルが別図第七号から別図第十二号までに示すスペクトルマスクの値以下であること。

ある場合にあつては、主観評価又はテレビ受信機による画面評価により他の電磁波からの有線テレビジョン放送への影響が検知されないこと。

2) デジタル変調方式による有線テレビジョン放送

有線テレビジョン放送の送信の方式がデジタル変調方式(送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式又は標準デジタルテレビジョン放送方式である場合をいう。以下同じ。)の場合にあつては、次項に定める方法により測定したビット誤り率(短縮化リードソロモン(204,188)符号による誤り訂正前をいう。以下同じ。)が $1 \times 10^{-7}$ 以下であること又は同項に定める方法により測定した妨害波のレベルが別図第七号から別図第十二号までに示すスペクトルマスクの値以下であること。



二 前項に規定する基準に適合することを確認する事項及びその方法

確認する事項は、隣接チャンネル妨害、スプリアス妨害及び光波長多重による光波長間の妨害とし、その方法は、次のとおりとする。

1 隣接チャンネル妨害の確認方法

隣接チャンネル妨害については、他の電磁波を有線テレビジョン放送の搬送波の上側又は下側に隣接して伝送した場合、有線テレビジョン放送が前項に規定する基準に適合することを確認することとし、その評価試験方法は、次のとおりとする。

(一) (略)

(二) アナログ変調方式(送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式である場合を除く。同号(三)及び(四)において同じ。)にあつては、有線テレビジョン放送の搬送波を標準信号発生器及びテレビ変調器を用いて発生させ、同時に他の電磁波を試験信号発生装置(他の電磁波を発生させる被試験装置をいう。以下同じ。)を用いて発生させて有線テレビジョン放送の搬送波の上側に隣接伝送させ、主観評価若しくは客観評価により検知レベル差(次項第1号(五)又は第2号(三)に規定する検知レベル差をいう。以下同じ。)を求め、又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前項第1号の基準を満たすことを確認する。また、デジタル変調方式(送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式及び広帯域伝送デジタル放送方式である場合を除く。同号(三)において同じ。)にあつては、有線テレビジョン放送の搬送波をPN符号発生器及びデジタルテレビ変調器を用いて発生させ、同時に他の電磁波を試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送の搬送波の上側に隣接伝送させ、ビット誤り率の測定又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、同項第2号の基準を満

二 前項に規定する基準に適合することを確認する事項及びその方法

確認する事項は、隣接チャンネル妨害、スプリアス妨害及び光波長多重による光波長間の妨害とし、その方法は、次のとおりとする。

1 隣接チャンネル妨害の確認方法

隣接チャンネル妨害については、他の電磁波を有線テレビジョン放送の搬送波の上側又は下側に隣接して伝送した場合、有線テレビジョン放送が前項に規定する基準に適合することを確認することとし、その評価試験方法は、次のとおりとする。

(一) (略)

(二) アナログ変調方式にあつては、有線テレビジョン放送の搬送波を標準信号発生器及びテレビ変調器を用いて発生させ、同時に他の電磁波を試験信号発生装置(他の電磁波を発生させる被試験装置をいう。以下同じ。)を用いて発生させて有線テレビジョン放送の搬送波の上側に隣接伝送させ、主観評価若しくは客観評価により検知レベル差(次項第1号(五)又は第2号(三)に規定する検知レベル差をいう。以下同じ。)を求め、又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前項第1号の基準を満たすことを確認する。また、デジタル変調方式にあつては、有線テレビジョン放送の搬送波をPN符号発生器及びデジタルテレビ変調器を用いて発生させ、同時に他の電磁波を試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送の搬送波の上側に隣接伝送させ、ビット誤り率の測定又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、同項第2号の基準を満たすことを確認する。

たすことを確認する。

---

三・四 (略)  
2・3 (三) (略)  
3 (四) (略)

---

三・四 (同上)  
2・3 (三) (同上)  
3 (四) (同上)

---

---

別図第七号 (別紙1)

---

別図第七号 (別紙2)

---

別図第八号 (別紙3)

---

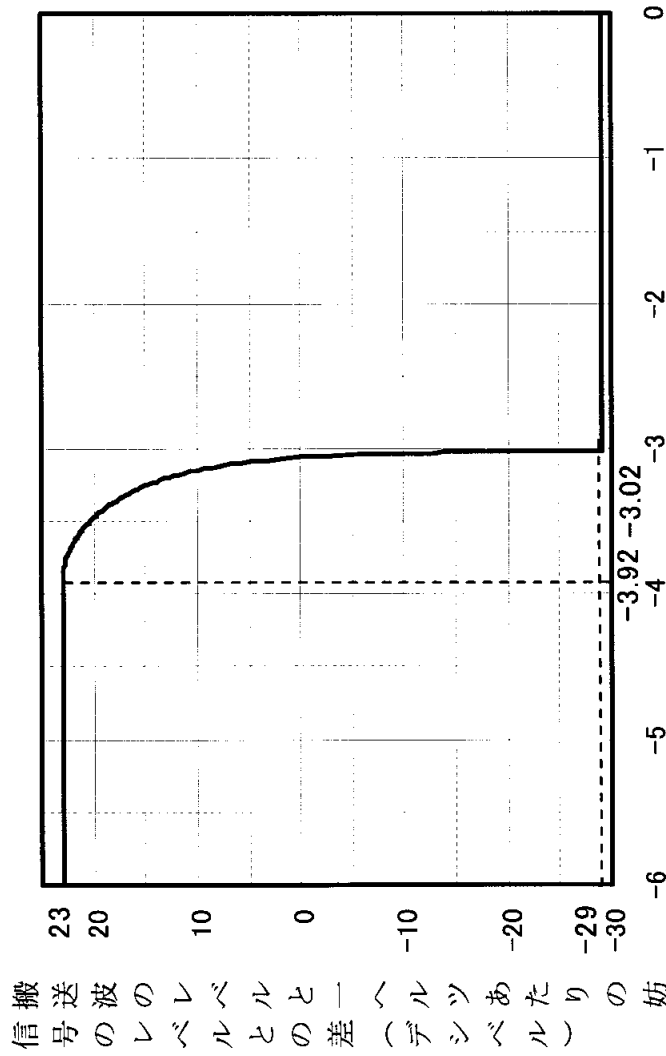
別図第八号 (別紙4)

別図第九号 (別紙5)

別図第九号 (別紙6)

別図第七号 デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送（搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調となっているものに限る。）の下側周波数のスペクトル

マスク



搬送波のレベルと一ヘルツあたりの妨害信号のレベル  $L$  との差は、次の式の値以下であること。

なお、 $f$  は搬送波の中心周波数と妨害信号の周波数との差 (MHz) とする。

・  $f$  が  $-3.92\text{MHz}$  以下の場合:  $L = 23$  [dB]

・  $f$  が  $-3.92\text{MHz}$  超え  $-3.02\text{MHz}$  未満の場合:

$$L = 23 + 20 \log_{10} \left\{ \sqrt{\frac{1}{2} \left( 1 - \sin\left(\frac{\pi}{2} \times \frac{2(f+6) - f_0}{\alpha \cdot f_0}\right) \right)} \right\} \text{ [dB]}$$

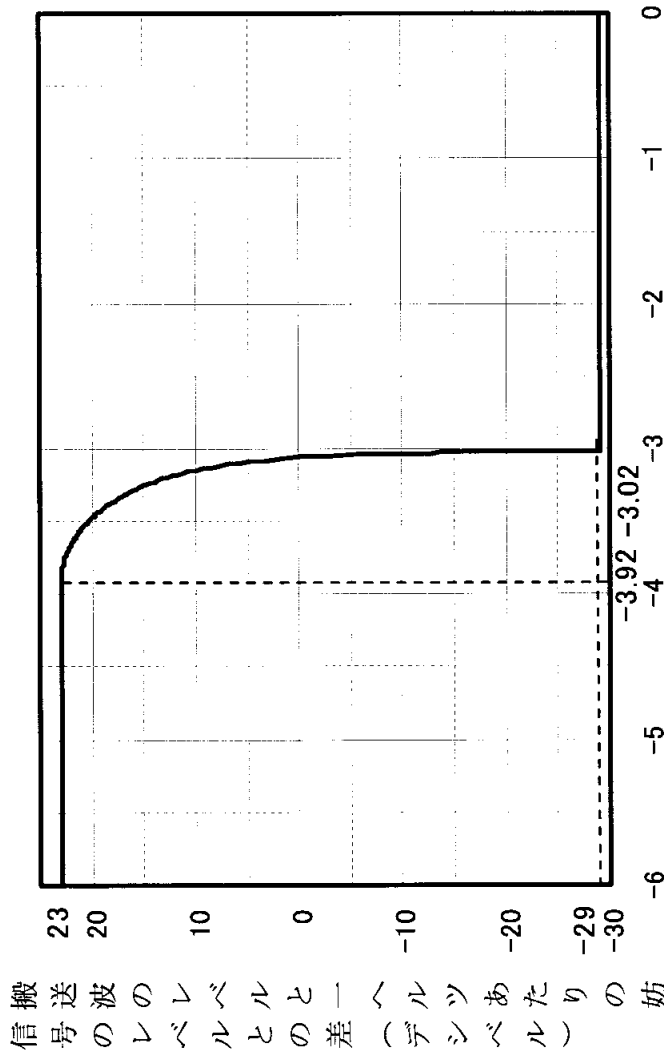
ただし、 $f_0 = 5.057$  [MHz]、 $\alpha = 0.18$

・  $f$  が  $-3.02\text{MHz}$  以上の場合:  $L = -29$  [dB]

搬送波の中心周波数と妨害信号の周波数との差 (メガヘルツ)

一ヘルツあたりの搬送波のレベルの平均値を基準値 (0 dB) とする。

別図第七号 デジタル有線テレビジョン放送方式の下側周波数のスペクトルマスク



搬送波のレベルと一ヘルツあたりの妨害信号のレベル  $L$  との差は、次の式の値以下であること。

なお、 $f$  は搬送波の中心周波数と妨害信号の周波数との差 (MHz) とする。

- ・  $f$  が  $-3.92\text{MHz}$  以下の場合:  $L = 23$  [dB]
- ・  $f$  が  $-3.92\text{MHz}$  超え  $-3.02\text{MHz}$  未満の場合:

$$L = 23 + 20 \log_{10} \left\{ \sqrt{\frac{1}{2} \left( 1 - \sin\left(\frac{\pi}{2} \times \frac{2(f+6) - f_0}{\alpha \cdot f_0}\right) \right)} \right\} \text{ [dB]}$$

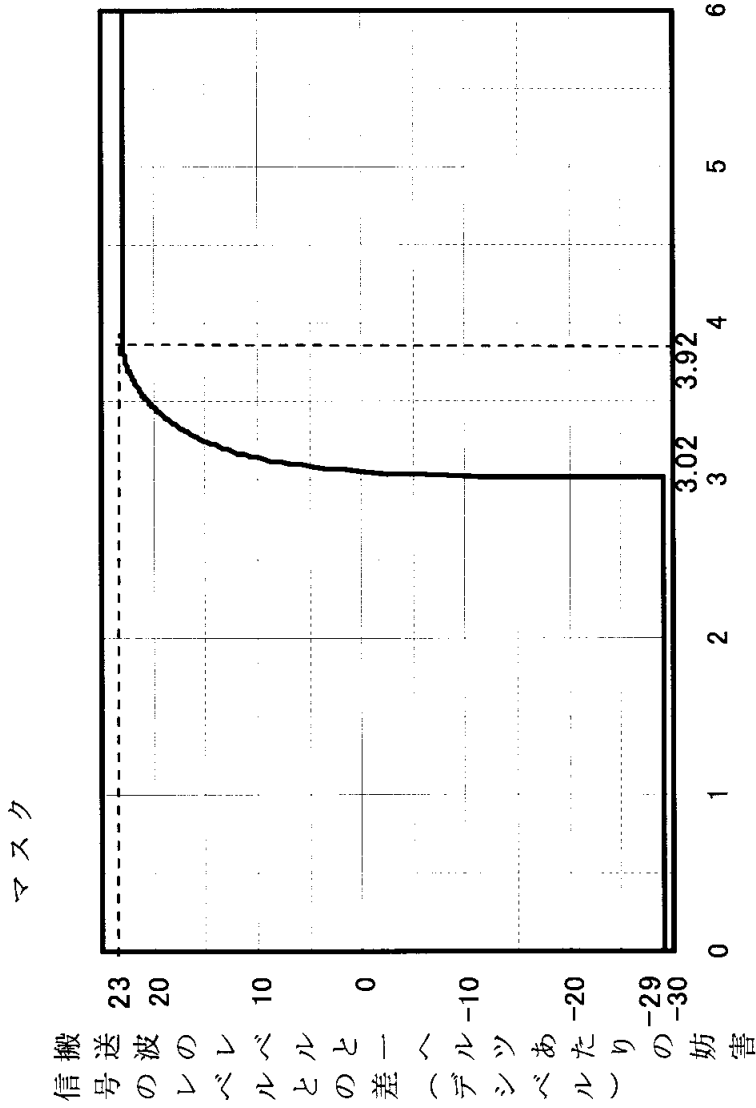
ただし、 $f_0 = 5.057$  [MHz]、 $\alpha = 0.18$

- ・  $f$  が  $-3.02\text{MHz}$  以上の場合:  $L = -29$  [dB]

搬送波の中心周波数と妨害信号の周波数との差 (メガヘルツ)

一ヘルツあたりの搬送波のレベルの平均値を基準値 (0 dB) とする。

別図第八号 デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送（搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調となっているものに限る。）の上側周波数のスペクトルマスク



搬送波の中心周波数と妨害信号の周波数との差 (メガヘルツ)

搬送波のレベルと一ヘルツあたりの妨害信号のレベル  $L$  との差は、次の式の値以下であること。

なお、 $f$  は搬送波の中心周波数と妨害信号の周波数との差 (MHz) とする。

- $f$  が 3.02MHz 以下の場合：  $L = -29$  [dB]
- $f$  が 3.02MHz を超え 3.92MHz 未満の場合：

$$L = 23 + 20 \log_{10} \left\{ \frac{1}{2} \left[ 1 + \sin \left( \frac{\pi}{2} \times \frac{2(f-6) + f_0}{\alpha \cdot f_0} \right) \right] \right\} \quad [\text{dB}]$$

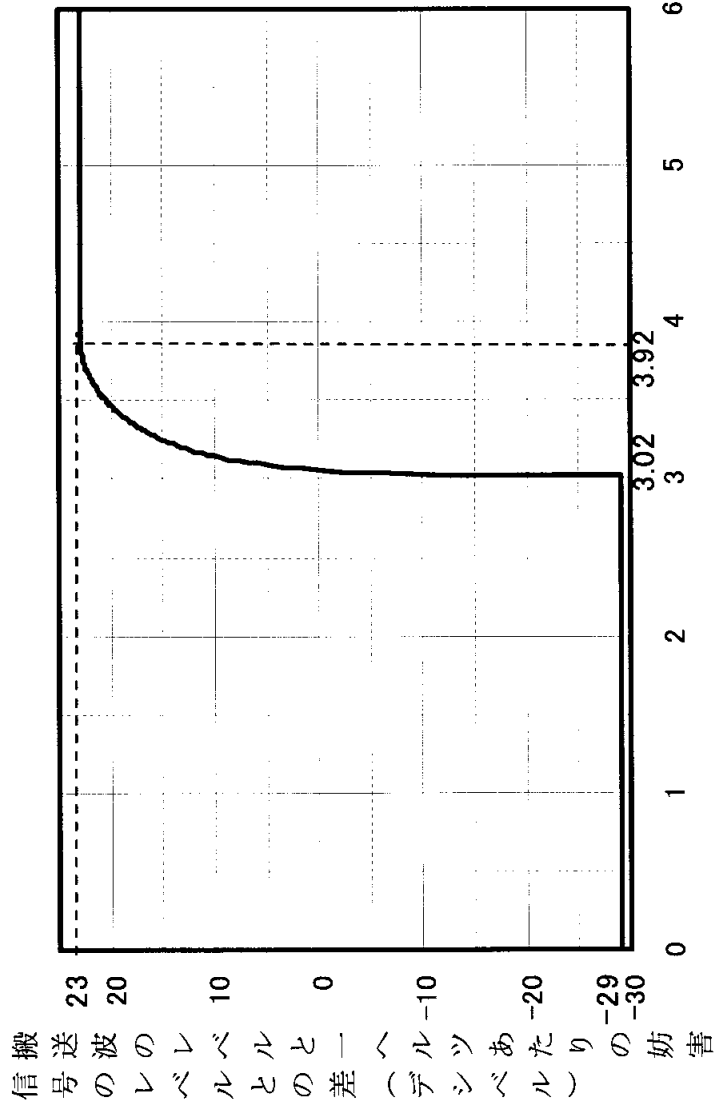
ただし、 $f_0 = 5.057$  [MHz]、 $\alpha = 0.18$

- $f$  が 3.92MHz 以上の場合：  $L = 23$  [dB]

一ヘルツあたりの搬送波のレベルの平均値を基準値 (0 dB) とする。



別図第八号 デジタル有線テレビジョン放送方式の上側周波数のスペクトルマスク



搬送波の中心周波数と妨害信号の周波数との差 (メガヘルツ)

搬送波のレベルと一ヘルツあたりの妨害信号のレベル  $L$  との差は、次の式の値以下であること。

なお、 $f$  は搬送波の中心周波数と妨害信号の周波数との差 (MHz) とする。

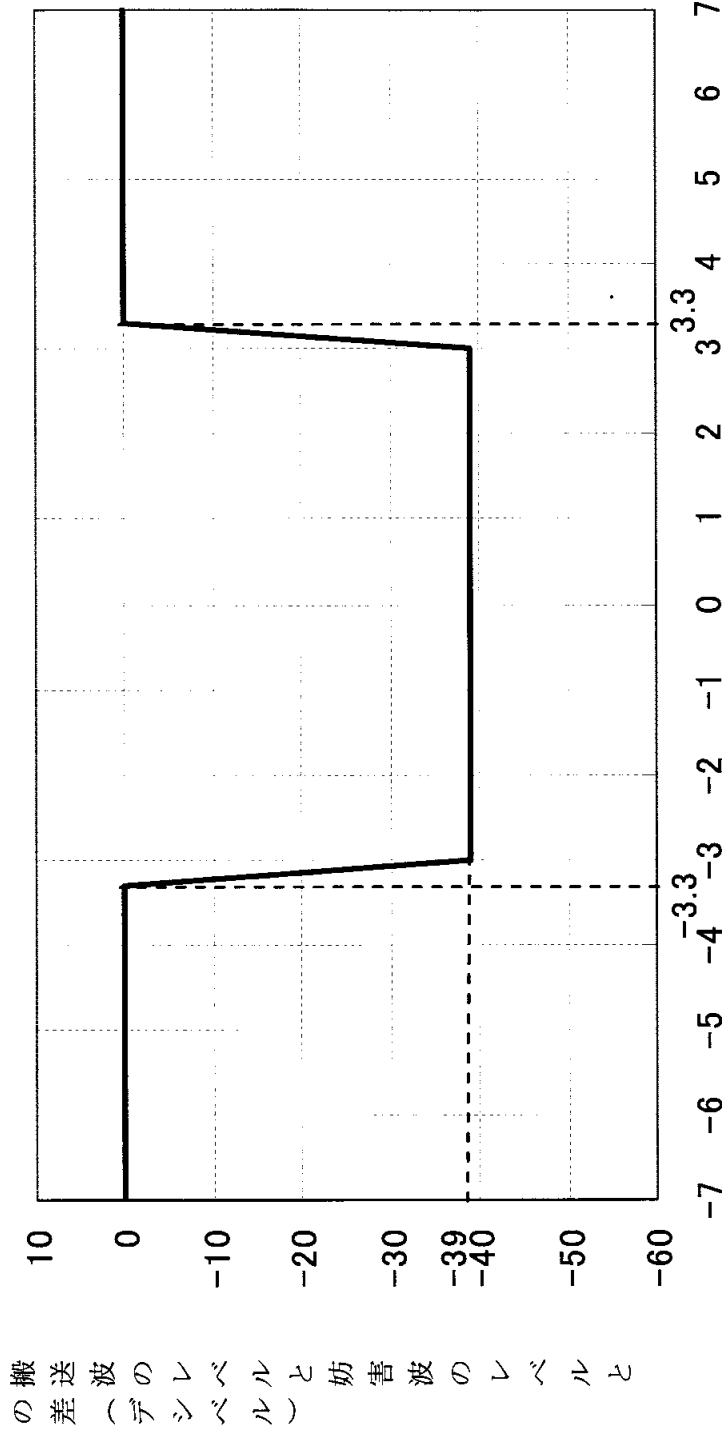
- ・  $f$  が 3.02MHz 以下の場合：  $L = -29$  [dB]
- ・  $f$  が 3.02MHz を超え 3.92MHz 未満の場合：

$$L = 23 + 20 \log_{10} \left\{ \frac{1}{\sqrt{2}} \left( 1 + \sin \left( \frac{\pi}{2} \times \frac{2(f-6) + f_0}{\alpha \cdot f_0} \right) \right) \right\} \quad [\text{dB}]$$

- ・  $f$  が 3.92MHz 以上の場合：  $L = 23$  [dB]

一ヘルツあたりの搬送波のレベルの平均値を基準値 (0 dB) とする。

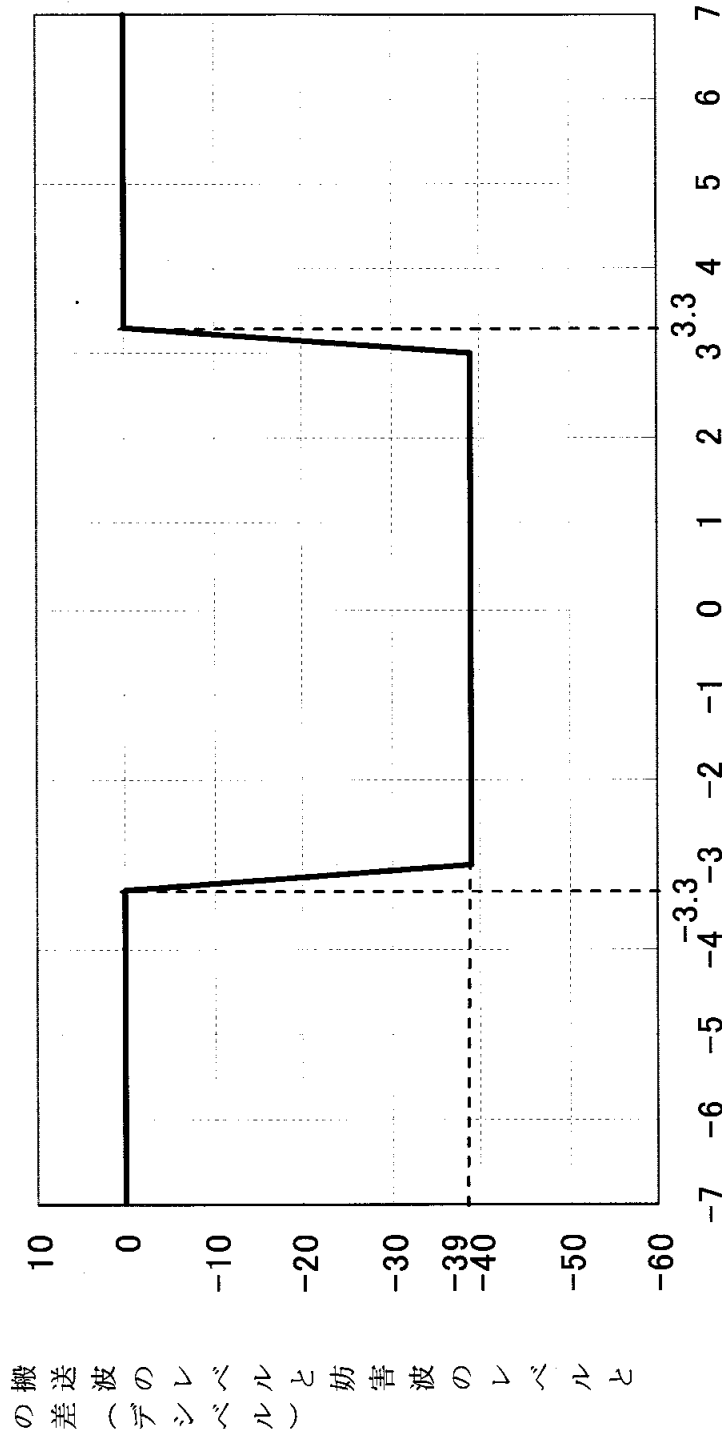
別図第九号 デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送（搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調となっているものに限る。）のスペクトルマスク



搬送波周波数と妨害信号の周波数との差（メガヘルツ）

搬送波のレベルの平均値を基準値（0 dB）とする。

別図第九号 デジタル有線テレビジョン放送方式のスペクトルマスク



搬送波周波数と妨害信号の周波数との差 (メガヘルツ)

搬送波のレベルの平均値を基準値 (0 dB) とする。

参考資料 5

○総務省告示第 号

有線テレビジョン放送法施行規則（昭和四十七年郵政省令第四十号）第二十六条の十六第四項の規定に基づき、平成十四年総務省告示第四百十九号（有線テレビジョン放送のうち自主放送を行う場合又はヘッドエンドにおいて伝送制御信号の変更を行う場合に、伝送制御信号により伝送される記述子の構成を定める件）の一部を次のように改正し、平成十九年十月一日から施行する。

平成 年 月 日

総務大臣 菅 義偉

別記第1注9中「 $\text{0x10}$ 」を「 $\text{0x0}$ 」に改め、「 $\text{0x05}$ が $\text{0x10}$ 値 $\text{0x05}$ を $\text{0x0}$ に改める。」を「 $\text{0x0}$ が $\text{0x10}$ 値 $\text{0x0}$ を $\text{0x0}$ に改める。」に改める。

別記第2注10中「 $\text{0x10}$ 」を「 $\text{0x0}$ 」に改め、「 $\text{0x05}$ が $\text{0x10}$ 値 $\text{0x05}$ を $\text{0x0}$ に改める。」の次に「 $\text{0x05}$ が $\text{0x10}$ 値 $\text{0x05}$ を $\text{0x0}$ に改める。」を加える。

○ 平成十四年総務省告示第四百十九号（有線テレビジョン放送のうち自主放送を行う場合又はヘッドエンドにおいて伝送制御信号の変更を行う場合に、伝送制御信号により伝送される記述子の構成を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(略)</p>	<p>(同上)</p>
<p>別表 (略)</p>	<p>別表 (同上)</p>
<p>別記第 1 図 (略)</p>	<p>別記第 1 図 (同上)</p>
<p>注 1～ 8 (略)</p>	<p>注 1～ 8 (同上)</p>
<p>9 変調は、変調方式の種類を識別するのに使用する領域で、<u>0x03</u>が六四値直交振幅変調方式、<u>0x05</u>が二五六値直交振幅変調方式を示す。</p>	<p>9 変調は、変調方式の種類を識別するのに使用する領域で、<u>0x03</u>が六十四値直交振幅変調方式を示す。</p>
<p>10 シンボルレートは、シンボルレート (MSymbol/s) を書き込む領域で、4ビットBCDコープ7桁とし、<u>4</u>桁以降が小数点以下を示す。</p>	<p>10 シンボルレートは、シンボルレート (MSymbol/s) を書き込む領域で、4ビットBCDコープ7桁とし、<u>3</u>桁以降が小数点以下を示す。</p>
<p>11 (略)</p>	<p>11 (同上)</p>

<p>別記第 2 図 (略)</p> <p>注 1 ~ 9 (略)</p> <p>10 変調は、変調方式の種類を識別するのに使用する領域で、0x03 が<u>六四値直交振幅変調方式</u>、0x05 が<u>二五六値直交振幅変調方式</u>を示す。</p> <p>11 ~ 16 (略)</p>	<p>別記第 2 図 (同上)</p> <p>注 1 ~ 9 (同上)</p> <p>10 変調は、変調方式の種類を識別するのに使用する領域で、0x03 が<u>六十四値直交振幅変調方式</u>を示す。</p> <p>11 ~ 16 (同上)</p>
---	---

参考資料7

○総務省告示第 号

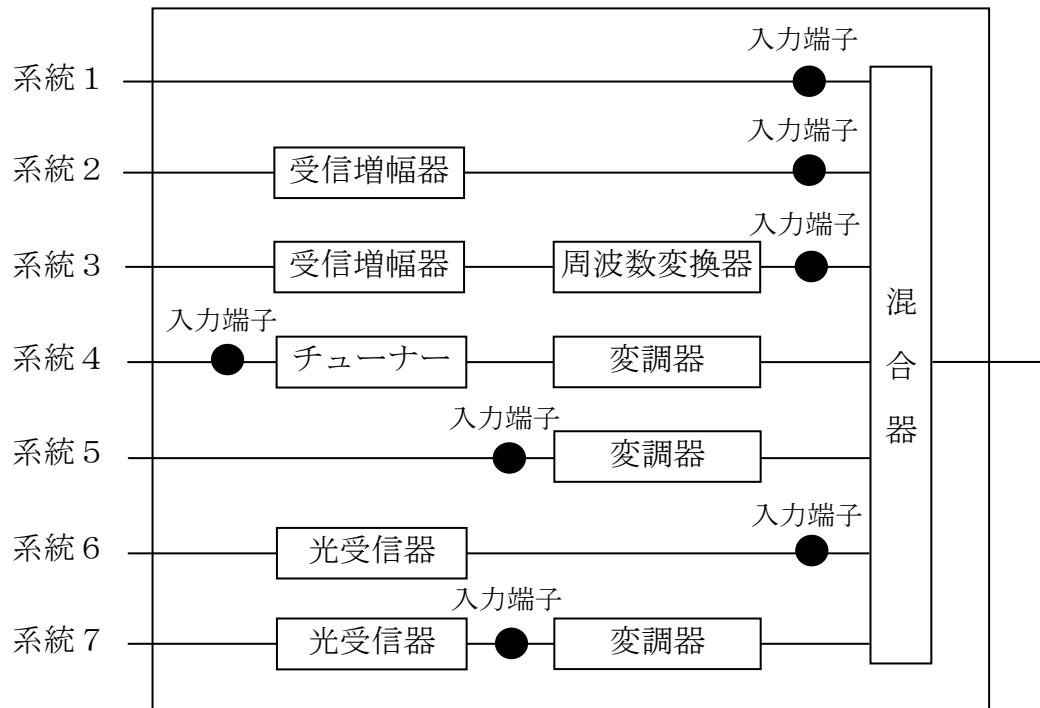
有線テレビジョン放送法施行規則（昭和四十七年郵政省令第四十号）第二十六条の八（電気通信役務利用放送法施行規則（平成十四年総務省令第五号）第二十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十五年総務省告示第四百六十八号（ビット誤り率の値を適用するヘッドエンドの主たる機器の入力端子の箇所を定める件）の全部を次のとおり改正し、平成十九年十月一日から施行する。

平成 年 月 日

総務大臣 菅 義偉

有線テレビジョン放送法施行規則（昭和四十七年郵政省令第四十号）第二十六条の八（電気通信役務利用放送法施行規則（平成十四年総務省令第五号）第二十三条において準用する場合を含む。）に規定するビット誤り率の値を適用するヘッドエンドの主たる機器の入力端子の箇所は、別図に示す箇所とする。

別図 ヘッドエンドの主たる機器の入力端子



- 注 ビット誤り率の値を適用するヘッドエンドの主たる機器の入力端子は、複数の入力システムがあるため、それぞれの入力システムごとに次の箇所とする。
- 系統1 混合器のみを使用する場合は、混合器の入力端子とする。
  - 系統2 受信増幅器と混合器を縦続接続して使用する場合は、混合器の入力端子とする。
  - 系統3 受信増幅器、周波数変換器と混合器を縦続接続して使用する場合は、混合器の入力端子とする。
  - 系統4 チューナー、変調器と混合器を縦続接続して使用する場合は、チューナーの入力端子とする。
  - 系統5 変調器と混合器を縦続接続して使用する場合は、変調器の入力端子とする。
  - 系統6 光受信器と混合器を縦続接続して使用する場合は、混合器の入力端子とする。
  - 系統7 光受信器、変調器と混合器を縦続接続して使用する場合は、変調器の入力端子とする。



## 参考資料 8

○総務省告示第 号

有線テレビジョン放送法施行規則（昭和四十七年郵政省令第四十号）第二十六条の四第二項（電気通信役務利用放送法施行規則（平成十四年総務省令第五号）第二十一条において準用する場合を含む。）、第二十六条の十第二項（電気通信役務利用放送法施行規則第二十三条において準用する場合を含む。）、第二十六条の十七第二項（電気通信役務利用放送法施行規則第二十八条において準用する場合を含む。）及び第二十六条の二十第二項（電気通信役務利用放送法施行規則第二十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百九十二号（有線テレビジョン放送等における搬送波のレベルと雑音のレベルとの差の算出方法を定める件）の全部を次のとおり改正し、平成十九年十月一日から施行する。

平成 年 月 日

総務大臣 菅 義偉

一 光強度変調方式を用いた場合の搬送波のレベル（有線テレビジョン放送法施行規則（昭和四十七年郵政省令第四十号）第二十六条の四第二項については、映像信号搬送波のレベルとする。以下同じ。）と雑音のレベルとの差は、次の式により算出し、その結果を搬送波のレベルを減数として表す値に換算するものとする。

$$C/N = 10 \log_{10} \left[ \frac{1}{B_N} \cdot \frac{\frac{1}{2} \cdot (m \cdot R \cdot P_r)^2}{RIN(R \cdot P_r)^2 + 2 \cdot e \cdot (I_{d0} + R \cdot P_r) + I_{eq}^2} \right] \quad [\text{dB}]$$

この式において、 $C/N$ 、 $B_N$ 、 $m$ 、 $R$ 、 $RIN$ 、 $e$ 、 $I_{d0}$ 、 $I_{eq}$ 及び $P_r$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$C/N$ ：当該搬送波の搬送波のレベルと雑音のレベルとの差

$B_N$ ：雑音帯域幅であり、代入値は次のとおりとする。

標準テレビジョン放送方式                   ：  $4.0 \times 10^6$  [Hz]

標準衛星テレビジョン放送方式               ：  $27 \times 10^6$  [Hz]

標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式：

$28.86 \times 10^6$  [Hz]

デジタル有線テレビジョン放送方式       ：  $5.3 \times 10^6$  [Hz]

標準デジタルテレビジョン放送方式       ：  $5.6 \times 10^6$  [Hz]

$m$    ： 当該搬送波の光変調度

$R$    ： 受光素子の光から電気への変換効率 [A/W]

$RIN$ ： 受信用光伝送装置の入力信号光の相対強度雑音であり、測定結果又は第三項に定める算出  
方法により求めた値を代入するものとする。 [1/Hz]

$e$  : 電子素量であり、代入値は次のとおりとする。

$$1.602 \times 10^{-19} \text{ [C]}$$

$I_{d0}$  : 受光素子の暗電流 [A]

$I_{eq}$  : 受光部の入力換算雑音 [A/ $\sqrt{\text{Hz}}$ ]

$P_r$  : 受信用光伝送装置の受光電力であり、受信用光伝送装置の入力端子に接続される光ファイバからの出力電力を測定した値又は当該出力電力を光送信機の出力電力を基に光送信機から受信用光伝送装置までの間に介在する機器による利得及び損失を考慮して算出した値（いずれも dB 単位の場合は真数に換算）を代入するものとし、受信用光伝送装置の入力端子と受光素子の間に WDM フイルタを使用する場合は、その損失分（dB 単位の場合は真数に換算）を除いた値を用いること。

上記の規定により代入する値は、次の搬送波（標準衛星テレビジョン放送方式、標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式の搬送を除く。以下この項において同じ。）の条件を満たしていなければならない。[W]

アナログ搬送波が 10 チャンネルを超える施設の場合 :  $1.58 \times 10^{-4}$  以上 [W]

すべての搬送波がデジタル搬送波である施設の場合 :  $6.3 \times 10^{-5}$  以上 [W]

アナログ搬送波が10チャンネル以下の施設の場合 :  $6.3 \times 10^{-5}$ 以上 [W]

ただし、最低受光電力がこれらの値以下の受信用光伝送装置を用いる場合は、光ファイバの出力電力は当該最低受光電力の値以上であること。

二 FM一括変換方式を用いた場合の搬送波のレベルと雑音のレベルとの差は、次の式により算出し、その結果を搬送波のレベルを減数として表す値に換算するものとする。

$$C/N = 10 \log_{10} \left[ \frac{1}{2 \cdot B_N} \cdot \frac{\Delta F^2(f)}{f^2} \cdot \frac{1}{\frac{1}{C/N_{mod}(f)} + \frac{1}{C/N_{out}}} \right] \text{ [dB]}$$

この式において、 $C/N$ 、 $f$ 、 $B_N$ 、 $\Delta F(f)$ 、 $C/N_{mod}(f)$ 及び $C/N_{out}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$C/N$  : 当該搬送波の搬送波のレベルと雑音のレベルとの差

$f$  : 当該搬送波の搬送波周波数 [MHz]

$B_N$  : 雑音帯域幅であり、代入値は次のとおりとする。

標準テレビジョン放送方式 :  $4.0 \times 10^6$  [Hz]

デジタル有線テレビジョン放送方式 :  $5.3 \times 10^6$  [Hz]

標準デジタルテレビジョン放送方式 :  $5.6 \times 10^6$  [Hz]

$\Delta F(f)$  : 当該搬送波の周波数偏移量 [MHz<sub>0-p</sub>/ch]

$C/N_{mod}(f)$  : 当該搬送波に影響を及ぼす FM 変調器の単位周波数幅当たりの雑音特性 [1/Hz<sup>-1</sup>]

$C/N_{ONU}$  : FM 伝送区間の単位周波数幅当たりの雑音特性であり、次の式により算出すること。

$$C/N_{ONU} = \frac{\frac{1}{2} \cdot (m \cdot R \cdot P_r)^2}{RIN \cdot (R \cdot P_r)^2 + 2 \cdot e \cdot (I_{d0} + R \cdot P_r) + I_{eq}^2} \quad [1/\text{Hz}^{-1}]$$

この式において、 $m$ 、 $R$ 、 $RIN$ 、 $e$ 、 $I_{d0}$ 、 $I_{eq}$ 及び $P_r$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$m$  : FM 一括変換信号の光変調度

$R$  : 受光素子の光から電気への変換効率 [A/W]

$RIN$ : 受信用光伝送装置の入力信号光の相対強度雑音であり、測定結果又は第三項に定める算出方法により求めた値を代入するものとする。 [1/Hz]

$e$  : 電子素量であり、代入値は次のとおりとする。

$$1.602 \times 10^{-19} \quad [C]$$

$I_{d0}$  : 受光素子の暗電流 [A]

$I_{eq}$  : 受光部の入力換算雑音 [A/ $\sqrt{\text{Hz}}$ ]

$P_r$  : 受信用光伝送装置の受光電力であり、受信用光伝送装置の入力端子に接続される光ファイバからの出力電力を測定した値又は当該出力電力を光送信機から受信用光伝送装置までの間に介在する機器による利得及び損失を考慮して算出した値（いずれもdB単位の場合は真数に換算）を代入するものとし、受信用光伝送装置の入力端子と受光素子の間にWDMファイバを使用する場合は、その損失分（dB単位の場合は真数に換算）を除いた値を用いること。

上記の規定により代入する値は、次の条件を満たしていなければならない。 [W]

アナログ搬送波が10チャンネルを超える施設の場合 :  $6.3 \times 10^{-5}$ 以上 [W]

すべての搬送波がデジタル搬送波である施設の場合 :  $3.16 \times 10^{-5}$ 以上 [W]

アナログ搬送波が10チャンネル以下の施設の場合 :  $3.16 \times 10^{-5}$ 以上 [W]

ただし、最低受光電力がこれらの値以下の受信用光伝送装置を用いる場合は、光ファイバの出力電力は当該最低受光電力の値以上であること。

三 第一項又は前項において用いる受信用光伝送装置の入力信号光の相対強度雑音は、次の式により算出すること。

$$RIN = \sum_{k=1}^N \frac{2 \cdot E \cdot NF_k}{P_k} + RIN_{Tx} \quad [1/\text{Hz}]$$

この式において、 $RIN$ 、 $RIN_{Tx}$ 、 $E$ 、 $N$ 、 $NF_k$ 及び $P_k$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$RIN$  : 受信用光伝送装置の入力信号光の相対強度雑音 [1/Hz]

$RIN_{Tx}$  : 光送信機出力光の相対強度雑音 [1/Hz]

$E$  : フォトンエネルギーであり、代入値は次のとおりとする。

$$1.278 \times 10^{-16} \quad [\text{mJ}]$$

$N$  : 最終光増幅器までの光増幅器の段数 [台]

$NF_k$  :  $k$  段目の光増幅器の雑音指数 (真数)

$P_k$  :  $k$  段目の光増幅器の入力光電力 [mW]

参考資料 9

○総務省告示第 号

電気通信役務利用放送法施行規則（平成十四年総務省令第五号）第十七条第二項の規定に基づき、平成十四年総務省告示第四十二号（有線役務利用放送の受信に影響を与えることが検知されないための技術的条件を定める件）の一部を次のように改正し、平成十九年十月一日から施行する。

平成 年 月 日

総務大臣 菅 義偉

「別図第二号中「有線テレビジョン放送施設」とあるのは「有線役務利用放送設備」との下に「別図第七号から別図第九号までにおいて「~~有線テレビジョン放送~~（）」とあるのは「~~有線役務利用放送~~（）」と」を加える。



○ 平成十四年総務省告示第四十二号（有線役務利用放送の受信に影響を与えることが検知されないための技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

電気通信役務利用放送法施行規則（平成十四年総務省令第五号）第十七条第二項の規定に基づき、有線役務利用放送の受信に影響を与えることが検知されないための技術的条件を次のように定める。

電気通信役務利用放送法施行規則（平成十四年総務省令第五号）第十七条第二項の規定に基づき、有線役務利用放送の受信に影響を与えることが検知されないための技術的条件を次のように定める。

平成十三年総務省告示第百三十号（有線テレビジョン放送の受信に影響を与えることが検知されないための技術的条件）の規定は、有線役務利用放送の受信に影響を与えることが検知されないための技術的条件について準用する。この場合において、第一項（第2号を除く。）中「規則第二十三条第一項各号に掲げる有線テレビジョン放送」とあるのは「電気通信役務利用放送法施行規則第十七条第一項各号に掲げる有線役務利用放送」と、「有線テレビジョン放送」とあるのは「有線役務利用放送」と、同項第2号中「による有線テレビジョン放送」とあるのは「による有線役務利用放送」と、「有線テレビジョン放送の」とあるのは「有線役務利用放送の」と、第二項第1号中「有線テレビジョン放送の」とあるのは「有線役務利用放送の」と、「有線テレビジョン放送が」とあるのは「有線役務利用放送が」と、「有線テレビジョン放送施設」とあるのは「有線役務利用放送設備」と、「試験施設」とあるのは「試験設備」と、同項第2号中「有線テレビジョン放送が」とあるのは「有線役務利用放送が」と、「伝送がヘッドエンド」とあるのは「伝送がヘッドエンド（有線役務利用放送のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切替え又は混合して線路に送出する装置であつて、当該有線役務利用放送の主たる送信の場所にあるもの及びこれに付加する装置（テレビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイクロホン増幅器及び録音再生装置を除く。）をいう。以下同じ。）」と、「から受信者端子」とあるのは「から受信者端子（有線

平成十三年総務省告示第百三十号（有線テレビジョン放送の受信に影響を与えることが検知されないための技術的条件）の規定は、有線役務利用放送の受信に影響を与えることが検知されないための技術的条件について準用する。この場合において、第一項（第2号を除く。）中「規則第二十三条第一項各号に掲げる有線テレビジョン放送」とあるのは「電気通信役務利用放送法施行規則第十七条第一項各号に掲げる有線役務利用放送」と、「有線テレビジョン放送」とあるのは「有線役務利用放送」と、同項第2号中「による有線テレビジョン放送」とあるのは「による有線役務利用放送」と、「有線テレビジョン放送の」とあるのは「有線役務利用放送の」と、第二項第1号中「有線テレビジョン放送の」とあるのは「有線役務利用放送の」と、「有線テレビジョン放送が」とあるのは「有線役務利用放送が」と、「伝送がヘッドエンド」とあるのは「伝送がヘッドエンド（有線役務利用放送のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切替え又は混合して線路に送出する装置であつて、当該有線役務利用放送の主たる送信の場所にあるもの及びこれに付加する装置（テレビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイクロホン増幅器及び録音再生装置を除く。）をいう。以下同じ。）」と、「から受信者端子」とあるのは「から受信者端子（有線

役務利用放送設備の端子であつて、有線役務利用放送の受信設備に接するものをいう。以下同じ。）」と、「有線テレビジョン放送施設」とあるのは「有線役務利用放送設備」と、「試験施設」とあるのは「試験設備」と、「有線テレビジョン放送の」とあるのは「有線役務利用放送の」と、同項第3号中「有線テレビジョン放送に」とあるのは「有線役務利用放送に」と、「有線テレビジョン放送以外」とあるのは「有線役務利用放送以外」と、「有線テレビジョン放送が」とあるのは「有線役務利用放送が」と、「有線テレビジョン放送施設」とあるのは「有線役務利用放送設備」と、「試験施設」とあるのは「試験設備」と、「有線テレビジョン放送の」とあるのは「有線役務利用放送の」と、第三項中「有線テレビジョン放送」とあるのは「有線役務利用放送」と、別図第一号及び別図第二号中「有線テレビジョン放送施設」とあるのは「有線役務利用放送設備」と、別図第七号から別図第九号までにおいて「有線テレビジョン放送（）」と読み替えるものとする。

役務利用放送設備の端子であつて、有線役務利用放送の受信設備に接するものをいう。以下同じ。）」と、「有線テレビジョン放送施設」とあるのは「有線役務利用放送設備」と、「試験施設」とあるのは「試験設備」と、「有線テレビジョン放送の」とあるのは「有線役務利用放送の」と、同項第3号中「有線テレビジョン放送に」とあるのは「有線役務利用放送に」と、「有線テレビジョン放送以外」とあるのは「有線役務利用放送以外」と、「有線テレビジョン放送が」とあるのは「有線役務利用放送が」と、「有線テレビジョン放送施設」とあるのは「有線役務利用放送設備」と、「試験施設」とあるのは「試験設備」と、「有線テレビジョン放送の」とあるのは「有線役務利用放送の」と、第三項中「有線テレビジョン放送」とあるのは「有線役務利用放送」と、別図第一号及び別図第二号中「有線テレビジョン放送施設」とあるのは「有線役務利用放送設備」と読み替えるものとする。